

新監査公表第 14 号

令和 8 年 2 月 13 日に令和 7 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 13 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

包括外部監査結果報告書

令和7年度

新潟市

新潟市包括外部監査人

公認会計士 植木謙治

目次

第1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
(1)	監査テーマ	1
(2)	監査対象年度	1
(3)	監査対象部局	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	監査の着眼点	2
5	包括外部監査の手法	2
6	包括外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格	2
8	利害関係	3
9	その他	3
第2	監査対象の概要	4
1	新潟市の文化・スポーツ振興に係る施策	4
(1)	新潟市総合計画 2030	4
(2)	新潟市文化創造都市ビジョン	6
(3)	新潟市スポーツ推進計画 第3次「スポ柳都にいがた」プラン	7
(4)	文化スポーツ部の組織体系	10
(5)	文化スポーツ部の予算概要（R6年度）	12
第3	包括外部監査の結果及び意見の概要	20
1	結果及び意見の概要	20
(1)	結果及び意見に関する総論	20
(2)	指摘及び意見の要約	20
第4	文化政策課への監査の結果及び意見	45
1	管理グループ	45
(1)	主な分掌事務	45
(2)	個別検出事項	45
2	未来創造グループ	57
(1)	主な業務内容	57
(2)	個別検出事項	57
3	事業推進グループ	57
(1)	主な業務内容	57
(2)	個別検出事項	57

第5	(公財) 會津八一記念館への監査の結果及び意見	63
	(1) 外郭団体の概要	63
	(2) 市の財政的、人的支援の概要	64
	(3) 財務諸表の推移	65
	(4) 個別検出事項	66
第6	新潟市美術館への監査の結果及び意見	77
	(1) 主な業務内容	77
	(2) 施設概要	77
	(3) 個別検出事項	80
第7	新潟市新津美術館への監査の結果及び意見	89
	(1) 主な業務内容	89
	(2) 施設概要	89
	(3) 個別検出事項	92
第8	歴史文化課への監査の結果及び意見	99
1	企画・文化財担当	99
	(1) 主な分掌事務	99
	(2) 個別検出事項	99
2	埋蔵文化財担当	108
	(1) 主な業務内容	108
	(2) 個別検出事項	108
3	新潟市新津鉄道資料館	110
	(1) 主な業務内容	110
	(2) 施設概要	110
	(3) 個別検出事項	112
第9	新潟市文化財センターへの監査の結果及び意見	125
	(1) 主な業務内容	125
	(2) 施設概要	125
	(3) 個別検出事項	127
第10	新潟市文書館への監査の結果及び意見	132
	(1) 主な業務内容	132
	(2) 施設概要	132
	(3) 個別検出事項	134
第11	スポーツ振興課への監査の結果及び意見	139
1	管理グループ	139
	(1) 主な分掌事務	139
	(2) 個別検出事項	139

2	事業グループ	156
(1)	主な業務内容	156
(2)	個別検出事項	156
第12	(公財)新潟市スポーツ協会への監査の結果及び意見	164
(1)	外郭団体の概要	164
(2)	市の財政的、人的支援の概要	165
(3)	財務諸表の推移	166
(4)	個別検出事項	167

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

文化・スポーツ振興に係る事務の執行及び管理状況について

(2) 監査対象年度

原則として令和 6 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

(3) 監査対象部局

文化スポーツ部を対象とし、必要に応じ関連する部局を対象とした。なお文化スポーツ部が所管する外郭団体も監査対象とするが、令和 5 年度の包括外部監査の対象となった団体は除くこととし、「公益財団法人會津八一記念館」「公益財団法人新潟市スポーツ協会」を監査対象に選定した。

3 特定の事件を選定した理由

本市では、令和 5 年 3 月に策定した新潟市総合計画 2030 において、「文化芸術の発展・継承による心豊かな暮らしの充実」「スポーツによる活力の創出」を掲げ、文化・スポーツの振興のために様々な施策を計画している。そして新潟市総合計画 2030 の施策を進める指針又は整合する計画として、新潟市文化創造都市ビジョン及び新潟市スポーツ推進計画第 3 次「スポ柳都にいがた」プランを策定している。

文化・芸術は、人々の心の豊かさ、いきいきとした暮らし、まち全体の活性化につながるものであり、また、スポーツは、人々の健康の保持・増進、ひいては健康寿命の延伸につながるものである。文化・スポーツの振興は本市の重要な施策・政策の一つであり、また市民の関心の高い分野である。

一方で、少子高齢化による人口減少社会が到来し、限られた予算の中で、文化・スポーツに関連する施設を維持し、施策を進めていくためには、従来にも増して、効率的な事務の執行及び管理状況が求められている。

このような状況のもと、市の推進する文化・スポーツに係る事業が経済性、効率性及び有効性の観点で適切に遂行されているかを検証することは有意義なものと考えられる。

以上の理由で「文化・スポーツ振興に係る事務の執行及び管理状況について」を特定の事件として選定した。なお文化スポーツ部が所管する外郭団体も監査対象とする

が、令和 5 年度の包括外部監査の対象となった団体は除くこととし、「公益財団法人 會津八一記念館」「公益財団法人新潟市スポーツ協会」を監査対象に選定した。

4 監査の着眼点

文化・スポーツ振興に係る事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。主要な監査項目は下記のとおりである。

- 契約事務の適正性
- 指定管理者制度に係る事務の適正性
- 補助金事務の適正性
- 物品等管理事務の適正性
- 施設管理及び運用事務の適切性
- 社会情勢や行政需要の変化への対応
- 市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上の有効性
- 情報公開の妥当性
- その他

5 包括外部監査の手法

監査対象課の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて関連施設及び外郭団体への現場往査を行った。なお、現場往査の対象とした施設は下記のとおりである。

- 公益財団法人會津八一記念館
- 新潟市美術館
- 新潟市新津美術館
- 新潟市新津鉄道資料館
- 新潟市文化財センター
- 公益財団法人新潟市スポーツ協会

6 包括外部監査の実施期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

7 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	植木 謙治	公認会計士
補助者	赤塚 弘晃	公認会計士
補助者	渡部 政記	公認会計士
補助者	五十嵐 隆敏	公認会計士

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 その他

● 端数の処理

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

● 元号の表記

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
H	平成	H30=平成 30 年
R	令和	R6=令和 6 年

● 法人の種類

一部の法人の種類について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	法人の種類
(公財)	公益財団法人
(一財)	一般財団法人
(株)	株式会社

第2 監査対象の概要

1 新潟市の文化・スポーツ振興に係る施策

(1) 新潟市総合計画 2030

新潟市は、新潟市のまちづくりの理念（考え方）や目指す都市像を示す計画として、新潟市総合計画 2030 を策定している。新潟市総合計画 2030 では、「文化芸術の発展・継承による心豊かな暮らしの充実」「スポーツによる活力の創出」を掲げ、文化・スポーツの振興のために様々な施策を計画している。

<新潟市総合計画 2030 における文化・スポーツ振興に係る施策>

政策2	文化芸術の発展・継承による心豊かな暮らしの充実
文化	



◆施策体系

施策1 文化芸術活動の活性化

- ① 市民が文化芸術に親しむ機会の創出
- ② 文化施設の拠点性の発揮

施策2 文化芸術による子どもの豊かな感性や創造力の育成

- ① 文化芸術の鑑賞・体験機会の創出

施策3 文化財等の保存・継承

- ① 文化財等の保存・継承

施策4 文化芸術特性の多面的展開

- ① 特色ある文化芸術で地域振興
- ② 文化芸術特性を幅広く活用

◆政策の基本的方向

文化芸術は、市民一人一人の創造力や表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受容する心豊かな社会の形成に資するものです。
 このため、新潟市では、市民が文化芸術に身近に親しむ機会を創るとともに、特に、次代を担う子どもたちについては、豊かな感性や創造力の育成にも取り組みます。また、地域に根差した文化を保存・継承し、地域への誇りや愛着の醸成を図ります。
 さらに、多様な価値観を包摂する文化芸術特性を、観光や産業、まちづくり、国際交流、福祉、教育などの分野にも、幅広く活用していきます。

◆政策指標

指標名	現状値	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和12年度)
文化芸術活動(鑑賞含む)を行う市民の割合	51.7% (令和4年度)	55.8% (令和8年度)	60.0% (令和12年度)
文化的な環境への満足度	35.7% (令和4年度)	42.8% (令和8年度)	50.0% (令和12年度)

政策3	スポーツによる活力の創出
スポーツ	



◆施策体系

施策1 生涯スポーツ社会の実現

- ① 誰もが参加できるスポーツの機会創出
- ② スポーツを支える環境づくり

施策2 競技力の向上、人材育成の推進

- ① 選手・指導者の育成

施策3 スポーツを活かしたまちづくり

- ① スポーツを通じた交流の推進
- ② スポーツの魅力を活かした愛着の醸成と賑わいづくり

◆政策の基本的方向

市民一人一人が、健康の保持・増進、ひいては健康寿命の延伸につながる豊かな生活を営むことができるよう、ライフステージに応じたスポーツに親しめる機会の提供に取り組み、生涯スポーツ社会の実現とスポーツの魅力を活かしたまちの活性化を目指します。

◆政策指標

指標名	現状値	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和12年度)
週1日以上スポーツをする市民の割合	50.8% (令和4年度)	60.4% (令和8年度)	70.0% (令和12年度)
スポーツ環境への満足度	42.5% (令和4年度)	51.3% (令和8年度)	60.0% (令和12年度)

(出典：「新潟市総合計画 2030 前期実施計画」 抜粋)

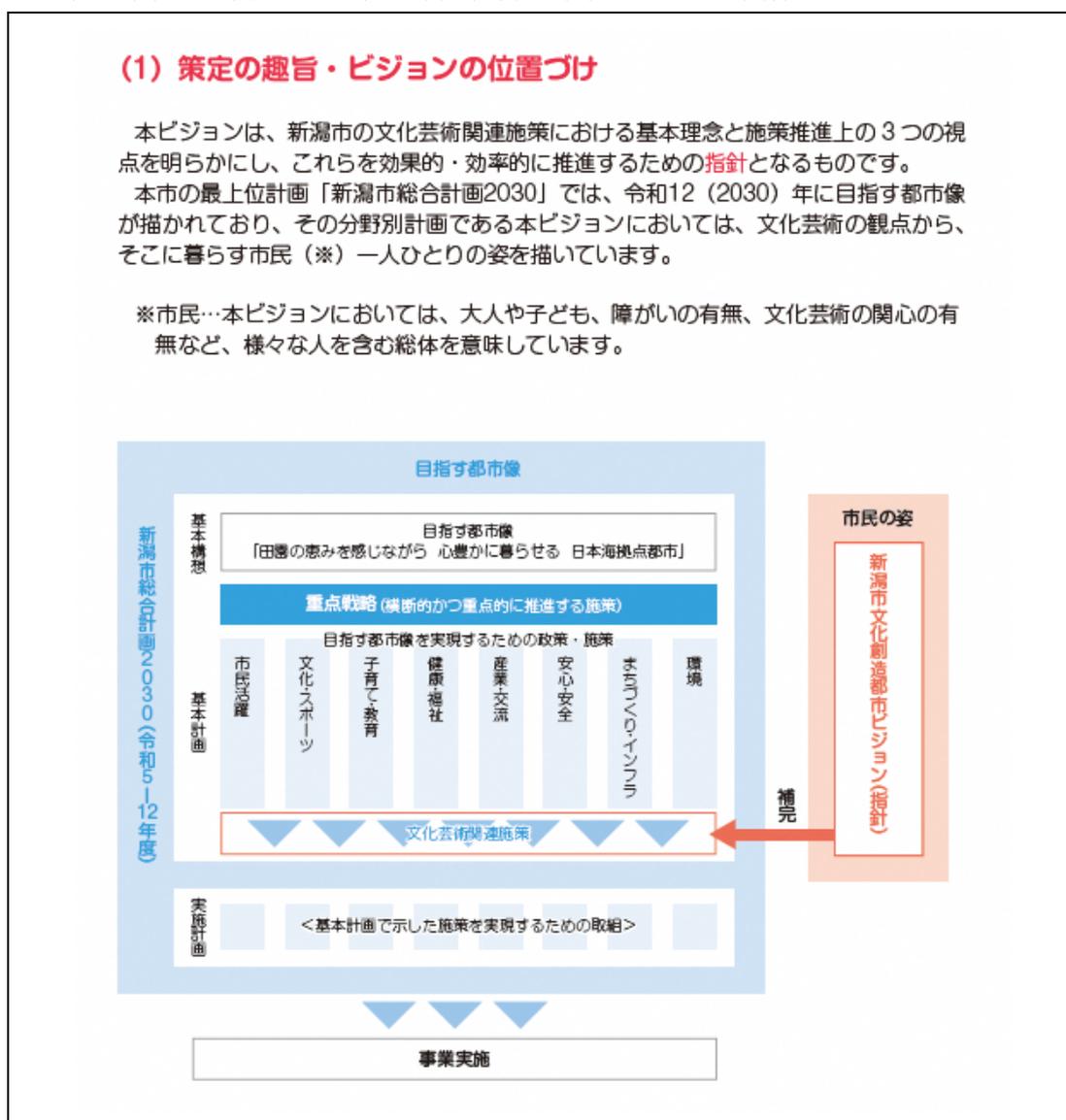
(2) 新潟市文化創造都市ビジョン

新潟市では、新潟市総合計画 2030 を補完し、効果的・効率的に文化芸術施策を推進する指針として、新潟市文化創造都市ビジョンを策定している。

新潟市文化創造都市ビジョンでは、「文化芸術によって育まれた、市民一人ひとりの心の豊かさやいきいきとした暮らしが、将来にわたってまち全体を活性化している」ことを基本理念としている。基本理念に含まれている視点1「心の豊かさ」、視点2「いきいきとした暮らし」、視点3「まち全体の活性化」を施策推進上の3つの視点として重要視している。

新潟市総合計画 2030・新潟市文化創造都市ビジョン・各施策の関係は以下のとおりである。

<新潟市総合計画 2030 と新潟市文化創造都市ビジョンの関係>



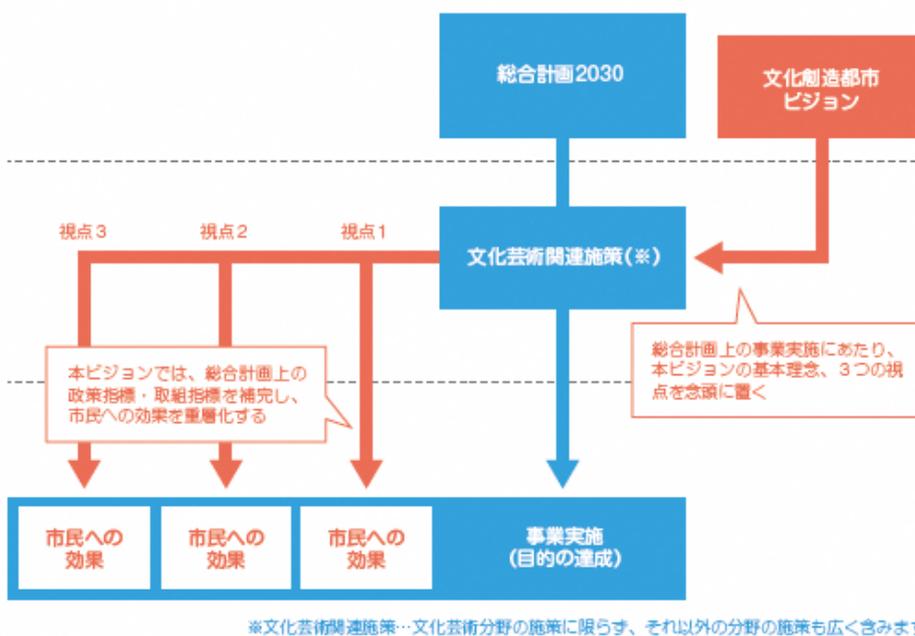
(出典：「新潟市文化創造都市ビジョン（全体）」 抜粋)

<新潟市総合計画 2030・新潟市文化創造都市ビジョン・各施策の関係>

多様な価値を含む文化芸術は、市民の暮らしや地域における活動、民間企業による経済活動などにおいて、重層的な効果をもたらします。

例えば、総合計画における「文化芸術活動の活性化」(政策2 施策1)という目的のもと実施される事業は、目的を達成したのかどうかという結果だけではなく、実施過程において、参加者の心の豊かさを育むことや参加者間の交流(つながり)を生み出す、まち全体の活性化にも波及効果があるなど、その効果は様々に捉えることができます。

また、福祉や教育、まちづくり、観光、産業といった様々な分野において実施される事業についても、文化芸術と組み合わせることで、より効果が深まると期待されます。



(出典：「新潟市文化創造都市ビジョン」 抜粋)

(3) 新潟市スポーツ推進計画 第3次「スポ柳都にいがた」プラン

新潟市では、新潟市総合計画 2030 に体系づけられ、国が平成 23 年に施行した「スポーツ基本法」に基づく、地方スポーツ推進計画として、新潟市スポーツ推進計画 第 3 次「スポ柳都にいがた」プランを策定している。

新潟市スポーツ推進計画 第 3 次「スポ柳都にいがた」プランでは、「スポーツによる活力の創出」、すなわち、市民一人一人が、健康の保持・増進、ひいては健康寿命の延伸につながる豊かな生活を営むことができるよう、ライフステージに応じたスポーツに親しめる機会の提供に取組、生涯スポーツ社会の実現とスポーツの魅力を活かしたまちの活性化を目指すことを、基本理念としている。

そして、基本理念実現のため、「生涯スポーツ社会の実現」、「競技力向上、人材育成の推進」、「スポーツを活かしたまちづくり」の 3 つの基本方針をもって、施策を推進して

いるが、これは新潟市総合計画 2030 の施策体系と整合している。

新潟市スポーツ推進計画 第3次「スポ柳都にいがた」プランの体系は以下のとおりである。

基本理念	基本方針		基本施策
スポーツによる活力の創出	1 生涯スポーツ 社会の実現	(1) 誰もが参加できる スポーツの機会創出	①子どものスポーツ推進
			②働き盛り・子育て世代のスポーツ推進
			③高齢者のスポーツ推進
			④障がい者スポーツの推進
			⑤スポーツイベント・教室の充実開催
			⑥暮らしの中での健康づくり
	2 競技力の向上、 人材育成の推進	(2) スポーツを支える 環境づくり	①スポーツを支える組織(スポーツ推進委員・スポーツ振興会・スポーツ少年団・スポーツボランティア等)の育成・支援
			②市民から愛される指導者の養成
			③スポーツ施設の整備・改修、施設利用環境の充実
			④気軽にスポーツに取り組める情報を発信
			⑤子どもを取り巻くスポーツ環境の変化への対応
			⑥医科学など関連分野との連携
3 スポーツを 活かした まちづくり	(1) 選手・指導者の育成	①ジュニアを主体とした競技力向上施策の推進	
		②指導者の育成、資質向上の取り組み	
	(2) スポーツを通じた 交流の推進	③障がい者の競技スポーツ推進	
		①文化・スポーツコミッションと一体となった大会・合宿等の誘致	
(2) スポーツの魅力を活かした愛着の醸成と賑わいづくり	①地元プロスポーツチームとの連携		
	②スポーツを活用した賑わいづくり		

(出典：新潟市スポーツ推進計画 第3次「スポ柳都にいがた」プラン 抜粋)

(4) 文化スポーツ部の組織体系

<文化政策課>

係・担当	主な業務内容
管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 新潟市民芸術文化会館、新潟市音楽文化会館、新潟市會津八一記念館、新潟市水族館、旧市長公舎（安吾風の館）に関すること ● （公財）新潟市芸術文化振興財団、（公財）會津八一記念館、（公財）新潟市海洋河川文化財団に関すること ● 文化スポーツ部の予算及び決算の総括 ● 新潟市文化創造都市ビジョンの推進 ● 区役所の文化振興部門との連絡調整 ● アーツカウンシル新潟に関すること
未来創造グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 東アジア文化都市交流の推進 ● 文化芸術による共生社会の推進 ● 新潟市芸術創造村・国際青少年センターに関すること ● 子ども向け文化プログラム体験 ● 坂口安吾顕彰事業
事業推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 新潟市美術展、にいがた市民文学 ● 音楽事業に関すること ● 文化事業の後援・共催 ● にいがたマンガ大賞 ● 新潟市マンガ・アニメ情報館、新潟市マンガの家に関すること ● マンガ・アニメを活用したまちづくりに関すること

<新潟市美術館>

係・担当	主な業務内容
総務係	<ul style="list-style-type: none"> ● 館利用者に対する案内や観覧料等の徴収に関すること ● 施設や設備の貸し出しに関すること ● 施設の維持管理に関すること ● 予算、決算や館の庶務に関すること
学芸係	<ul style="list-style-type: none"> ● 美術資料の収集、保管及び展示に関すること ● 美術資料に関する調査研究に関すること ● 美術に関する講座、講演会等の開催や学校連携に関すること ● 美術資料の寄贈、寄託、貸し出しに関すること

<新潟市新津美術館>

係・担当	主な業務内容
新津美術館	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設及び設備の維持管理に関すること ● 美術資料の収集、保管及び展示等に関すること ● 美術に関する調査、研究及び普及活動に関すること ● 各種講座、講演会等の開催に関すること ● 各種イベント、コンサート等の開催に関すること ● 施設及び設備の貸し出しに関すること ● 館の庶務に関すること

<歴史文化課>

係・担当	主な業務内容
企画・文化財担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 課内の総括・連絡調整 ● 歴史文化施策の総合企画・調整 ● 新潟市歴史博物館など施設の管理 ● 文化財（埋蔵文化財・史跡を除く）の調査、保存・活用
埋蔵文化財担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋蔵文化財の調査、保存・活用 ● 史跡等の保存、整備・活用 ● 開発事業等に伴う埋蔵文化財保護に係る協議、調整・指示
新津鉄道資料館	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道に関する資料の収集・保管 ● 展示や催し等の企画 ● 新津鉄道資料館の管理運営

<新潟市文化財センター>

係・担当	主な業務内容
文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋蔵文化財の調査・研究 ● 発掘調査等で収集した資料の保存・展示・活用 ● 埋蔵文化財保護の啓発に関する各種イベントの企画・開催 ● 史跡古津八幡山遺跡の保存・活用 ● 有形民俗文化財の保存・活用

<新潟市文書館>

係・担当	主な業務内容
文書館	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定歴史公文書の保存・公開・活用等

<スポーツ振興課>

係・担当	主な業務内容
管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育施設の設置に関する事項 ● 体育施設及び都市公園体育施設の総括に関する事項 ● スポーツ推進審議会に関する事項 ● 公益財団法人新潟市スポーツ協会に関する事項
事業グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ振興施策の企画及び調整に関する事項 ● スポーツ事業の企画及び実施並びにスポーツ団体及び指導者の育成に関する事項 ● スポーツ推進委員に関する事項 ● 新潟シティマラソンに関する事項

(5) 文化スポーツ部の予算概要 (R6 年度)

<文化政策課>

(単位：千円)

事業名	事業の内容	予算額
一般職員人件費		347,835
会計年度任用職員人件費		23,794
市民の芸術文化活動の推進の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市美術展開催費」 美術を愛好する市民の創作作品を発表する場として、洋画、日本画、書道、彫刻、工芸、版画、写真の公募展を市美術館で開催	4,796
マンガ・アニメを活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがた市民文学発刊費」 市民の文芸活動の振興を図り、創作意欲を高めるため、文芸作品を募集し、審査のうえ優秀作品を「にいがた市民文学」に収録し発刊	6,932
マンガ・アニメを活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがたマンガ大賞開催事業費」 マンガを描く楽しみや、作品を発表する機会を提供し、人材育成や発掘のきっかけとなるマンガコンテストを実施する同事業に負担金を支出	6,932
マンガ・アニメを活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「マンガ・アニメのまちづくり推進事業」 マンガ・アニメを活用したまちづくり構想の指針に基づき、クリエイターの育成や多分野活用に向けた取り組みを産官学の連携により実施	6,932
市民の文化活	<ul style="list-style-type: none"> ・「芸術創造村・国際青少年センター事業」 	64,843

<p>動への支援・助成</p>	<p>芸術創造村・国際青少年センターの文化芸術活動支援事業の運営にかかる指定管理料（指定管理者 環境をサポートする株式会社きらめき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アートミックスジャパン負担金」 <p>新潟から日本の伝統芸能・伝統芸術を広く発信する同事業に負担金を支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術による共生社会推進事業」 <p>文化芸術による共生社会の実現を目指し、障がいのある方の作品の発表機会や芸術家、芸術団体等との交流を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(公財)新潟市芸術文化振興財団運営費補助金（アーツカウンシル新潟）」 <p>アーツカウンシル新潟による相談窓口や助成事業を通じて、市民による主体的な文化芸術活動を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(公財)新潟市芸術文化振興財団運営費補助金（執務室賃料）」など <p>新潟市民の芸術文化活動の振興を図り、自主的自発的な市民文化の創造に寄与することを目的とした、(公財)新潟市芸術文化振興財団に対する補助金</p>	
<p>水と土の文化創造の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「芸術祭作品維持管理費」 <p>水と土の芸術祭継続展示作品の管理経費</p>	<p>1,944</p>
<p>ゆかりの文化人顕彰事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「會津八一記念館管理経費」 <p>會津八一記念館の管理運営にかかる指定管理料（指定管理者（公財）會津八一記念館）及び物件賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「坂口安吾顕彰事業」 <p>本市ゆかりの坂口安吾を顕彰し、安吾の普及啓発にあたる事業を対象に補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「旧市長公舎管理活用経費」 <p>旧市長公舎の維持管理</p>	<p>81,471</p>
<p>舞台芸術鑑賞事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どものための芸術文化体験事業」 <p>日頃、文化芸術に接する機会の少ない子どもたちに鑑賞・体験機会を提供するため、プロオーケストラによる「オーケストラはキミのともだち」コンサートの開催、小学校などへのアウトリーチの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども向け文化プログラム体験事業」 <p>本市の文化や歴史への興味・関心を醸成するため、ツアー</p>	<p>12,100</p>

	形式の文化体験プログラムを実施	
市民芸術文化会館の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民芸術文化会館管理運営費」 市民芸術文化会館の管理運営にかかる指定管理料（指定管理者（公財）新潟市芸術文化振興財団） ・「市民芸術文化会館文化事業補助金」 （公財）新潟市芸術文化振興財団が主に市民芸術文化会館で行う音楽・舞台芸術などの自主事業に対する補助金 	844,183
音楽文化会館の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「音楽文化会館管理運営費」 音楽文化会館の管理運営にかかる指定管理料（指定管理者（公財）新潟市芸術文化振興財団） ・「音楽文化会館大規模改修事業」 R6～7年度に大規模改修を実施する 	1,222,331
水族館の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「水族館管理運営費」 水族館の管理運営にかかる指定管理料（指定管理者 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団） ・「（公財）新潟市海洋河川文化財団運営費補助金」 （公財）新潟市海洋河川文化財団事務局の人件費を含めた管理的経費に対する補助金 	712,562
マンガ・アニメ情報館等の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家管理料」 ・「新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家管理料(指定管理料)」 両館の管理運営にかかる経費（常設展示にかかる著作権使用料、物件賃借料）及び指定管理料（指定管理者 にいがたアニメ・マンガプロジェクト共同体） 	106,302
美術館の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市美術館改修事業」 R6～7年度に大規模改修を実施する 	857,361
都市間文化交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア文化都市交流事業」 2015年東アジア文化都市として交流を重ねてきた中国・青島市、韓国・清州市との文化交流を実施 	6,344
加入団体等負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県美術展覧会負担金」 本県の美術の普及と水準向上を図ることを目的とした、新潟県美術展覧会の開催地として負担する共催分担当 ・「（一財）地域創造負担金」 地域における文化・芸術活動のための環境づくり等に資する事業に係る分担当 	5,358
文化振興事務	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理的事務費」 	9,301

費	文化政策課事務費 ・「西堀 6 番館ビル管理経費」 文化政策課の収蔵品保管のための物件賃借料 ・新潟市芸術文化会館の使用料還付	
文化施設災害 復旧費	・「音楽文化会館災害復旧費」「水族館災害復旧費」 令和 6 年能登半島地震により被害を受けた文化施設の復 旧工事等を実施する	6,243

<新潟市美術館>

(単位：千円)

事業名	事業の内容	予算額
新潟市美術館 の管理運営	管理事務費、保存環境及び作品維持管理費、企画展開催 費、美術館協議会費、調査研究費、教育普及事業費、常設 展開催費、美術資料選定会議費、美術資料価額評価費、加 入団体等負担金、美術資料収集事業、所蔵品のデジタル・ アーカイブ化事業、新潟市美術館改修事業	763,888

<新潟市新津美術館>

(単位：千円)

事業名	事業の内容	予算額
新津美術館の 管理運営	新津美術館企画展、管理運営費、教育普及費、調査研究費	93,473

<歴史文化課>

(単位：千円)

事業名	事業の内容	予算額
一般職員人件 費		243,497
会計年度任用 職員人件費		39,355
会計年度任用 職員人件費		13,328
文化財保護調 査事業	市内に所在する文化財を関係機関・団体と連携して保存・ 活用する。また、新たな文化財の指定・登録に向けた調 査・検討などを行う。	5,335
市内遺跡範囲 等確認調査事 業	各種開発行為及び県営ほ場整備事業に先立ち、試掘・確認 調査を実施し、埋蔵文化財保護協議のための資料を得る。	56,494
埋蔵文化財本	各種開発事業により現状保存できない埋蔵文化財包蔵地	43,717

格発掘調査事業	(遺跡)について、記録保存を目的とした本格発掘調査を行うための経費。また、文化財センター再配当事業のうち、会計年度任用職員の報酬・手当等	
史跡古津八幡山遺跡確認調査事業	史跡古津八幡山遺跡確認調査事業(文化財センター再配当事業)のうち、会計年度任用職員の報酬・手当等	3,076
歴史博物館企画展等実施事業	歴史博物館で開催する事業(企画展、教育普及事業、収蔵資料の保存・整理)に要する経費(指定管理料)	11,999
新津鉄道資料館企画展等実施事業	新津鉄道資料館で実施する事業(企画展等)に要する経費	3,517
文化財センターの管理運営	文化財センター管理運営事業(文化財センター再配当事業)のうち、会計年度任用職員の報酬・手当等	18,640
古津八幡山遺跡及びガイダンス施設の管理運営	古津八幡山遺跡及びガイダンス施設の管理運営事業(文化財センター再配当事業)のうち、会計年度任用職員の報酬・手当等	7,913
歴史博物館の管理運営	歴史博物館の管理運営に関する経費(指定管理料)	231,786
旧小澤家住宅の管理運営	旧小澤家住宅の管理運営に関する経費(指定管理料)	16,064
新津鉄道資料館の管理運営	新津鉄道資料館の管理運営に関する経費	40,548
歴史文化施設管理諸費	天然記念物鳥屋野逆ダケの藪の管理・活用に関する経費	4,299
歴史博物館改修事業	歴史博物館・旧小澤家住宅のキャッシュレス収納に関する経費	99
旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業	名勝旧齋藤氏別邸庭園の保存・活用計画に基づき、保存・活用のための整備を行うための経費	34,000
加入団体等負担金	加入団体等の負担金	873
その他施設災害復旧事業	能登半島地震で被災した歴史文化施設を修繕するための経費(繰越分)	10,200
歴史文化施設	能登半島地震で被災した歴史文化施設を修繕するための	7,404

災害復旧費	経費	
-------	----	--

<歴史文化課文化財センター>

(単位：千円)

事業名	事業の内容	予算額
埋蔵文化財本格発掘調査事業	各種開発事業により現状保存できない埋蔵文化財包蔵地(遺跡)について、記録保存を目的とした本発掘調査を行う。 ①県営ほ場整備事業に伴う本発掘調査及び整理作業(茶院A遺跡) ②県営ほ場整備事業に伴う本発掘調査及び整理作業(馬堀上遺跡)	199,798
史跡古津八幡山遺跡確認調査事業	「国史跡 古津八幡山遺跡 保存活用計画」に基づき、将来にわたり史跡をより適切に保存管理し、また活用していくため、史跡の内外について確認調査を行う。	5,159
文化財センターの管理運営	文化財センター及び新潟市指定文化財である旧武田家住宅の管理・運営を行う。	41,814
古津八幡山遺跡及びガイダンス施設の管理運営	史跡古津八幡山遺跡 弥生の丘展示館及び新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場の管理・運営を行う。	13,121

<歴史文化課文書館>

(単位：千円)

事業名	事業の内容	予算額
歴史的公文書保存事業	新潟市公文書管理条例の趣旨にのっとり、特定歴史的公文書を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、歴史に関する情報を発信する。	11,640
加入団体等負担金	新潟県歴史資料保存活用連絡協議会負担金。	20

<スポーツ振興課>

(単位：千円)

事業名	事業の内容	予算額
一般職員人件費		107,806
新潟シティマラソンの開催	新潟シティマラソン	40,200
スポーツ振興	スポーツと音楽功労者表彰事業、少年少女スポーツ大会、	11,240

事業	新潟県駅伝競走大会負担金、早起き野球大会、スポ柳都に いがたプラン推進、自転車活用事業(新潟ヒルクライム)、 氷上スポーツイベント開催、氷上スポーツ体験学習、幼児 の運動遊び促進	
スポーツ施設 の管理運営	スポーツ施設に係る指定管理料(新潟市陸上競技場、新潟 市体育館)、新潟市アイスアリーナへの消費税増税分補 填、各施設への光熱費支援等	186,957
スポーツ施設 の管理運営	前年度からの明許繰越	28,000
スポーツ施設 の整備	スポーツ施設の修繕(各区への再配当含む)、新潟市陸上 競技場の公認継続に係る芝生化改設工事など	72,732
スポーツ推進 審議会の運営	新潟市スポーツ推進審議会開催	533
競技力の向上	(公財)新潟市スポーツ協会補助金、氷上スポーツ選手強 化事業、国際ユースサッカーin 新潟開催費負担金、国際 大会等出場者激励金、氷上スポーツ教室事業、障がい者ス ポーツ大会関連事業(全国障害者スポーツ大会選手団派 遣、障がい者スポーツにかかる県負担金等)、障がい者ス ポーツ推進事業	62,740
ドキドキ・ワ クワクスポー ツふれあい促 進事業	子どもスポーツふれあい促進事業(アルビレックス新潟 の選手等によるサッカー教室や指導者派遣)、スポーツ観 戦招待(サッカー、野球、バスケ)	14,800
プロ野球招致 推進事業	プロ野球公式戦の招致に係るプロ野球新潟招致委員会へ の負担金	866
大会・合宿等 誘致の推進	ナショナルチーム合宿誘致補助金等に係る文化・スポー ツコミッションへの補助金	2,500
スポーツ推進 委員関係費	スポーツ推進委員報酬、研修会旅費・参加費等 市スポーツ推進委員連盟負担金 新潟県スポーツ推進委員協議会負担金	11,774
加入団体等負 担金	新潟県スポーツ施設協会負担金	5
スポーツ管理 事務費	スポーツ振興課事務費 全国市長会賠償補償保険料	4,126
スポーツ施設 災害復旧費	令和6年能登半島地震により被害を受けたスポーツ施設 (新潟市陸上競技場、新潟市体育館、新潟市アイスアリー	87,757

	ナ) の復旧工事費	
--	-----------	--

第3 包括外部監査の結果及び意見の概要

1 結果及び意見の概要

(1) 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、文化・スポーツ振興に係る事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から、監査対象部署に対して監査を行った。

監査の結果、「(2) 指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見を検出した。

指摘・意見の中には監査対象部署のみに限定されるものではなく、同様の課題が他の部署にも生じていることが想定されるため、個別の対応にとどまらず、新潟市全体としての対応が必要でないかを検討の上、課題対応に取り組んで頂きたい。

なお、監査対象部署において通常業務に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、それぞれ担当者の方々の協力があったからであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

(2) 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準 (地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A)
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	合規性（適法性と正当性）への違反となるもの。 すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。 (違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

<違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合	法令等の実質的な違反とは言えないが、

① 裁量権の逸脱あるいは濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる。	① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの。
<事例> ① 作為に基づく法令違反（不正） ② 法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	<事例> ① 通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ② 公益性はあるが必要以上に多額な支出

（出典：「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」
（2020年2月20日 日本公認会計士協会）

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	頁	区分	指摘または意見の内容
文化政策課			
管理グループ			
前ビジョン （新潟市文化創造交流都市ビジョン）の総括について	45	意見 1	前ビジョン（新潟市文化創造交流都市ビジョン）の総括として、新潟市文化創造推進委員会にて振り返りをしているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などビジョン策定時と現状では前提が異なるという理由で取組及び認識された課題の説明をするにとどまっております。具体的な取組の結果及び評価が説明されていない。 少なくとも、コロナ禍前の期間は評価可能であり、コロナ禍における社会情勢の変化を受けての対応自体を評価する必要があったと考える。また、深度ある総括を実施するためには、前ビジョン策定当初に設定された成果指標に対する実績資料や上位計画である新潟市総合計画2030の策定時の総括資料なども新潟市文化創造推進委員会に提供した方が望ましかったのではないかと考える。
政策指標の設定について	48	意見 2	新潟市文化創造都市ビジョンとしての政策指標が設定されていない。 新潟市文化創造都市ビジョンは、基本理念及び施策推進上の視点の明確化という概念的な部分が主となって

			<p>いるため、ビジョンの理念の実現を目標として PDCA サイクルを回せるような具体的な政策指標を設定する必要があると考える。</p>
<p>管理施設の修繕について (新潟市會津八一記念館)</p>	48	意見 3	<p>指定管理業務における管理施設である空調機器について、定期点検の結果、予防保全を含めて修繕が必要との見積書が業者から出ている。予防保全を含めた計画的な修繕を行う必要があり、修繕計画を策定することが望ましい。</p> <p>なお、見積金額が 250 万円を超えるため、基本協定書に従い、指定管理者ではなく新潟市が実施することになる。</p>
<p>管理物品について (新潟市會津八一記念館)</p>	49	意見 4	<p>「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の別紙 1 の「2 管理物品」(1 備品等に関して、具体的な内訳 (品目、数量等) が記載されていない。</p> <p>対象となる備品を特定して双方理解するためにも、一般備品について品目や数量等を具体的に記載し対象備品を明確にする必要がある。</p>
<p>月例報告について (新潟市會津八一記念館)</p>	51	意見 5	<p>「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の定めに従い、指定管理者が市に月例報告を実施しているが、新潟市會津八一記念館では常設展は無く、複数月にまたぐ特別展・企画展のみ開催しているため、特別展・企画展ごとの実績確認や進捗管理が有用と考えられる。そのため、月例報告においては、特別展・企画展ごとの状況報告を行うことも考えられ、さらには報告頻度についても必要性や双方の事務負担を考慮して見直すことも一案である。</p>
<p>年度事業報告について (新潟市會津八一記念館)</p>	52	指摘 1	<p>年度事業報告の一つである「公の施設目標管理型評価書」を年度終了後 30 日以内に提出することが求められているが、期限内に提出されていない。</p>
<p>「公の施設目標管理型評価書」の公表について (新潟市會津八一記念館)</p>	52	指摘 2	<p>新潟市會津八一記念館の公の施設目標管理型評価書については、7 月 8 日に所管課による総合評価 (所見) が記載されていたが、9 月 30 日現在では新潟市のホームページにて公表されていなかった。評価が完了した時点でタイムリーに公表する必要がある。</p>

アンケートの実施結果について（新潟市會津八一記念館）	53	意見 6	年度報告において、アンケートの実施結果は記載されているがコメントへの対応は新潟市に報告されていない。新潟市としてコメント対応の内容について入手し、検討することが望ましい。
新潟市歴史資料及び文学資料取得基金に属する歴史資料等について	54	意見 7	平成 12 年度に新潟市歴史資料及び文学資料取得基金にて取得した「良寛「法華讃」毛筆 17 面 額装」3,600 万円については、取得後 25 年以上経過しているが、基金の財産として据え置かれているため、一般会計で再取得することが望ましい。
新潟市歴史資料及び文学資料取得基金の必要性及び存在意義の再検討	55	意見 8	新潟市歴史資料及び文学資料取得基金は平成 6 年 4 月 1 日に設置され、設置後 30 年以上経過している。現状休眠状態となっていることを勘案すれば、基金の必要性や存在意義などが設置時から変化している可能性もあるため、改めて基金の必要性・存在意義を検討することが望ましい。
事業推進グループ			
目標管理について（ガタマニア）	57	意見 9	新潟市マンガ・アニメ情報発信サイト「ガタマニア」の事業として、PV 数などの実績値は集計されているが目標値が設定されていない。また、複数年度での実績の推移を集計していないため、足元の状況の良否の判断が出来ない状況にある。 PV 数等をどの程度増加させるか目標値を設定した上で、必要となる事業を計画し実施することが必要である。その上で、実績推移を把握し、目標達成度を計りながらモニタリングする必要があると考える。
募集要項について（新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家）	57	指摘 3	公募で指定管理者が選定されているが、応募者が 1 先であるにもかかわらず募集要項では申請資格に地域要件が付されている。 地域要件は、十分な競争が働く場合に限り設定が可能とされているため、複数の応募者を募れるように、申請資格に地域要件を付さずに募集することが適切であると考え。
アンケートの実施結果について（新潟市	58	意見 10	月例報告にアンケートに関する報告があるが、年間報告には記載が無い。 年間報告は、指定管理者の業務について、すべての報

マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家)			告書を総括し、年間を通じての管理運営状況の把握と実施状況の整理をさせるものであり、基本協定書の第 22 条第 2 項においても、アンケートの結果及び対応の報告を求めていることから、年間報告でアンケートに関する報告をすべきと考える。
「にいがた市民文学」の在庫について (市民文学発刊事業)	59	意見 11	毎年度発刊されている「にいがた市民文学」は、第 1 回分から在庫が保有されており、今後も在庫が増加することが推測される。 在庫管理の負担等を考慮して、在庫の保有期間や保有数量を定めるなど方針を検討することが有用であると考える。
作品図録の在庫について (新潟市美術展)	61	意見 12	新潟市美術展の作品図録の在庫に関する記録が、第 39 回以前分について残されていない。 記録が無いと販売したのか廃棄処分したのか不明な状況であり記録を残す必要がある。また、現状では廃棄に関するルールも存在しないため、ルールを設ける必要があると考える。
(公財) 會津八一記念館			
中期計画について	66	意見 13	中期計画が令和 4 年 7 月に作成されたものから更新されていない。当時はコロナ禍で収束が見込めない状況であり、内容が現在の環境と整合していない部分がある。 事業運営をする前提となる環境に重要な変化があれば、適時に中期計画の見直しをすることが望ましい。
役員の欠格事由の確認について	67	意見 14	(公財) 會津八一記念館においては、役員の就任時及び重任時には欠格事由等の確認書を入手していない。 法人のリスク管理の観点から、就任時及び重任時には、欠格事由について対象者に十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。
有価証券の購入について	69	指摘 4	理事会で決議された銘柄と異なる銘柄の有価証券を購入している。 記録が残されていないため詳細は不明であるが、理事会の決議を翻すのであれば、再度理事会での審議をするか、それに代わる内部での承認決裁を得る必要がある。
満期保有目的	69	指摘	利付国債は満期保有目的の債券と分類しているが、満

の債券について		5	<p>期保有目的の債券に分類するためには一定の条件を満たす必要がある。保有目的の分類は取得時に行う必要があるが、取得時に満期保有の要件について法人としての明確な意思決定がされていない。</p>
基金の資産運用について	70	意見 15	<p>満期保有目的の債券である利付国債の一部を収蔵品取得基金として計上している。償還日である 2032 年 3 月 20 日まで使えない状態にあり、収蔵品取得基金の趣旨と矛盾している。</p> <p>基金の趣旨に沿った資産運用を行う、又は、基金に余剰資金があるのであれば基金の設定額の見直しを行うなど、基金の設計・運用を再検討することが望ましい。</p>
賞与引当金について	70	指摘 6	<p>翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において引当金計上の要件を満たしているため、当期の負担に属する金額を財務諸表において賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与引当金に対応する社会保険料会社負担見込額も負債計上する必要がある。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
職員の退職手当規程について	72	意見 16	<p>職員の退職手当に関する規程が制定されていない。退職手当については、改正給与規程において理事長が別に定めると記述されているのみである。</p> <p>規程の必要性や制定されていないことのリスクも考慮して、退職手当に関する規程を制定することが望ましい。</p>
退職給付引当金について	72	指摘 7	<p>退職給付引当金が 215 千円過大に計上されている。原因は究明されていないが、同様の誤りを防止するために、退職給付引当金の当年度増減額だけでなく引当金の残高自体を新潟市との確認資料と照合する必要がある。</p>
館長の退職慰労金について	73	指摘 8	<p>館長退職慰労金支給規定が作成されていないため、明文化して規定として整備する必要がある。</p> <p>館長退職慰労金は、引当金計上の要件を満たしているため、年度末時点での支給見込額を館長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合に</p>

			は、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。
事務長退職慰労金について	74	指摘 9	事務長退職慰労金は、引当金計上の要件を満たしているため、年度末時点での支給見込額を事務長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。 なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。
税効果会計の適用要否の判断について	75	指摘 10	収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。 よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。
新潟市美術館			
美術資料取得基金により取得した美術品の一般会計による買戻しの対応について	80	意見 17	美術資料取得基金は美術品の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものであり、取得した美術品は適時に一般会計にて買戻しを行うべきものである。しかし、将来的に136百万円の美術品を買い戻すとなると、通常予算確保では対応できないことが想定される。予算の確保ができない場合には基金制度の有効活用が困難となるため、買戻しには関連部署も含めた長期的な視点での十分な検討が必要である。
美術資料取得基金の見直しの検討について	83	意見 18	美術資料取得基金による美術品の取得は、令和元年を最後に行われておらず、現在において美術資料取得基金が有効に活用されているとは言い難い。 また、基金の額は3億円とされているが、その結果、上述のように一般会計による買戻しが困難となるような美術品の購入がなされている。そして、3億円という金額は、そもそも新潟市が過去に美術館を整備し、美術品の収集を推進していく時代に設定されたものである。 このような状況において、美術資料取得基金の有効な活用方法を再検討すると同時に、基金自体の必要性や金額設定の見直しも視野に検討することが望ましい。
収蔵庫不足に	83	意見	美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施

<p>対する長期的な視点での検討について</p>		<p>19</p>	<p>設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要があり、容易に代替できない。</p> <p>現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であるとする。</p>
<p>備品や美術品にかかる定期的な棚卸について</p>	<p>84</p>	<p>指摘 11</p>	<p>新潟市美術館では、備品や美術品については台帳を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
<p>ホームページ更新にかかる一者随意契約について</p>	<p>86</p>	<p>意見 20</p>	<p>新潟市美術館では令和 6 年度にホームページの更新が行われているが、ホームページの更新において、ホームページのサーバーを管理し、かつ新潟市美術館のホームページ作成、保守管理を行っている事業者と一者随意契約にて実施している。</p> <p>しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。</p> <p>新潟市のホームページへの移行は検討が行われているが、概算見積の入手とその金額の把握にとどまっております。ホームページ移行内容の検討を含む見積額削減の検討及びランニングコストの縮減を踏まえた検討を行うことは必要とする。さらに、ホームページそのものを</p>

			どうするのかを含めた検討と、事業者の比較検討も必要ではないかと考える。
新潟市新津美術館			
建物や空調設備等の老朽化に伴う工事のロードマップ作成について	92	意見 21	新潟市新津美術館は平成9年10月に開館し、28年が経過している。施設内は老朽化が進んでおり、空調設備については、改修周期には達していないもののすでに故障が頻発している。 空調設備の不調は美術館の存在意義にすら影響を及ぼしかねない重要な課題であるため、ロードマップ等を作成の上計画的に改修を行うことが望ましい。
新潟市美術館と新潟市新津美術館の環境と特性を踏まえた企画・運営のあり方の検討について	92	意見 22	新潟市が運営する美術館として、新潟市美術館と新潟市新津美術館と2つあるが、新潟市美術館については、駐車場のキャパシティの問題などがあり、多くの集客を意図した企画を行うには限界がある。一方、新潟市新津美術館は「花と遺跡のふるさと公園」内に立地し、隣接する新潟県立植物園や周辺文化施設などと連携した事業を展開し、野外劇場も有するなど幅広い企画が可能である上に、駐車場も十分確保されており、多くの集客が可能である。 美術館の目的として、必ずしも集客をすることが主たる目的ではないが、集客に限界がある新潟市美術館と多くの集客が可能な新潟市新津美術館の役割分担やすみ分けを考慮し、新潟市新津美術館はより集客を意識した企画・運営を行うなどの検討の余地があるものと考ええる。
収蔵庫不足に対する長期的な視点での検討について	93	意見 23	美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要があるが、容易に代替できない。 現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であると考ええる。
備品や美術品	94	指摘	新潟市新津美術館では、備品や美術品については台帳

にかかると定期的な棚卸について		12	<p>を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したのものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
美術品の運搬にかかると一者随意契約について	96	意見 24	<p>新潟市新津美術館では美術品輸送等業務において、一者随意契約によっている。当該業務は、美術品を取り扱うという特殊な梱包や輸送等の作業を伴うものであり、専門の作業スタッフを要する業者は新潟県内では当該業者のみとしているものである。</p> <p>しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。</p> <p>この点、過去に何らかの調査が行われたと考えられるが、現時点として候補となる業者がどれだけあるのか、見積がどの程度の差額が出るのかといった情報はない。仮に一者随意契約を行うにしても、適時に情報の収集と比較を行った上で契約締結をすることが望ましいと考える。</p>
歴史文化課			
企画・文化財担当			
文化財保存活用地域計画の策定について	99	意見 25	<p>新潟市では、文化財保存活用地域計画を策定していないが、市民を巻き込んで地域社会総がかりで文化財を確実に継承するため、また、新潟市の文化財行政が目指す方向や今後の取組の内容を明確にするためにも、新潟市の上位計画も含めた他の計画と関連付けながら、文化財の保存や活用に関する総合的な計画を策定することが望ましい。</p>

文化財保護のための資金調達について	101	意見 26	新潟市では、現状、行政予算で資金を確保しているが、行政予算のみで文化財を保存し活用していくことには限界があるため、多様な資金源を確保することが持続可能な文化財保護につながると考えられることから、文化庁から公表されている「文化財保護のための資金調達ハンドブック」等を参考に、行政予算以外の資金調達の方法を検討することが望ましい。
新潟市文化財保護調査事業費補助金の予算設定方法について	103	意見 27	新潟市文化財保護調査事業費補助金は、現状、個別予算ではなく枠配分予算として区分されているが、枠配分予算よりも個別予算のほうが馴染むものと考えられる。そのため、予算設定方法を見直すことが望ましい。
新潟市歴史博物館に係る寄附相談記録の一元管理について	104	意見 28	新潟市歴史博物館では、寄附相談に関して一覧化された記録は作成しておらず、相談件数が何件あったのか把握できていない。寄附相談に関して、最終的に受け入れとならなかったものも含め、誰がいつどのような相談に対しどのような対応を行ったのか一覧表を作成することで、相談内容の傾向や過去の対応を確認することが可能となり、業務の見える化にも資する情報になると考えられるため、相談案件については相談記録を一元管理し、関係者内で共有することが望ましい。
新潟市歴史博物館に係る寄附受入について	105	意見 29	新潟市歴史博物館は、寄附受け入れ基準をホームページ等により公表していないが、明らかに受け入れ対象とならない歴史資料の寄附依頼を抑止する観点から、ホームページ等で受け入れ基準を公表することが望ましい。
		意見 30	現状受け入れ基準は明確になっているが、廃棄基準は定められていない。受け入れるのみで廃棄しなければ、歴史資料は増える一方で、保管・管理に限界を迎えることは明らかであることから、廃棄基準を定めることを検討することが望ましい。
新潟市歴史博物館指定管理業務に係る業務報告について	105	指摘 13	基本協定書第 27 条の 2 で要求される報告事項が業務報告書に記載されていなかった。業務報告書を確認する際、報告事項に漏れがないか確認し、漏れや不足がある場合、事業者には業務報告書の再提出を求めるべきである。
埋蔵文化財担当			

ほ場整備関連 平面図作成業 務に係る一者 随意契約につ いて	108	指摘 14	ほ場整備関連遺跡調査計画平面図作成業務について、 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号「時価に 比して著しく有利な価格で契約を締結することができる 見込みのあるとき」に該当するとして一者随意契約を 行っているが、市場調査等を行われていない。「時価に 比して著しく有利な価格」であることを確かめるため に、他社から見積書を入手する等の市場調査を行った上 で、随意契約を締結すべきである。
新潟市新津鉄道資料館			
新潟市新津鉄 道資料館運営 協議会の未開 催について	112	意見 31	令和 6 年度においては新潟市新津鉄道資料館運営協 議会が開催されていなかった。 協議会が未開催となることで、有識者からの意見聴取 の機会が失われ、資料館の運営に対する透明性・客観性 が低下する恐れがある。また、年度ごとの事業計画や予 算執行に関する議論が十分に行われられない可能性がある ことから、協議会は少なくとも年 1 回開催することが望 ましい。
新潟市新津鉄 道資料館に係 るアンケート 結果の活用につ いて	113	意見 32	新潟市新津鉄道資料館では、館内受付にアンケート用 紙を設置し、来館者からアンケートを収集しているが、 令和 6 年度においてアンケートの集計が行われていな かった。 アンケートは、利用者の声を事業運営に反映させる重 要な手段であるため、適時・適切に集計し、事業運営に 役立てることが望ましい。
		意見 33	新潟市新津鉄道資料館のアンケート集計作業は例年、 年に 1 度纏めて実施しているが、集計作業を月次単位で 実施することで、作業の平準化、アンケート内容のタイ ムリーな把握が可能となるため、集計作業の実施タイミ ングの見直しも合わせて検討することが望ましい。
新潟市新津鉄 道資料館にお けるミッショ ンの再定義につ いて	114	意見 34	新津鉄道資料館活性化検討委員会にて、新潟市新津鉄 道資料館の 3 つのミッションとそれを実現するための 運営方針が示されてから 10 年以上経過していることか ら、これまでの事業運営の成果を評価し、新潟市新津鉄 道資料館の今後の在り方、ミッション及び運営方針の見 直しの可否を検討することが望ましい。
固定資産台帳	115	意見	新潟市では「新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレ

の計上漏れについて		35	<p>ータ更新業務委託」に基づき、電車運転シミュレータを取得しているが、固定資産台帳に登録されていなかった。</p> <p>業務委託契約のため資産を購入したという認識がなかったとのことであるが、本件は成果物を伴う請負契約に基づく資産取得であるため、当該シミュレータを新潟市の固定資産として、固定資産台帳に適切に登録すべきである。</p>
展示車両に係る固定資産台帳の償却区分について	116	指摘 15	<p>展示車両に係る固定資産台帳における減価償却の取り扱いが異なっており、不整合が生じている。展示車両を減価償却すべきか否かについて、展示車両の位置付け、性質等を検討し、同一種類、同一性質の資産については同様の処理を行うべきである。</p>
収蔵品の管理について	118	意見 36	<p>新潟市新津鉄道資料館の収蔵品が一元管理されていないため、収蔵品を検索することや、保管場所を容易に確認することができない状態となっている。現状、デジタルアーカイブシステムには画像情報の準備が整ったもののみを登録しているが、画像情報の有無に関わらず、収蔵品管理台帳（エクセルファイル）の情報を全てデジタルアーカイブシステムに登録することで、収蔵品を一元管理することが可能になることから、デジタルアーカイブシステムに文字情報を集約し、一元管理できる台帳として活用することが望ましい。</p>
		意見 37	<p>新潟市新津鉄道資料館における収蔵品の管理について、収蔵品の重要度に応じた区分は設けておらず、全て同レベルでの管理となっているが、重要度に応じた区分（ABC 区分）を設けてメリハリのある管理方法を検討することが望ましい。</p>
新潟市新津鉄道資料館デジタルアーカイブ事業に係る実績報告の入手について	120	意見 38	<p>新潟市新津鉄道資料館ではデジタルアーカイブ事業の運用に、年間約 100 万円規模の支出が継続的に行われているが、ウェブサイトのアクセス数等の利用状況の把握が行われておらず、デジタルアーカイブ事業に係る効果測定や事業評価が適切に実施できていない状況にある。そのため、ウェブサイトへのアクセス数や利用者の動向に関するデータを収集し、事業評価を適切に実施することが望ましい。</p>

新潟市新津鉄道資料館デジタルアーカイブ事業に係る「情報セキュリティに関する遵守状況報告書」の未入手について	122	指摘 16	新潟市新津鉄道資料館では、デジタルアーカイブ事業に係る情報セキュリティに関する遵守状況報告書を入力していなかった。情報セキュリティの確保と契約履行の観点から、委託業者に情報セキュリティに係る遵守状況報告書の提出を求め、提出された報告書の内容を確認し、情報セキュリティに関する要求事項が遵守されていることを検証すべきである。
電車運転シミュレータ更新業務に係る先日付の履行届について	123	指摘 17	新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務に係る履行届の日付が先日付で提出されていた。委託業者から提出された履行届が先日付で提出された場合、文書の信頼性やコンプライアンス上の問題があるため、実際に履行した日付で再提出するように指導すべきである。
電車運転シミュレータの広報について	124	意見 39	新潟市新津鉄道資料館では、電車運転シミュレータのプロモーションとして、SNS やお知らせなどでの周知は行っていたが、ホームページの展示物紹介には掲示されていなかった。そのため、ホームページの展示物紹介に掲載し PR することが望ましい。
新潟市文化財センター			
新潟市文化財センター運営協議会の開催日の周知について	127	意見 40	新潟市文化財センター運営協議会は、市民参加を前提とした公開の場であるにもかかわらず、周知方法が限定的であるため、潜在的な傍聴希望者に情報が届いていない可能性がある。今後は、ホームページやインターネットを活用した広範な周知を行うことで、市民参加の機会を拡充することが望ましい。
新潟市文化財センター運営協議会の会議資料及び議事録の公表について	128	意見 41	新潟市文化財センター運営協議会の会議次第、会議内容及び会議要旨が記載されているが、項目及び概要のみにとどまっており、市民への情報公開として十分ではないと考えられる。運営協議会の協議内容をより明確に伝えるため、議事要旨を詳細に公表することが望ましい。併せて協議会で使用された会議資料を公開することで、議論の背景や根拠を市民が理解できるようにすることが重要である。
埋蔵文化財管	129	意見	新潟市では出土品を管理するシステムとして埋蔵文

理システム (GISのサブシステム)の活用について		42	化財管理システム(GISのサブシステム)を導入しているが、全ての出土品は登録されていないため台帳としては機能していない。埋蔵文化財管理システムに全ての情報を登録し、台帳として一元管理することが望ましい。
考古資料の貸出の管理について	130	意見 43	現状の管理方法では、考古資料の貸出状況を体系的に把握することが困難であるため、貸出状況がわかる管理表を作成し、貸出・返却の履歴を一覧化することで、効率的かつ透明性の高い管理体制を構築することが望ましい。
固定資産の実査について	131	意見 44	新潟市文化財センターでは、備品管理システム上の台帳と現物の照合は近年行われていない。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが望ましい。
新潟市文書館			
新潟市文書館におけるデジタル保管への移行の推進について	134	意見 45	特定歴史公文書は原則として永久保存とされているため、年々新たな文書が追加されることにより、保存対象は継続的に増加する。文書館の保管スペースには限りがあるため、可能な限り紙媒体での保管ではなく、デジタル保管への移行を検討することが望ましい。
特定歴史公文書の選別に係る基準の明確化について	135	意見 46	特定歴史公文書の選別に係る具体的な選別基準がないため、選別基準や具体例等を示すことが望ましい。
スポーツ振興課			
管理グループ			
(公財)新潟市スポーツ協会の自主財源確保に対する積極的な関与について	139	意見 47	新潟市としては(公財)新潟市スポーツ協会自らが自主財源の確保を行い、そのための活動の活性化が望ましいと考えており、新潟市の外郭団体評価の中でも改善事項として取り上げている。しかし、(公財)新潟市スポーツ協会は、民間の法人ではあるが、公益財団法人という事業に制限がある法人であるとともに、事務局員の体制も十分とは言い難い。また、他の地域におけるスポーツ協会においては、地方自治体からの指定管理業務や指定管理業務の中での自主事業、地方自治体からの事業の業務委託等により、財源を確保しているケースが多いと

			<p>考えられる。</p> <p>そのため、(公財)新潟市スポーツ協会が自主財源を確保していくことは重要な課題であるものの、その解決には新潟市の積極的な関与も重要であると考えられ、(公財)新潟市スポーツ協会の自助努力はもちろんのこと、新潟市としてもアイデア出しや指導機能を発揮していくことが望ましい。</p>
(公財)新潟市スポーツ協会の組織・体制のあり方と市の支援について	140	意見 48	<p>(公財)新潟市スポーツ協会の自主財源確保が重要課題となっている中、自主財源確保とマンパワー確保のため、合併により組織・体制の見直しを行うという案も出ている。</p> <p>(公財)新潟市スポーツ協会が組織・体制の見直しを行うにあたっては、新潟市としても影響が大きいと考えられることから、可能な範囲で手段の検討や実行日について支援することが望ましい。</p>
新潟市スポーツ推進計画の目標に対する弾力的な対応について	141	意見 49	<p>新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランが策定されているが、令和6年度の実績では多くの項目が目標を達成できており、おおむね堅調に推移しているものと考えられる。計画がおおむね堅調に推移していることは歓迎すべきことではあるが、計画策定がコロナ禍であったことから目標値がやや控えめに設定されてしまい、実績が目標値よりもかなり超過している項目もある。</p> <p>計画は長期のものであり、単年ごとに計画を修正するような性質のものではないが、達成状況に応じて力の入れ方を見直すことは可能であると考えられるため、計画と実績を踏まえた弾力的な実施計画の運用が望ましい。</p>
新潟市が有する体育施設等のあるべき体制の策定について	143	意見 50	<p>令和4年3月に新潟市財産経営推進計画が公表され、併せて新潟市公共施設再編案が策定されている。このような中、新潟市が有する体育施設等についても再編案が示されているが、現状スポーツ振興課として具体的な施設のあるべき体制についての方針は定められていない。</p> <p>スポーツ振興課としても所管するスポーツ施設について施設としてのランク(開催可能な競技など)、人口や利用者の人数に対する数、地域性などを考慮の上、あるべき施設体系の検討を行い、再編案との調整を行いな</p>

			がら計画的に進めることが望ましい。
新潟市体育館にかかると対応について	148	意見 51	<p>新潟市財産経営推進計画に併せて公表された新潟市公共施設再編案では、新潟市体育館は短期（10年を目途）廃止の方針とされている。一方で、その後どのような対応とするかは具体的に決まっていない。</p> <p>施設の老朽化は止まらない一方で、廃止や大規模修繕、建て替えといった方向性になるとしても短期的に対応できるものではないことから、方向性を決めた上で、ロードマップを作成するなど計画的に対応していくことが望ましい。</p>
スポーツ施設にかかると指定管理業者の現金取り扱事務に対するモニタリングについて	149	意見 52	<p>スポーツ施設において、利用料金の徴収など現金を扱うこともある。新潟市は、現金の管理状況について指定管理者の事務管理状況のチェックも行っているが、現金実査や証票等との照合といったところまでは行っていない。</p> <p>立ち入り検査時のチェック項目に現金実査等を加えることにより、より効果的なモニタリングになると考えられ、現金に関するモニタリング方法について改めて検討することが望ましい。</p>
スポーツ施設の備品の棚卸について	150	意見 53	<p>備品については、台帳を整備の上管理している。新たに取得したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な棚卸を行った上で台帳と現物との突き合わせは行っていない。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の現地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
公の施設目標管理型評価書（陸上競技場、新潟市体育館）の令和5年度評価結果未掲載について	151	指摘 18	<p>新潟市では、目標管理型評価制度導入施設（指定管理者）について、市ホームページにて各施設の指定管理者選定過程とともに目標管理型評価書を公表しているが、新潟市体育館、新潟市陸上競技場の指定管理者について、包括外部監査時において開示されているべき令和5年度の評価結果が未掲載となっていた。</p> <p>指定管理者の評価状況を把握できる重要な情報開示と考えられるため、適時適切に開示することが必要である。</p>

指定管理者の施設目標管理型評価書が継続的に「C」となっている事項への対応について	151	意見 54	<p>指定管理者の施設目標管理型評価書において、継続的に評価が「C」評価となっている項目があり、個別の改善策や改善状況は見えづらい状況である。</p> <p>「C」評価となっている項目については、指定管理者が提出する事業計画書に改善策を追加させるように指導するなど、適切な指導を行うことが望ましい。</p>
新潟市アイスアリーナの指定管理業務について、継続的に収支がマイナスとなっていることに対する指導機能の発揮について	153	意見 55	<p>新潟市アイスアリーナの指定管理者による収支報告書によると、令和4年度から指定管理料収支状況は継続してマイナスとなっている。収支がマイナスとなると、継続的な事業運営が困難となるとともに、必要以上に経費節約などが行われることでサービスの低下を招くリスクがあると考えられる。また、施設の老朽化に伴い、修繕等の整備費用は増加していくことが考えられる。</p> <p>新潟市は収入増加策や費用削減策について指導監督を行うほか、利用料金の見直しといった抜本的な改善策も視野に検討を行うことが望ましい。</p>
スポーツ施設にかかる指定管理者の公募についての検討について	154	意見 56	<p>新潟市アイスアリーナに関する指定管理者の公募については、応募者が1者となっている。</p> <p>応募者が1者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な施設運営へとつながらない可能性がある。応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。</p>
事業グループ			
指導者育成にかかる事業の見直しについて	156	意見 57	<p>新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランの基本方針2として、競技力の向上、人材育成の推進が掲げられており、指導者の育成・資質向上も目標とされている。その施策として新潟市「スポ柳都にいがた」指導員養成研修会が実施されている一方、(公財)新潟市スポーツ協会が行っているスポーツ指導者研修会も指導者の育成・資質向上の施策とされている。</p> <p>それぞれの研修会の位置づけや方針を定めより実効性の上がる研修体系を構築するか、統合することで一貫通貫的な研修体系とするなども考えられる。外郭団体を含めた新潟市全体としての指導者育成事業の推進方法</p>

			について見直しの余地があると考えられる。
スポーツ観戦招待事業にかかる配分の見直しについて	157	意見 58	<p>新潟市の事業として、スポーツを観る機会・交流機会の拡大を意図したスポーツ観戦招待事業がある。当該事業は、小中学生とその保護者を試合の観戦に招待する事業であるが、予算額の見直しはされているものの、対象となるスポーツは変化していない。</p> <p>事業の趣旨からすれば、サッカー（男子）以外のスポーツを観る機会を増やすことにも意義があると考えられるとともに、現状対象となっているスポーツ以外のスポーツについても観る機会を提供することも検討の余地があるものと考えられる。</p> <p>当該事業の趣旨に照らし合わせて、対象となるスポーツの選定、予算の配分について検討することが望ましい。</p>
事業遂行における効果を図る指標としての情報収集について	158	意見 59	<p>新潟市として様々なスポーツ振興施策を実施しているが、施策の検討にあたっては様々な要素を考慮しており、施策の効果については参加者数や実施回数といった指標により判断している。しかしながら、各スポーツの競技人口がどの程度なのかといった情報については詳細な情報を持っていない。</p> <p>効果的かつ効率的な施策を実施するために、競技人口も含めどのような情報が必要かを改めて見直した上で、情報収集することが望ましい。</p>
国際・全国大会等誘致に向けた合宿受入れ事業における効果拡大策の検討について	159	意見 60	<p>国際・全国大会等誘致に向けた合宿受入れ事業は、合宿の誘致は行われているものの、ショートトラックスピードスケートを除けば必ずしも継続的な合宿の実施や対象競技の拡大には繋がっていないと考えられる。</p> <p>継続しない要因分析やより選ばれる都市となるための施策分析を行うことで、事業の効果を上げるための検討を行うことが望ましい。</p>
スポーツ推進委員の体制見直しについて	160	意見 61	<p>スポーツ推進委員は実技指導のみならず、地域住民と行政、スポーツ団体との間を円滑に取り持つ連絡調整役として、地域のスポーツ振興に貢献している。また、部活動の地域移行が進められる中、その役割期待は今まで以上に高くなっていると考えられる。一方で、新潟市でも委員数は減少傾向であり、委員の中には高齢者も含ま</p>

			<p>れている。</p> <p>役割期待が大きくなっているなか委員が減少しているため、スポーツ推進委員の役割とその役割を担うために必要な人数や体制を、改めて見直すことが必要な状況になっているものと考えられる。スポーツ推進委員の役割期待を踏まえたあるべき人数・報酬といった体制の見直しをすることが望ましい。</p>
スポーツ推進委員の周知の必要性について	162	意見 62	<p>スポーツ推進委員の地域スポーツ振興における役割期待が大きくなっていることから、スポーツの指導者側としてもスポーツを実施する側としても、その認知度を高めることが重要であり、スポーツ推進委員について、より積極的な周知活動を行うことが望ましい。</p>
新潟シティマラソン運営者の公募の見直しについて	163	意見 63	<p>新潟シティマラソンの企画・準備・運営についての委託事業者は公募しているものの、近年は1者しか応募がない状況が続いている。</p> <p>応募者が1者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な大会の開催へとつながらない可能性がある。応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。</p>
新潟シティマラソンの観光事業との連携強化について	163	意見 64	<p>新潟シティマラソンは、多くの意義・役割を持っているが、新潟市在住者以外の、外国人も含めた参加者の来訪による効果に対する期待も大きい。</p> <p>新潟シティマラソンは、スポーツ振興にかかる企画ではあるが、新潟市在住以外の多くの参加者来訪や、来訪に伴う経済活性化、新潟市の魅力発信を考慮すれば、新潟市の観光施策とも関連が強い。(公財)新潟観光コンベンション協会との連携も行われているが、関係各所や団体との連携強化を進め、より効果的な大会とすることが望ましい。</p>
(公財)新潟市スポーツ協会			
(公財)新潟市スポーツ協会と新潟市との関係の明確化について	167	意見 65	<p>新潟市と(公財)新潟市スポーツ協会とは、相互補完的に新潟市のスポーツ振興に寄与してきている。しかしながら、人員についても新潟市からの派遣や新潟市OBなどは減少してきており、財政的にも運営補助金は残っているものの、事業費補助金は令和4年度からカットさ</p>

			<p>れており、新潟市としては、民間の法人として（公財）新潟市スポーツ協会の独立性を期待する方向性となっている。</p> <p>しかしながら、（公財）新潟市スポーツ協会が行っている事業は、市が行うスポーツ振興施策と無関係ではなく、独立性を高めることと新潟市の施策に矛盾が生じる可能性がある。そのため、新潟市と（公財）新潟市スポーツ協会の関係を役割と財源のあり方も含めて改めて整理することで、明確化を行うことが望ましい。</p>
（公財）新潟市スポーツ協会の自主財源について	170	意見 66	<p>（公財）新潟市スポーツ協会への事業補助金が打ち切られ自主財源での運営が求められており、（公財）新潟市スポーツ協会としては収益獲得のための施策検討が必要となっている。他方で、（公財）新潟市スポーツ協会は新潟市の出捐を受けている外郭団体であり、過去の経緯から新潟市が担っていたスポーツ施策の多くを引きついで事業を行っている。また、公益財団法人という非営利法人であり、収益事業については公益目的事業に支障を及ぼさない範囲に限られることから、新潟市も自主財源の確保の検討に関与することが望ましいと考える。</p> <p>また、財源確保目的も含めた他の団体との組織再編の必要性といった議論も行われているが、新潟市のスポーツ施策にも大きな影響を与えられられるため、新潟市と（公財）新潟市スポーツ協会とでしっかりとした協議を行うとともに、新潟市としても積極的な関与を行うことが望ましい。</p>
主要事業の見直しについて	171	意見 67	<p>（公財）新潟市スポーツ協会は限られた財源の中で、（公財）新潟市スポーツ協会として何を実施すべきなのか何を実施していくのかについて、見直しが必要な状況となっている。</p> <p>財源の状況も変わってきており、優先度と重要度をふまえて法人としての方針を定め、より効果的な事業運営が望ましい。</p>
区スポーツ協会支援事業の在り方について	173	意見 68	<p>（公財）新潟市スポーツ協会は新潟市各区のスポーツ協会に対して、支援事業として補助金を支払っている。ただし、各区のスポーツ協会は独自に事業を行ってお</p>

て			<p>り、(公財)新潟市スポーツ協会は直接的には関与していない。</p> <p>本来、各区のスポーツ協会の活動支援をするのはどこなのかを整理した上で、これら支援事業のあり方についても見直しが必要と考えられる。</p>
新潟市における各区スポーツ協会の事務負担について	174	意見 69	<p>新潟市と各区スポーツ協会との連携の現在の在り方は、過去の市町村合併の影響を受けたものと考えられるが、その後見直しが図られないまま現在に至っており、新潟市と各区スポーツ協会との連携状況が統一されていない。</p> <p>各区のスポーツ振興について、区行政事務を担う区役所と区スポーツ協会にて事業を行うのか、(公財)新潟市スポーツ協会が各区スポーツ協会を統括するのか、市役所・区役所・(公財)新潟市スポーツ協会・区スポーツ協会それぞれの役割とあり方について、見直すことが望ましい。</p>
適時適切な登記事務について	174	指摘 19	<p>登記事項の変更が生じた場合には、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされている。しかし、(公財)新潟市スポーツ協会では現状は事務の遅れにより2週間以内に間に合っていない。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類(就任承諾書等)の準備に時間を要することであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配付し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>
役員改選における欠格事由の確認について	176	意見 70	<p>(公財)新潟市スポーツ協会では、役員就任時には欠格事由の有無を確認しているが、改選時には、改めて確認するという事は行われていない。</p> <p>公益認定の取り消しは、法人にとって大きな影響を与えることから、何が欠格事由に該当するのか、該当する事象があるのかの確認は非常に重要である。法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書等を入手することが望ましい。</p>

役員人数の見直しについて	177	意見 71	<p>(公財)新潟市スポーツ協会では、現状、役員的人数が非常に大人数となっている。そのため、日程調整等が煩雑であり、適時の開催が難しい状況になっている。</p> <p>適切な役員会運営のために、適切な役員人数について見直すことが望ましい。</p>
会長と専務理事の職務執行報告にかかる議事録整備について	179	意見 72	<p>(公財)新潟市スポーツ協会では、会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないが、理事会議事録上は、報告されていることが明確に記載されていない。</p> <p>適切に実施されていることがわかるように議事録に記載することが望ましい。</p>
加盟団体の提出書類について	180	指摘 20	<p>(公財)新潟市スポーツ協会の加盟団体は、毎年4月末までに事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書を本会会長に提出しなければならないが、加盟団体の事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書が、往査時点にて適切に提出されていない団体が散見された。</p> <p>規程に基づき適切に資料を入手すべきである。</p>
競技人口の把握について	181	意見 73	<p>各スポーツ施策を行うにあたって、その目的や影響、効果を検討するにはそもそもの各競技における競技人口は重要な要素と考えられる。しかしながら、現状では競技人口については大雑把にしか把握ができていない。</p> <p>各施策の目的や影響、効果を検討するにあたって、競技人口等の情報把握の精度を向上させることが望ましい。</p>
ジュニア強化補助金の事務について	181	指摘 21	<p>(公財)新潟市スポーツ協会が行っている補助金等の交付にかかる事業について、「補助金等交付規則」では、提出書類の審査を経て交付することになっている。しかし、ジュニア強化事業の補助金について、交付決定は令和6年4月1日となっているものの、提出された収支予算書が令和6年7月12日と事後入手となっている事例があった。</p> <p>規程に基づき、必要書類を適切に入手し、その審査を経た上で補助金を出すという事務を徹底すべきである。</p>
ジュニアの支援方針について	182	意見 74	<p>(公財)新潟市スポーツ協会では、ジュニアの強化に関する事業を行っており、その中には「にいがたスーパ</p>

て			<p>ージュニア育成事業」「目指せオリンピック！医科学サポート事業」として、4団体についてジュニア強化の事業が行われているが、対象となるスポーツの見直しや入れ換え等を行われておらず、事業の成果も見えにくい状況である。</p> <p>ジュニアの支援を行うにあたっては、実効性が上がるように、支援対象を団体にするのか個人を対象にするのか、どのような競技を対象にするのか等、支援のあり方について見直しをすることが望ましい。</p>
指導者育成事業の在り方について	184	意見 75	<p>(公財)新潟市スポーツ協会は、スポーツ指導者の育成について指導者研修会を開催している。</p> <p>新潟市でもスポーツ指導者の育成を目標として事業を行っており、目的としては重複するところがある。新潟市の事業と(公財)新潟市スポーツ協会の事業とで調整を行い、必要に応じて委託をすることで、より効果的・効率的に実施できると考えられる。</p>
補助金等の交付にかかる情報開示について	184	指摘 22	<p>(公財)新潟市スポーツ協会における「補助金等交付規則」の第5条において補助金に関する情報開示の定めがあり、補助金の交付に関しては、(公財)新潟市スポーツ協会、補助事業者ともに一定の情報開示が求められている。</p> <p>しかしながら、現状において補助金の交付に関する情報については、公表されていないものも存在しており、規定を順守していない状況となるため不適切である。</p> <p>補助金等の交付にかかる情報開示については、実態に即して規定を見直すことが必要と考える。</p>
備品の管理について	185	意見 76	<p>(公財)新潟市スポーツ協会では、備品の管理については「経理規程」の固定資産の管理にかかる定めにより、取得価額が20万未満の備品については台帳に記載しない方針となっている。</p> <p>しかしながら、PCや机、ロッカーといった業務上使用されている備品等がある以上は、備品の管理対象を見直した上で、定期的な現物確認を行うような運用へと見直すことが望ましい。</p>
退職金制度の整備について	186	意見 77	<p>(公財)新潟市スポーツ協会では、退職金について支給する方針で考えているが、根拠となる規程は検討中と</p>

		<p>いう状況である。</p> <p>退職金については、支給の根拠となる規程を明確に整備することが必要である。なお、退職金について規程を整備し、制度上明確になった場合には、会計上、退職給付引当金の計上が求められるため留意が必要である。</p>
--	--	---

第4 文化政策課への監査の結果及び意見

1 管理グループ

(1) 主な分掌事務

- 文化・スポーツ部の事務事業の総合調整に関する事項
- 文化・スポーツ部の予算及び決算の総括に関する事項
- 會津八一記念館に関する事項
- 新潟市美術館の業務に係る事務調整に関する事項
- 新潟市新津美術館の業務に係る事務調整に関する事項
- 公益財団法人會津八一記念館に関する事項
- 文化・スポーツ部内各課の庶務に関する事項
- 文化・スポーツ部の他の課及び機関の所管に属しない事項
- 新潟市民芸術文化会館に関する事項
- 音楽文化会館に関する事項
- 水族館に関する事項
- 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団に関する事項
- 公益財団法人新潟市海洋河川財団に関する事項
- 文化施設の整備に関する事項
- 文化施設に係る総合調整に関する事項
- 文化施策の総合企画及び調整に関する事項
- 区役所の文化振興部門との連絡調整に関する事項
- 旧市長公舎に関する事項

(2) 個別検出事項

① 前ビジョン（新潟市文化創造交流都市ビジョン）の総括について

新潟市では、令和6年度から令和13年度までの8年間を対象期間とする新潟市文化創造都市ビジョンを策定するにあたり、前ビジョンである新潟市文化創造交流都市ビジョンの総括を行っている。

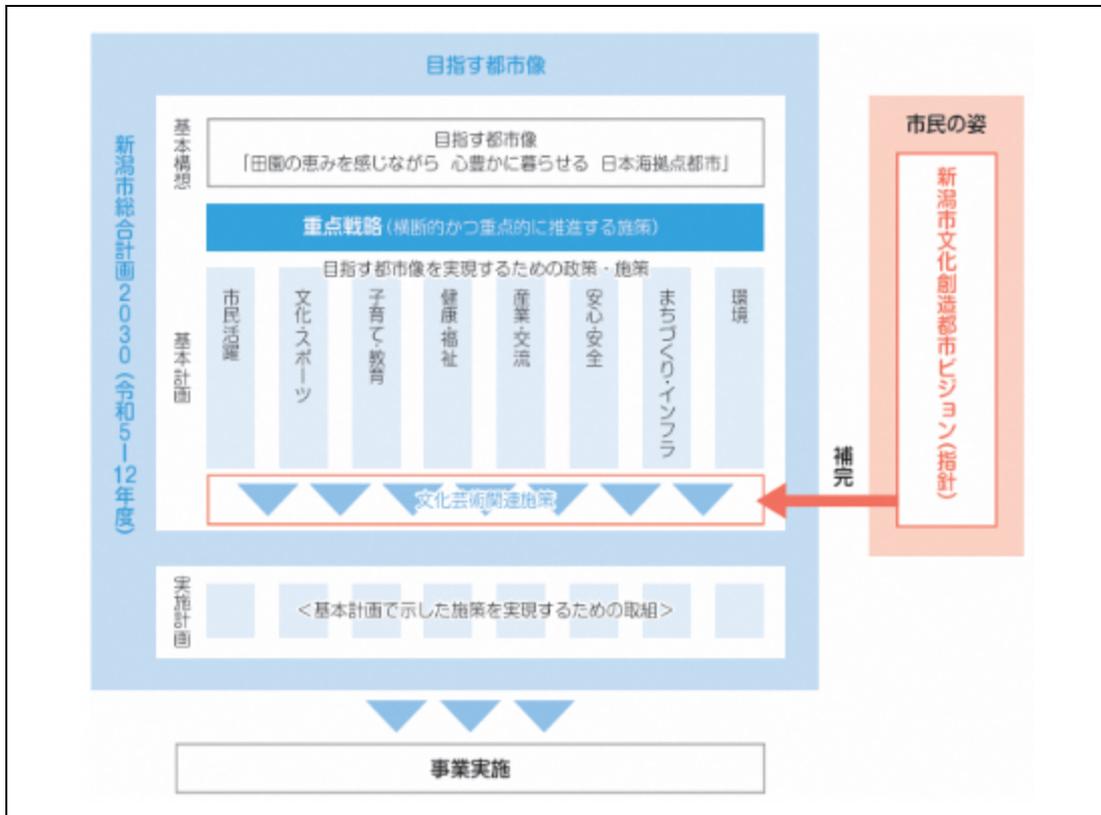
前ビジョンの総括として、新潟市文化創造推進委員会（令和5年7月7日開催）において振り返りを行っているが、前ビジョンの対象期間が平成29年度から令和5年度の7年間であり、市全体の財政基盤強化に向けた集中改革や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、ビジョン策定当時と前提が異なるという理由で取組及び認識された課題の説明を行うにとどまっており、具体的な取組の結果及び評価に関する説明が行われていない。

しかし、前ビジョンは平成29年度から令和5年度が対象期間であり、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発出されたのは令和2年に入ってからであることから、

平成 31 年度までの期間は評価が可能であり、コロナ禍における社会情勢の変化を受けての対応自体を評価する必要があったと考える。また、前ビジョンの策定当初に設定された成果指標に対する実績は、対象期間中継続して把握し、資料を作成していたため、当該資料を前ビジョンの総括時に新潟市文化創造推進委員会に提供した方が、より深度ある総括を実施できたのではないかと考える。

新潟市文化創造都市ビジョンは、上位計画である新潟市総合計画 2030 を補完する文化芸術の振興に関する分野別計画であり、新潟市総合計画 2030 の計画期間と開始時期を 1 年ずらすことで、先に改定する総合計画の内容をビジョンに反映できるようにしている。

<ビジョンの位置づけ>



(出典：「新潟市文化創造都市ビジョン (全体)」 抜粋)

<新潟市文化創造都市ビジョン及び新潟市総合計画 2030 の対象期間>



(出典：「新潟市文化創造都市ビジョン (全体)」 抜粋)

よって、新潟市文化創造都市ビジョンより先行して策定された新潟市総合計画 2030 の策定時における前計画の総括や議論も新潟市文化創造推進委員会に提供した方が深度ある総括を実施するためには望ましかったのではないかと考える。

意見 1

前ビジョン（新潟市文化創造交流都市ビジョン）の総括として、新潟市文化創造推進委員会にて振り返りをしているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などビジョン策定時と現状では前提が異なるという理由で取組及び認識された課題の説明をするにとどまっており、具体的な取組の結果及び評価が説明されていない。

少なくとも、コロナ禍前の期間は評価可能であり、コロナ禍における社会情勢の変化を受けての対応自体を評価する必要があると考える。また、深度ある総括を実施するためには、前ビジョン策定当初に設定された成果指標に対する実績資料や上位計画である新潟市総合計画 2030 の策定時の総括資料なども新潟市文化創造推進委員会に提供した方が望ましかったのではないかと考える。

② 政策指標の設定について

新潟市文化創造都市ビジョン（全体）では、参考資料として上位の計画に位置する新潟市総合計画 2030 における関連する政策指標が記載されているが、新潟市文化創造都市ビジョン固有の政策指標は記載されていない。

新潟市文化創造都市ビジョンは、新潟市の文化芸術関連施策における基本理念と施策推進上の3つの視点を明らかにし、これらを効果的・効率的に推進するための指針となるものである。基本理念及び施策推進上の視点の明確化は概念的なものであるため、理念の実現を目標として PDCA サイクルを回せるような具体的な政策指標を設定する必要があると考える。

意見 2

新潟市文化創造都市ビジョンとしての政策指標が設定されていない。

新潟市文化創造都市ビジョンは、基本理念及び施策推進上の視点の明確化という概念的な部分が主となっているため、ビジョンの理念の実現を目標として PDCA サイクルを回せるような具体的な政策指標を設定する必要があると考える。

③ 管理施設の修繕について（新潟市會津八一記念館）

新潟市會津八一記念館は新潟日報メディアシップ5階にテナントとして入っているが、空調設備機器は新潟市が負担して設置したものであり、新潟市會津八一記念館指定管理者業務における管理施設に含まれている。

当該空調機器については、修繕及び定期点検の結果、予防保全を含むメンテナンスとして699万円（税込）の見積書が令和6年9月10日付で業者から提示されている。

予防保全は、突発的な故障を防ぎリスク及びコストを低減し、計画的な保全により保全活動の効率化や財務負担の分散化、機器の劣化を抑えることによる設備寿命の延長、など長期的にはコスト削減にも寄与することから、予防保全を含めた計画的な修繕を行っていくことが重要である。

当該空調設備においても長期的な維持コストが最小となるよう計画的な修繕を行う必要があり、そのために修繕計画を策定することが望ましい。

なお、「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」において、管理施設の修繕について250万円以上のものは新潟市が実施するとされている。

（管理施設の改修等）

第15条

管理施設の改造、増築、移設については、甲が実施するものとする。

2 管理施設の修繕については、1件につき250万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が実施するものとし、1件250万円（消費税及び地方

消費税を含む。)未満のものについては乙が実施するものとする。

3 甲と乙の協議により、実施主体が決められた場合は前2項の限りではない。

(出典:「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」 抜粋)

よって、指定管理者ではなく新潟市が支出すべき金額と考えられ、新潟市が主体的に修繕計画を検討することとなると考える。

意見 3

指定管理業務における管理施設である空調機器について、定期点検の結果、予防保全を含めて修繕が必要との見積書が業者から出ている。予防保全を含めた計画的な修繕を行う必要があり、修繕計画を策定することが望ましい。

なお、見積金額が250万円を超えるため、基本協定書に従い、指定管理者ではなく新潟市が実施することになる。

④ 管理物品について (新潟市會津八一記念館)

「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の別紙1「2 管理物品」において指定管理者((公財)會津八一記念館)が管理すべき物品が記載されているが、備品等に関して、具体的な内訳(品目、数量等)が記載されていない。

協定書において備品等の具体的な内訳が記載されていない場合には、指定管理者が管理すべき対象備品が特定できず、また、新潟市と指定管理者とで対象備品の認識に不一致が生じる可能性がある。

新潟市の「指定管理者の手引き」では、指定管理者が管理すべき施設、設備、備品等を明確にし、業務遂行にあたり善良なる管理者の注意義務を負うことを基本協定書に記載することを求めている。また、基本協定書の参考書式例として、下記の書式が掲載されている。

別紙1 管理物件（例）

1. 管理施設の概要（所在地、構造、面積など）

- ①所在地 新潟市〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地〇〇
- ②規模 敷地面積：〇,〇〇〇. 〇〇㎡
- ③主な施設内容 〇〇造〇階建て 延床面積：〇〇〇. 〇〇㎡
 一階 〇〇〇室、〇〇ルーム、〇〇スペース、〇〇、〇〇
 二階 〇〇室、〇〇ルーム、〇〇スペース、〇〇〇〇
 附帯設備 駐車場、駐輪場、通路、物置小屋

2. 備品等

品目	数量	備考
〇〇人用シューズボックス	2	
〇〇人用コインリターンロッカー	6	
パンフレットスタンド	2	
会議用折りたたみテーブル	10	
ホワイトボード（スクリーン兼用）	1	
大判プリンター	1	
カラー複合機	1	
プロジェクター	1	
ノートパソコン	1	
〇人用ロッカー	1	
保管庫 A4 対応 2枚引戸型	2	
両袖机 W1400	1	
片袖机 W1100	3	
平机 W1400	2	
キッチンキャビネット	1	
テント（天幕・囲い幕・重り）	3	
〇〇〇〇〇〇〇〇	XX	

※その他、施設の状態に応じて「品目」及び「数量」の追加・削除を行ってください。

3. 消耗品等

品目	数量	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇	XX	
〇〇〇〇〇〇〇〇	XX	

※その他、施設の状態に応じて「品目」及び「数量」の追加・削除を行ってください。

（出典：新潟市「指定管理者の手引き」（参考書式例集） 抜粋）

他の指定管理に係る協定書においては、一般備品について具体的な内訳が記載しているケースもある。一般備品について品目や数量等を具体的に記載し対象備品を明確にする必要があると考える。

意見 4

「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の別紙1の「2 管理物品」（1 備品等）に関して、具体的な内訳（品目、数量等）が記載されていない。

対象となる備品を特定して双方理解するためにも、一般備品について品目や数量等を具体的に記載し対象備品を明確にする必要がある。

⑤ 月例報告について（新潟市會津八一記念館）

「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の第 22 条では、業務報告書を市に提出することが求められている。

<p>（事業報告書）</p> <p>第 22 条</p> <p>乙は、別紙 2 により本業務及び自主事業等の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。</p> <p>（以下、略）</p>
--

（出典：「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」 抜粋）

また、業務報告書の記載内容等については以下の別紙 2 に定められている。

別紙 2 事業報告書		
区分	提出内容	提出期限
月例事業報告書	指定管理業務の実施状況	毎月終了後 10 日以内
	管理施設等の利用状況	
	徴収事務委託観覧料等収納状況	
	自主事業の実施状況	
	資料	
年間事業報告書	指定管理業務の実施状況	年度終了後 30 日以内
	管理施設等の利用状況	
	徴収事務委託観覧料等収納状況	
	管理経費等収支報告書	
	自主事業の実施状況	
	利用状況分析報告	
	公の施設目標管理型評価書（実績）	
	自己評価	
資料		
随時の報告書	事故報告書	事象発生後、速やかに
	変更届出書	
その他、甲が指示する事項		甲が指定する日

（出典：「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」 抜粋）

新潟市會津八一記念館においては、基本協定書の第 22 条に基づき月例事業報告書を提出しており、主な記載内容は毎月の利用状況（観覧者数、観覧料収入）で、その他に管理上の特記事項が記載されている。

新潟市會津八一記念館では常設展は無く、複数月にまたぐ特別展・企画展を年 4 回開催しているため、特別展・企画展ごとの実績確認や進捗管理を行うことも有用と考えられる。そのため、月例報告においては、特別展・企画展ごとの状況報告を行うことも考

えられ、さらには報告頻度についても必要性や双方の事務負担を考慮して見直すことも一案である。

意見 5

「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の定めに従い、指定管理者が市に月例報告を実施しているが、新潟市會津八一記念館では常設展は無く、複数月にまたぐ特別展・企画展のみ開催しているため、特別展・企画展ごとの実績確認や進捗管理が有用と考えられる。そのため、月例報告においては、特別展・企画展ごとの状況報告を行うことも考えられ、さらには報告頻度についても必要性や双方の事務負担を考慮して見直すことも一案である。

⑥ 年度事業報告について（新潟市會津八一記念館）

先の⑤において記載したとおり、新潟市會津八一記念館においては、「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の第 22 条に基づき業務報告書を市に提出しているが、年度事業報告書のなかに「公の施設目標管理型評価書」が含まれている。年度事業報告書の一つである「公の施設目標管理型評価書」は年度終了後 30 日以内に提出することが求められているが、期限内に提出されていない。

「公の施設目標管理型評価書」は、例年 6 月から 7 月頃に新潟市から會津八一記念館に依頼があり、新潟市會津八一記念館ではその後作成しており、令和 6 年度分については令和 7 年 7 月 8 日に新潟市としての評価を行っていることから、期限を遵守した対応が望まれる。

なお、「公の施設目標管理型評価書」において、評価 C の項目がある場合には、その対策を翌年度の事業計画に反映させることが望ましいと考える。そのため、「公の施設目標管理型評価書」の作成及び評価のタイミングについては留意する必要がある。

指摘 1

年度事業報告の一つである「公の施設目標管理型評価書」を年度終了後 30 日以内に提出することが求められているが、期限内に提出されていない。

⑦ 「公の施設目標管理型評価書」の公表について（新潟市會津八一記念館）

文化政策課への往査日（令和 7 年 9 月 30 日）現在、新潟市會津八一記念館に係る「公の施設目標管理型評価書」が公表されていなかった。

新潟市會津八一記念館の「公の施設目標管理型評価書」については、7 月 8 日に所管課による総合評価（所見）が記載され公表可能な状況になっているものの、9 月 30 日現在では新潟市のホームページにて公表されておらず、その後ホームページにアップされ

た。

評価が完了した時点でタイムリーに公表する必要がある。

指摘 2

新潟市會津八一記念館の公の施設目標管理型評価書については、7月8日に所管課による総合評価（所見）が記載されていたが、9月30日現在では新潟市のホームページにて公表されていなかった。評価が完了した時点でタイムリーに公表する必要がある。

⑧ アンケートの実施結果について（新潟市會津八一記念館）

「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の第21条では、アンケートの結果及び対応を市に報告することが求められている。

（利用者意見等の聴取）

第21条

乙は、利用者の意見や要望を把握するため、意見箱の設置及びアンケート並びにインタビュー（対面会話による意見聴取をいう。）（以下「アンケート等」という。）を組み合わせ実施することとし、その結果については、その対応を含め施設内への掲示板により周知するとともに、対応可能なものはできるだけ速やかに施設運営に反映させるものとする。

2 前項のアンケートの結果については、その対応も含め甲に報告しなければならない。

（出典：「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」 抜粋）

新潟市への報告は年度報告においてアンケートの実施結果は記載されているが、コメントへの対応は新潟市に報告されていない。

アンケートは、顧客のニーズ把握や課題発見などに役立ち、事業において重要なデータを収集し、意思決定を支えるための強力なツールとなる重要なものであることから、基本協定書の第21条第2項では、アンケートの実施結果は対応も含めて新潟市に報告しなければならない、と定められている。

アンケートのコメント対応は新潟市會津八一記念館の内部では検討され共有されているものの、市には報告が行われていない。市としてコメント対応の内容について入手し、検討することが望ましい。

意見 6

年度報告において、アンケートの実施結果は記載されているがコメントへの対応は新潟市に報告されていない。新潟市としてコメント対応の内容について入手し、検討することが望ましい。

⑨ 新潟市歴史資料及び文学資料取得基金に属する歴史資料等について

歴史資料及び文学資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、新潟市歴史資料及び文学資料取得基金（以下「基金」という。）を設置している。

<新潟市歴史資料及び文学資料取得基金条例>

（設置）

第1条 歴史資料及び文学資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、新潟市歴史資料及び文学資料取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条 基金の額は、6千万円とする。

歴史資料及び文学資料の収集については、専門知識を有する者で構成する選定委員会が、以下の収集方針に基づき、評価・判断することになっている。

<収集方針>

○歴史資料

新潟市の歴史を明らかにすることができるような資料を収集

(1)新潟市に関わる歴史資料

(2)新潟市にゆかりの作品等の資料

(3)前各号にあげられるもののほか、歴史資料として貴重な資料

○文学資料

新潟市ゆかりの郷土関係作家に関する次のような資料を収集

(1)會津八一と坂口安吾に関する資料

(2)主として明治以降に活躍した人、あるいは現在活躍している人に関する資料

(3)前各号にあげられるもののほか、文学資料として貴重な資料

（出典：新潟市提供資料）

当該基金残高の推移は以下のとおりであり、平成23年度に「良寛「法華讃」毛筆17面 額装」を除く全ての資料を一般会計で再取得してから変動はなく、令和6年度末時点の基金残高は現金24,000千円、文学資料36,000千円で構成されている。

<基金残高の構成及び推移>

(単位：円)

年度	資料名	分類	購入金額	基金残高		
				資料残高	現金	合計
平成9年度	二代広重 諸国名所百景「越後新潟の風景」	歴史	189,000	189,000	59,811,000	60,000,000
平成9年度	會津八一の自筆訂正校「法輪寺創建年代考」	文学	800,000	989,000	59,011,000	60,000,000
平成9年度	會津八一の自筆訂正校「會津八一教授東洋美術史講義図版集」	文学	100,000	1,089,000	58,911,000	60,000,000
平成9年度	會津八一の講義録 會津八一先生述「書道史」	文学	200,000	1,289,000	58,711,000	60,000,000
平成9年度	會津八一の私家版「山鳩」	文学	250,000	1,539,000	58,461,000	60,000,000
平成9年度	會津八一の書簡「斎藤茂吉宛毛筆」詩箋紙7枚 封筒付	文学	2,000,000	3,539,000	56,461,000	60,000,000
平成12年度	良寛「法華讃」毛筆17面 額装	文学	36,000,000	39,539,000	20,461,000	60,000,000
平成14年度	織田一磨「画集新潟風景」4枚1組	歴史	1,140,000	40,679,000	19,321,000	60,000,000
平成15年度	館霞舫「紅白牡丹図」絹本着色	歴史	672,000	41,351,000	18,649,000	60,000,000
平成15年度	北原白秋「草縞 流水（新潟小唄一部抄）」ペン字400字詰5枚	歴史	289,905	41,640,905	18,359,095	60,000,000
平成20年度	飴屋看板 良寛書刻字 5点	歴史	10,000,000	51,640,905	8,359,095	60,000,000
平成23年度	良寛「法華讃」毛筆17面 額装を除く全ての資料を一般会計で再取得	振替	▲15,640,905	36,000,000	24,000,000	60,000,000
令和7年度	平成23年度以降変動なし			36,000,000	24,000,000	60,000,000

(出典：新潟市提供資料を基に監査人が作成)

当該基金は定額運用基金であるが、歴史資料及び文学資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものであり、基金内で運用を目的としている基金ではない。そのため、取得した資産は遅滞なく、一般会計で再取得されるべきものであると考える。

平成12年度に取得した「良寛「法華讃」毛筆17面 額装」36,000千円については、取得後25年以上経過しているが、基金の財産として据え置かれているため、一般会計で再取得することが望ましい。

意見 7

平成12年度に新潟市歴史資料及び文学資料取得基金にて取得した「良寛「法華讃」毛筆17面 額装」3,600万円については、取得後25年以上経過しているが、基金の財産として据え置かれているため、一般会計で再取得することが望ましい。

⑩ 新潟市歴史資料及び文学資料取得基金の必要性及び存在意義の再検討

新潟市歴史資料及び文学資料取得基金での歴史資料及び文学資料の取得は平成20年度に「飴屋看板 良寛書刻字 5点」を最後に15年以上行われておらず、令和7年10月時点で当該基金を利用して歴史資料及び文学資料を取得する計画や見込みはなく、実質基金は休眠状態にある。

基金は活用されていなくとも、設置されているだけで、年度報告や「歴史資料及び文

学資料取得基金・新潟市歴史資料及び文学資料選定委員会」の設置等が必要であり、相当の事務手続が発生する。

当該基金は平成 6 年 4 月 1 日に設置され、設置後 30 年以上経過している。現状休眠状態となっていることを勘案すれば、基金の必要性や存在意義などが設置時から変化している可能性もあるため、改めて基金の必要性・存在意義を検討することが望ましい。

なお、当意見は、前述の意見 7 と関連する内容であるため文化政策課の個別検出事項として記載しているが、事務分掌上は歴史文化課の所管であることを付記する。

意見 8

<p>新潟市歴史資料及び文学資料取得基金は平成 6 年 4 月 1 日に設置され、設置後 30 年以上経過している。現状休眠状態となっていることを勘案すれば、基金の必要性や存在意義などが設置時から変化している可能性もあるため、改めて基金の必要性・存在意義を検討することが望ましい。</p>
--

2 未来創造グループ

(1) 主な業務内容

- 芸術創造村・国際青少年センターに関する事項
- 文化交流に関する事項

(2) 個別検出事項

個別検出事項はない。

3 事業推進グループ

(1) 主な業務内容

- 文化活動の振興及び調整に関する事項
- マンガ・アニメ情報館及びマンガの家に関する事項

(2) 個別検出事項

① 目標管理について（ガタマニア）

新潟市内のマンガ・アニメに関連する様々な情報や既存の取組などをまとめて発信するサイト「ガタマニア」を開設し、新潟市の取組を発信する事業を行っている。

実績として各月のPV数及びセッション（訪問数）は集計されているが、目標値が設定されていない。また、複数年度での実績の推移を集計していないため、足元の状況の良否の判断が出来ない状況にある。

本来であれば、過年度実績も踏まえてPV数及びセッションをどの程度増加させるか目標値を設定し、目標達成に必要な施策や投資（ホームページ改修など）を計画・実行することが必要である。その上で、実績の推移を把握し、目標値と比較し達成度を計りながらモニタリングしていく必要があると考える。

意見 9

新潟市マンガ・アニメ情報発信サイト「ガタマニア」の事業として、PV数などの実績値は集計されているが目標値が設定されていない。また、複数年度での実績の推移を集計していないため、足元の状況の良否の判断が出来ない状況にある。

PV数等をどの程度増加させるか目標値を設定した上で、必要となる事業を計画し実施することが必要である。その上で、実績推移を把握し、目標達成度を計りながらモニタリングする必要があると考える。

② 募集要項について（新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家）

「新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家指定管理者募集要項」では、7

申請資格の(3)地域要件において地域要件が付されており、市内に本社又は本店を有しない団体は応募に制限がかかっている。

7 申請資格

(中 略)

(3) 地域要件

市内に本社又は本店を有しない団体は単独による応募をすることができません。市内に本社又は本店を有しない団体はグループでの応募のみ可能とし、その他の構成団体は全て本市に本社又は本店を有する団体で構成するものとします。

(出典：「新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家指定管理者募集要項」
抜粋)

新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家の指定管理者については、公募で選定しているが応募者は1先であった。指定管理の業務内容については、マンガ・アニメに関する領域で特殊であることから申請可能な者は極めて限定される状況にある。

新潟市の「物品等契約事務の手引き」においては、「地域要件が設定できるのは、原則として要件を設定したとしても潜在的な参加可能業者が20者以上あると見込まれ、また明らかに受注可能な業者が6者以上いる場合。市内本店業者、市内本支店業者の順に、条件を満たすか確認し、満たす場合は要件を設定」とされており、十分な競争が働く場合に限り地域要件の設定が可能とされている。当該考え方は、指定管理業務の契約においても共通するものと考えられる。

よって、公募で選定する場合には、複数の応募者が集まって十分な競争が働くようにするために、申請資格に地域要件を付さずに募集することが適切であると考ええる。

指摘 3

公募で指定管理者が選定されているが、応募者が1先であるにもかかわらず募集要項では申請資格に地域要件が付されている。

地域要件は、十分な競争が働く場合に限り設定が可能とされているため、複数の応募者を募れるように、申請資格に地域要件を付さずに募集することが適切であると考ええる。

③ アンケートの実施結果について（新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家）

「新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家の管理に関する基本協定書」の第22条では、アンケートの結果及び対応を市に報告することが求められている。

(利用者意見等の聴取)

第22条

乙は、入館者の意見や要望を把握するため、随時入館者アンケートを実施することとし、その結果については、施設内に掲示するとともに、対応可能なものはできるだけ速やかに施設運営に反映させるものとする。

2 前項のアンケートの結果については、その対応も含め甲に報告しなければならない。

(出典：「新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家の管理に関する基本協定書」 抜粋)

指定管理者（にいがたアニメ・マンガプロジェクト共同体）においては、新潟市への月例報告においてアンケートに関する事項が記載されているが、年間報告においてはアンケートに関する事項が記載されていない。

年間報告は、指定管理者の業務について、すべての報告書を総括し、指定管理者に自らの業務について、年間を通じての管理運営状況の把握と実施状況の整理させるものである。基本協定書の第 22 条第 2 項においても、アンケートの結果及び対応の報告を求めており、年間報告でアンケートに関する報告をすべきと考える。

意見 10

月例報告にアンケートに関する報告があるが、年間報告には記載が無い。

年間報告は、指定管理者の業務について、すべての報告書を総括し、年間を通じての管理運営状況の把握と実施状況の整理をさせるものであり、基本協定書の第 22 条第 2 項においても、アンケートの結果及び対応の報告を求めていることから、年間報告でアンケートに関する報告をすべきと考える。

④ 「にいがた市民文学」の在庫について（市民文学発刊事業）

市民の文芸活動の振興を図り、創作意欲を高めるため、文芸作品を募集し、審査の上、優秀作品を「にいがた市民文学」に収録し、発刊（年 1 回）している。

発刊された「にいがた市民文学」の在庫は、第 1 回分から保有されており、古町ルフル内のふるまち庁舎の書庫及び旧豊栄南小にて保管されている。令和 6 年度に発刊された「にいがた市民文学第 27 号」の払出状況及び過年度発刊分の在庫の状況は以下のとおりである。

< 「にいがた市民文学第 27 号」の払出状況 >

(単位：部)

印刷部数	令和 6 年 11 月～令和 7 年 9 月の払出		残数 (令和 7 年 9 月末)
	寄贈	販売	
500	231	209	60

(出典：新潟市提供資料)

<過年度発刊分の在庫の状況>

(単位：部)

号	発刊年度	令和6年度末 在庫数	令和7年4月～ 9月の払出数	令和7年9月 末在庫数
1	平成10年度	3	0	3
2	平成11年度	10	0	10
3	平成12年度	5	0	5
4	平成13年度	8	0	8
5	平成14年度	7	0	7
6	平成15年度	4	0	4
7	平成16年度	17	0	17
8	平成17年度	14	1	13
9	平成18年度	17	0	17
10	平成19年度	17	0	17
11	平成20年度	11	0	11
12	平成21年度	10	0	10
13	平成22年度	10	0	10
14	平成23年度	11	0	11
15	平成24年度	11	0	11
16	平成25年度	11	0	11
17	平成26年度	11	0	11
18	平成27年度	11	0	11
19	平成28年度	11	0	11
20	平成29年度	11	0	11
21	平成30年度	11	0	11
22	平成31年度	15	0	15
23	令和2年度	25	0	25
24	令和3年度	11	0	11
25	令和4年度	25	0	25
26	令和5年度	37	0	37
合計		334	1	333

(出典：新潟市提供資料)

「にいがた市民文学」は毎年度発刊される一方で、過年度発刊分は発行年度の翌年度以降の払出は極めて少なくなるため、今後も在庫は増加することが推測される。在庫を

販売可能な状況で保管するスペースの確保や在庫管理の負担等を考慮して、在庫の保有期間を定めるなど方針を検討する必要があると考える。

在庫の払出状況の推移を把握した上で、発刊後一定期間を経過し、ほぼ払出が無くなる時点を設定し、当該時点になったら必要最低限の在庫のみ保管するようなルールを設けることが有用であるとする。

意見 11

毎年度発刊されている「にいがた市民文学」は、第1回分から在庫が保有されており、今後も在庫が増加することが推測される。

在庫管理の負担等を考慮して、在庫の保有期間や保有数量を定めるなど方針を検討することが有用であるとする。

⑤ 作品図録の在庫について（新潟市美術展）

新潟市美術展は、美術を愛好する市民の創作作品を発表する場であり、生活の中に美術を味わう楽しさを普及していくことを目的として毎年開催されており、開催の都度、作品図録を発刊している。

発刊された作品図録の在庫数量の記録は、第40回（平成20年度）以降のみ残っているものの、第39回以前分の記録が残されていない。

<現状残されている在庫データ>

（単位：部）

回	発刊年度	令和7年9月末在庫数	令和6年度以降の払出数
40	平成20年度	6	0
41	平成21年度	5	0
42	平成22年度	1	0
43	平成23年度	2	0
44	平成24年度	15	0
45	平成25年度	3	0
46	平成26年度	7	0
47	平成27年度	1	0
48	平成28年度	2	0
49	平成29年度	1	0
50	平成30年度	1	0
51	平成31年度	5	0
52	令和2年度	5	0
53	令和3年度	5	0

54	令和4年度	20	0
55	令和5年度	20	0
56	令和6年度	195	0
合計		294	0

(出典：新潟市提供資料)

第39回以前の作品図録は保存用として1冊ずつ保管されてはいるものの、保存用以外の在庫に関する記録が残されていないため、販売または寄贈により払出されたのか廃棄処分されたのか不明な状況にある。

現状では廃棄に関するルールも存在していないため、記録を残すとともに廃棄に関するルールを設ける必要があると考える。

意見 12

新潟市美術展の作品図録の在庫に関する記録が、第39回以前分について残されていない。

記録が無いため販売したのか廃棄処分したのか不明な状況であり記録を残す必要がある。また、現状では廃棄に関するルールも存在しないため、ルールを設ける必要があると考える。

第5 (公財) 會津八一記念館への監査の結果及び意見

(1) 外郭団体の概要

団体名	公益財団法人會津八一記念館				
所在地	新潟市中央区万代三丁目1番1号				
設立年月日	昭和46年5月8日	代表者	理事長 佐藤 明		
基本財産	198,400千円	市出資金等	100,000千円	市出資割合	50.4%
設立目的	會津八一の遺墨・遺品・著書をはじめ會津八一に関する資料を調査研究し、文学・芸術など学芸に残した業績を伝え、広く後学の研究と鑑賞に供し、教育・学術の交流に資すること。				

令和6年度 主要事業	事業名	事業内容	予算額
	會津八一記念館管理 運営事業	市の財産である會津八一の遺墨や八一と交友関係にあった文化人・作家の作品を保存・管理し、展覧会を通じて県民をはじめとする全国の愛好家に業績を普及する。	48,893千円
	展示事業	新潟を代表する文人會津八一の作品と業績(短歌、書、美術史、教育)を広く知ってもらうため、八一の遺墨を中心に展示。年一回の特別展ではゆかりの人物や地域に焦点を当て、また3回の企画展では所蔵品を中心に作品を展示。	5,836千円
	文芸講演会事業	4回の展示に関連してその分野の研究者・専門家を招き、テ	1,320千円

		ーマに関連した内容を語ってもらう。そのことにより県民市民が教養を高める一助とする。	
	販売事業	特別展図録、自主開発した商品、関連書籍、往復書簡集（會津八一のやりとりした書簡の活字起こし）の制作販売。	3,000 千円
	普及活動事業	會津八一の業績のうち短歌について、そのイメージを写真で表現することを呼びかける。そのことによつて写真分野で活動する人たちにも八一の世界をしってもらい、もつて八一の業績の広まりと認知度アップを図る。また職員が館外で講演することにより、来館したことのない人からも會津八一に関心を持ってもらい、業績を認知してもらう。	3,000 千円

(2) 市の財政的、人的支援の概要

① 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金	—	—	—

事業費補助金	—	—	—
運営費補助金	—	—	—
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	80	80	80
交付金	—	—	—
委託料	41,928	43,761	49,263
指定管理料（公募）	—	—	—
指定管理料（非公募）	41,928	43,761	49,263
業務委託（随契）	—	—	—
業務委託（その他）	—	—	—
貸付金（期中借入額）	—	—	—
合計	42,008	43,841	49,343
貸付残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
損失補償限度額	—	—	—
その他	—	—	—
財政支出等の必要性についての市の見解	新潟市名誉市民會津八一の業績の顕彰と普及活動推進、そしてその活動拠点である記念館施設の維持・管理のための財源として、市からの財政支出は必要不可欠である。		

② 市からの人的関与の状況

令和6年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	—	—	—	—	3	—	8	11	11
職員数	—	—	3	3	—	—	—	—	3

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸	流動資産	11,905	13,276	17,039
	固定資産	241,615	243,888	246,319
	資産合計	253,521	257,165	263,358
	流動負債	2,731	3,138	4,615

	(うち短期借入金)	-	-	-
	固定負債	15,702	17,803	20,049
	(うち長期借入金)	-	-	-
	指定正味財産	201,724	201,724	201,724
	一般正味財産	33,362	34,499	36,969
	正味財産合計	235,087	236,223	238,693
正味財産増減計算書	経常収益	47,263	48,611	53,288
	経常費用	50,151	47,404	50,749
	評価損益等	-	-	-
	当期経常増減額	△2,888	1,206	2,539
	経常外収益	-	-	-
	経常外費用	-	-	-
	当期経常外増減額	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	△2,958	1,136	2,469

(4) 個別検出事項

① 中期計画について

(公財) 會津八一記念館においては、法人としての中期計画は存在するものの、令和4年7月作成版「會津八一没後70年(2026年)に向けての中期計画」が現行の中期計画であり更新されていない。

現行の中期計画はコロナ禍で収束が見込めない状況において作成されており、コロナ禍を前提とした事業計画が策定されている。

【課題編】

【1】 この4年で実現を目指す課題

(課題1) 来館者増

(課題2) 在庫整理促進

(課題3) 特別展図録の見直し

(課題4) 収蔵品の見える化

(課題5) 展示開催数・内容の検討と未公開作品の公開

(課題6) 普及材の充実

(課題7) 奈良京都との関係1

(課題8) 奈良京都との関係2

(課題9) 写真コンテストのその後

(課題10) 組織

【現状と計画編】

【2】 現状と今後の取り組み計画

(以下、略)

(出典：「會津八一没後 70 年（2026 年）に向けての中期計画」 抜粋)

課題として取り上げている 10 項目は、コロナ禍収束後も共通している内容であるが、課題に対する取組がコロナ禍を前提として策定されているため、策定未了なものや策定されていたとしても現在の環境と整合していないものもある。

令和 5 年 5 月に感染症法上の位置づけが「5 類」に移行した時点で、今後の方針を定める上でも課題及びその対応について見直しをすべきで、事業運営をする前提となる環境に重要な変化があれば、適時に中期計画の見直しをすることが望ましい。

意見 13

中期計画が令和 4 年 7 月に作成されたものから更新されていない。当時はコロナ禍で収束が見込めない状況であり、内容が現在の環境と整合していない部分がある。

事業運営をする前提となる環境に重要な変化があれば、適時に中期計画の見直しをすることが望ましい。

② 役員の欠格事由の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることとされている。

(欠格事由)

第六条

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の第三七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為

により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

（以下略）

（公益認定の取消し）

第二十九条

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

（以下略）

（出典：「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 抜粋）

このように、役員が欠格事由に該当することとなった場合、行政庁は公益認定を取り消さなければならないとされており、役員が欠格事由に該当するか否かについては、十分に留意する必要がある。

（公財）會津八一記念館においては、役員の就任時及び重任時のいずれも欠格事由等の確認書を入手していない。公益認定の取り消しは、法人の運営にとって重大な影響を与えることから、欠格事由の対象範囲・該当するか否かの判定の確認は非常に重要である。

法人のリスク管理の観点から、就任時及び重任時には、欠格事由について対象者に十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

なお、確認書の形式については、どの程度厳密にするのか又は簡便化するのかは状況に応じて検討の余地があると考ええる。

意見 14

（公財）會津八一記念館においては、役員の就任時及び重任時には欠格事由等の確

認書を入手していない。

法人のリスク管理の観点から、就任時及び重任時には、欠格事由について対象者に十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

③ 有価証券の購入について

平成 24 年 3 月開催の理事会において、新発の新潟県債 2 億円（額面）を購入する件について議案として審議され可決承認された。しかし、実際に購入された銘柄は利付国債（20 年）であり、現在も継続して保有されている。

購入する有価証券の銘柄の変更については、理事会決議後の審議や内部承認決裁に関する記録が残されていない。よって、詳細は不明であるが、理事会の決議を翻すのであれば、再度理事会での審議をするか、それに代わる内部での承認決裁を得る必要があると考える。

指摘 4

理事会で決議された銘柄と異なる銘柄の有価証券を購入している。

記録が残されていないため詳細は不明であるが、理事会の決議を翻すのであれば、再度理事会での審議をするか、それに代わる内部での承認決裁を得る必要がある。

④ 満期保有目的の債券について

上記③に記載の利付国債（20 年）は、保有目的から判断して満期保有目的の債券に分類して会計処理している。

満期保有目的の債券に分類されると時価評価の対象から除外されるため、満期保有目的の債券に分類するためには、一定の条件を満たす必要がある。あらかじめ償還日が定められており額面金額による償還が予定されていること、及び、債券を満期まで所有する意思をもって保有すること、が必要となる。なお、「満期まで所有する意思をもって保有する」とは、法人が償還期日まで所有するという積極的な意思とその能力に基づき保有することをいうため、将来の市場動向によっては売却が予測される場合や資金計画等からみて継続的保有が困難と判断される場合には条件を満たしているとは言えない。

保有目的による分類は、取得時に行う必要があるが記録が残されていない。満期保有目的の債券と分類するのであれば、取得時に一定の条件を満たすという明確な意思決定を法人として行う必要がある。

指摘 5

利付国債は満期保有目的の債券と分類しているが、満期保有目的の債券に分類する

ためには一定の条件を満たす必要がある。保有目的の分類は取得時に行う必要があるが、取得時に満期保有の要件について法人としての明確な意思決定がされていない。

⑤ 基金の資産運用について

上記③に記載の利付国債（20年）を額面2億円保有しているが、決算書上の勘定科目としては下記のとおり2つに跨っている。

銘柄	帳簿価額	勘定科目	金額
第136回利付国債 (20年)	201,028千円	基本財産 投資有価証券	191,028千円
		特定資産 收藏品取得基金	10,000千円

うち10,000千円は收藏品取得基金として計上されているが、「公益財団法人會津八一記念館收藏品取得基金設置要綱」によれば、基金は會津八一に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置すると定めている。

当該利付国債は満期保有目的の債券と分類されており、その償還日は令和14年3月20日であることから7年後の償還まで使えない状態での運用となっており、收藏品取得のため機動的に資金を使用する目的で設置された基金の趣旨と矛盾している。

基金の趣旨に沿った資産運用を行う、又は、基金に余剰資金があるのであれば基金の設定額の見直しを行うなど、基金の設計・運用を再検討することが望ましい。

意見 15

満期保有目的の債券である利付国債の一部を收藏品取得基金として計上している。償還日である2032年3月20日まで使えない状態にあり、收藏品取得基金の趣旨と矛盾している。

基金の趣旨に沿った資産運用を行う、又は、基金に余剰資金があるのであれば基金の設定額の見直しを行うなど、基金の設計・運用を再検討することが望ましい。

⑥ 賞与引当金について

公益法人会計においては、企業会計の基準の準拠を原則としており、引当金についても一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠している。

企業会計原則注解18では、引当金について以下のように定めている。

注18 引当金について

（貸借対照表原則四の(一)のDの一項、(二)のAの三項及びBの二項）

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に

属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

(以下、略)

(出典：「企業会計原則注解」 抜粋)

企業会計原則注解 18 の定めによると、以下の4つの条件を満たしている場合には引当金として計上するものとしている。

- ・将来の特定の費用または損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因していること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・金額を合理的に見積もることができること

翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において上記4つの条件を満たしているため賞与引当金を計上する必要がある。(公財) 會津八一記念館の賞与においては、6月に支給される夏季賞与は基準日(6月1日)以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する、と給与規程に定められている。よって、12月から5月までが賞与の支給対象期間となり、うち12月から3月までに係る賞与支給見込額が4つの条件を満たしているため、当金額を賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額についても当然に4つの条件を満たしていると考えられるため、賞与本体だけでなく社会保険料会社負担見込額についても負債計上する必要がある。

また、「公益法人会計基準」の運用指針(令和2年5月改正版)において、一般的、標準的な財務諸表の科目として賞与引当金を掲げていることから原則として計上すべきである。

ただし、公益法人会計基準(令和2年5月改正版)の「第一 総則」「3 一般原則」(4)の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

3 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。)及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

(中 略)

(4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

(出典：「公益法人会計基準」(令和2年5月改正版) 抜粋)

翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において引当金計上の要件を満たしているため、当期の負担に属する金額を財務諸表において賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与引当金に対応する社会保険料会社負担見込額も負債計上する必要がある。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

⑦ 職員の退職手当規程について

(公財) 會津八一記念館においては、職員の退職手当に関する規程が制定されていない。退職手当に関しては、給与規程において下記のとおり理事長が別に定めると記述されているのみであり、これ以外に理事長が別に定めた事項で明文化されたものは存在しない。

(退職手当)

第 13 条

職員が退職し、又は死亡した場合には、その者（別に定める職員を除く。）又はその者の遺族に対し、退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(出典：「公益財団法人會津八一記念館給与規程」 抜粋)

実態として、退職手当は支給されており、支給額は新潟市の基準に準拠した計算となっているため不都合は発生していないが、明文化されていないことのリスクは検討する必要がある。また、後述する館長と事務長については退職慰労金規定が存在することからも、職員の退職手当に関する規程が制定されていないことはバランスを欠いており、制定すべきと考える。

法人運営の安定性、労働者の権利保護、人事面のメリット等も考慮し、退職手当規程を制定することが望ましい。

意見 16

職員の退職手当に関する規程が制定されていない。退職手当については、改正給与規程において理事長が別に定めると記述されているのみである。

規程の必要性や制定されていないことのリスクも考慮して、退職手当に関する規程を制定することが望ましい。

⑧ 退職給付引当金について

退職給付引当金は、新潟市の基準に準拠した計算となっており、新潟市に確認した上

で各年度の増減額を年度ごとの決算において計上している。

しかし、退職給付引当金の残高自体が新潟市との確認資料と決算数値とで下記のとおり一致していない。

令和6年度決算上の 退職給付引当金残高	新潟市との確認資料上の 退職給付引当金残高	差額
20,049 千円	19,834 千円	215 千円

新潟市との確認資料が正しい数値であるため、決算上の退職給付引当金が215千円過大に計上されている。原因は究明されていないが、少なくとも平成30年度から、ほぼ同額の差額が生じたままの状況が継続している。

今後同様の誤りを防止するため、確認資料上の退職給付引当金の当年度増減額を決算において計上するだけでなく、引当金の残高自体が決算数値と一致しているか確かめる必要がある。

指摘 7

退職給付引当金が215千円過大に計上されている。原因は究明されていないが、同様の誤りを防止するために、退職給付引当金の当年度増減額だけでなく引当金の残高自体を新潟市との確認資料と照合する必要がある。

⑨ 館長の退職慰労金について

(公財) 會津八一記念館においては、館長退職慰労金支給規定は作成されていないものの、令和2年第1回評議員会にて館長退職慰労金支給規定が可決承認されている。館長が退職される際には退職慰労金が支給される見込みであり、原則的な支給額の計算式も以下のとおり定めている。

在職期間と支給額
1年未満：なし
5年未満：原則として月額給与×3カ月
5年以上10年未満：原則として月額給与×4カ月

(出典：令和2年第1回評議員会議事録より抜粋)

⑥賞与引当金についての欄において記載のとおり、企業会計原則注解18の定めによると、以下の4つの条件を満たしている場合には引当金として計上するものとしている。

- ・将来の特定の費用または損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因していること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・金額を合理的に見積もることができること

館長退職慰労金支給見込額は、上記4つの条件を満たしているため引当金を計上する必要がある。よって、現館長は在職期間が5年以上10年未満に該当するため、月額給

与×4カ月分を館長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。

また、「公益法人会計基準」の運用指針（令和2年5月改正版）において、一般的、標準的な財務諸表の科目として退職給付引当金や役員退職慰労引当金を掲げていることから原則として計上すべきである。

ただし、公益法人会計基準（令和2年5月改正版）の「第一 総則」「3 一般原則」（4）の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

指摘 8

館長退職慰労金支給規定が作成されていないため、明文化して規定として整備する必要がある。

館長退職慰労金は、引当金計上の要件を満たしているため、年度末時点での支給見込額を館長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

⑩ 事務長退職慰労金について

（公財）會津八一記念館においては、事務長退職慰労金規定が整備されており、事務長が退職される際には退職慰労金が支給される見込みであり、原則的な支給額の計算式も以下のとおり定めている。

在職期間と支給額

1年未満：なし

1年以上5年未満：本給の1.5カ月

5年以上：本給の2カ月

（出典：「公益財団法人會津八一記念館事務長退職慰労金規定」 抜粋）

⑥賞与引当金についての欄において記載のとおり、企業会計原則注解18の定めによると、以下の4つの条件を満たしている場合には引当金として計上するものとしている。

- ・将来の特定の費用または損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因していること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・金額を合理的に見積もることができること

事務長退職慰労金支給見込額は、上記4つの条件を満たしているため引当金を計上する必要がある。よって、現事務長は令和4年5月就任であり在職期間が1年以上5年未満に該当するため、本給の1.5カ月分を事務長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。

また、「公益法人会計基準」の運用指針（令和2年5月改正版）において、一般的、標

準的な財務諸表の科目として退職給付引当金や役員退職慰労引当金を掲げていることから原則として計上すべきである。

ただし、公益法人会計基準（令和 2 年 5 月改正版）の「第一 総則」「3 一般原則」（4）の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

指摘 9

事務長退職慰労金は、引当金計上の要件を満たしているため、年度末時点での支給見込額を事務長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

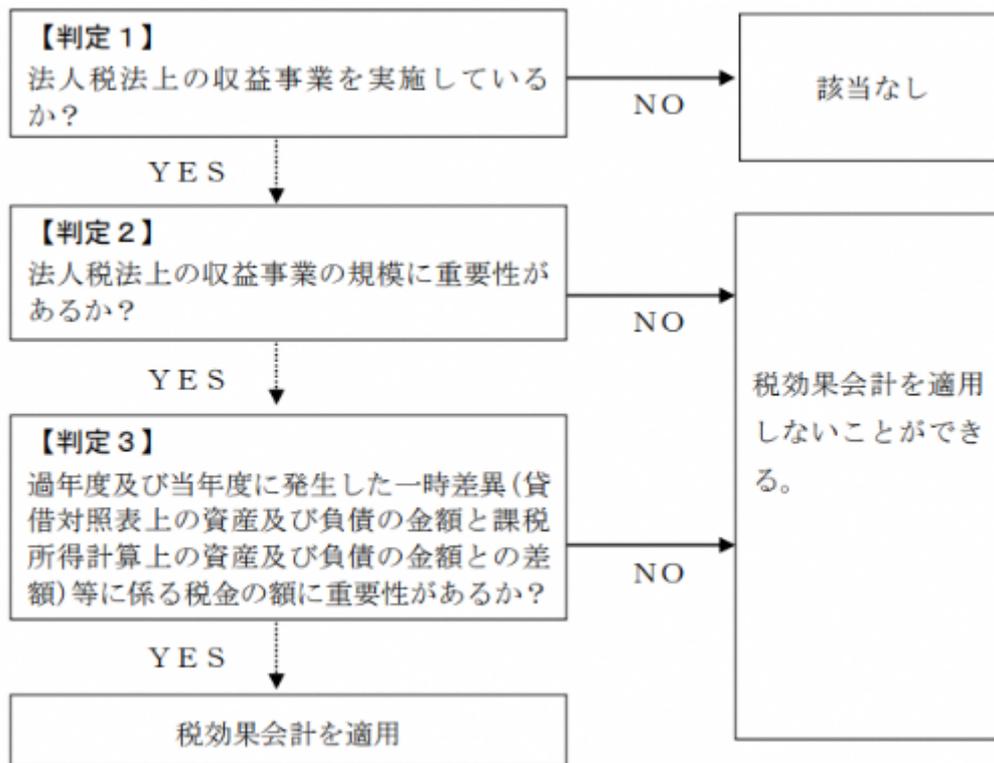
⑪ 税効果会計の適用可否の判断について

税効果会計とは、会計上の利益に見合った税金費用が計上されるように、「企業会計」と「税務会計」との処理タイミングの違いを調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きをいう。

公益法人において法人税法上の収益事業（公益目的事業を除く。以下同様）を実施している場合は、公益法人会計基準では原則として税効果会計を適用することとなっている。平成 20 年会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提となっている。

ただし、平成 20 年会計基準注解（注 1）（5）では、重要性の原則の適用例として「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とされている。

よって、税効果会計適用の可否の判断は、公益法人会計基準に関する実務指針の Q54 に記載されている以下のフローチャートに従って判定することになる。



（出典：「公益法人会計基準に関する実務指針」 抜粋）

（公財）會津八一記念館においては、収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている前述のフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

なお、先述した指摘事項である賞与引当金、館長及び事務長の退職慰労金の引当金を計上する場合には、税効果の対象となる金額が拡大するため慎重に判断することが求められる。

指摘 10

収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。

よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

第6 新潟市美術館への監査の結果及び意見

(1) 主な業務内容

主な分掌事務は以下のとおりである

- 美術資料の特別観覧の許可に関する事項
- 美術館の施設及び設備の利用の許可に関する事項
- 美術資料の観覧料、特別観覧料、施設及び設備使用料に関する事項
- 美術資料に関する案内書、解説書、図録等の頒布に関する事項
- 入館者に対する総合案内及び館内の秩序維持に関する事項
- 施設等の維持管理に関する事項
- 美術館の庶務に関する事項
- 美術資料の収集、保管及び展示に関する事項
- 美術資料に関する専門的な調査研究に関する事項
- 美術資料に関する講座、講演会、研究会等の開催に関する事項
- 美術資料の寄贈及び寄託に関する事項
- 他の美術館、博物館その他関係機関との協力に関する事項
- その他美術館の設置の目的を達するために必要な事業に関する事項

(2) 施設概要

① 新潟市美術館の概要

■設置目的

美術に関する市民の知識及び教養の向上に寄与することを目的とする。

■運営方針

政令市にふさわしい、市民に開かれた個性あふれる美術館

1. 発見する美術館

「あるもの（館蔵品を含む地域の多様な文化資源・自然環境）」を活かし、新たな知を掘り起す、「発見する美術館」

2. 学べる美術館

教育普及の事業を通じて、あらゆる世代の市民が「学べる美術館」

3. 生きている美術館

さまざまな芸術が交差し、訪れるたびに心躍る「生きている美術館」

4. つながる美術館

市民同士、地域の文化施設相互が「つながる美術館」

5. 信頼の美術館

高い質を保ち、市民が誇れる「信頼の美術館」

■収集テーマ

新潟の昨日・今日・明日	新潟県内を広く郷土の対象とする。郷土出身および新潟にまつわる作家の作品。 小山正太郎、安宅安五郎、土田麦僊、矢部友衛、佐藤哲三、阿部展也、横山操、牛腸茂雄など
19～20 世紀の美術	近代以降 20 世紀末までの美術の多様な展開をあとづけるにふさわしい国内外の作品。特に、海外の作家では、19 世紀末の象徴主義から 20 世紀前半のシュルレアリスム、戦後のウィーン幻想派など、人間の内面をみつめる表現に力を注いでいる。
21 世紀の美術 (国内中心)	国内作家を中心に、21 世紀の新たな創造の可能性を示す優れた作品を対象とする。

② 新潟市美術館の建物の概要

新潟の情緒を再現した”堀と柳”のある西大畑公園との調和の中で、市民に愛され、親しまれる美術館を目指し、開館当初のモットーである「みる、つくる、語る」の機能を実現できるよう設計されている。

■建物

所在地	新潟市中央区西大畑町 5191 番地 9
敷地面積	9,598.14 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
建築面積	4,394.86 m ²
延床面積	5,550.70 m ² 1 階面積 4,195.69 m ² 2 階面積 1,355.01 m ²
外観	



■主な施設

常設展示室	693.74 m ² (天井高：小展示室 3m、中展示室 4m、大展示室 5m)
企画展示室	展示室 1 362.56 m ² (天井高 4m) 展示室 2 297.63 m ² (天井高 4m) 展示室 3 308.11 m ² (天井高 5m) 前室 224.78 m ²
実習室	183.59 m ²
講堂	145.81 m ²
市民ギャラリー	128.39 m ² (控室 14.18 m ²)
ラウンジN	フリースペース
本のラウンジ	くつろぎのスペース
収蔵庫	各室 249.83 m ²
トラックヤード及び作業スペース	4 t (ロング) トラックをシャッター内に格納可能
カフェ	ランチやティータイムを楽しむことができる
庭園	憩いのスペース

■来館者数

年度	開館 日数 (日)	利用延人員等					使用料 収入額 (千円)	<備考> 実行委員 会からの 分担金 (千円)
		総数 (人)	有料利用者		無料利用者			
			企画展 (人)	常設展 (人)	企画展 (人)	常設展 (人)		

2年度	250	50,477	19,723	13,610	14,204	2,940	7,910	2,523
3年度	230	42,776	20,635	12,374	7,558	2,209	4,706	22,106
4年度	228	47,060	19,281	17,387	7,596	2,796	3,962	23,804
5年度	240	41,011	17,674	13,843	7,180	2,314	5,022	12,538
6年度	130	23,650	11,930	7,059	4,386	275	4,904	4,685

(出典：新潟市提供資料)

(3) 個別検出事項

- ① 美術資料取得基金により取得した美術品の一般会計による買戻しの対応について

美術資料を円滑かつ効率的に取得するため、新潟市では美術資料取得基金を300百万円設置されている。

(設置)

第1条 美術品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、新潟市美術資料取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(運用)

第3条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(以下略)

(出典：「新潟市美術資料取得基金条例」 抜粋)

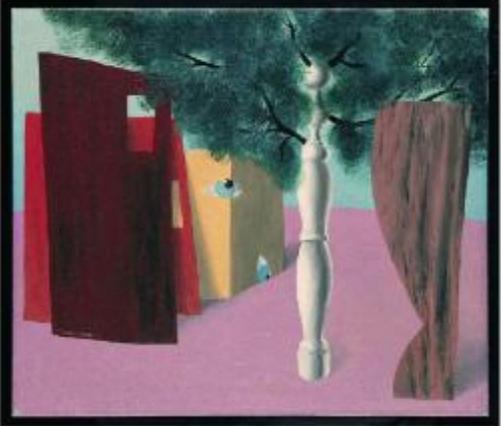
当該基金では、購入済みの美術品が256百万円あり、現金としては43百万円残っているが、美術品については、一般会計にて基金から買戻しをおこなう必要があり、新潟市では買戻し見通しを作成の上順次買戻しが行われている。しかし、令和12年度までは、年間予算3百万円程度で買戻しを行う予定となっているが、令和13年度以降は高額品（単品で10百万円以上、最も高額なものは136百万円）となっており、現状と比較して多額の予算確保が必要となっている。

■美術資料取得基金の買戻しの見通し

(単位：百万円)

買戻し年度	作品番号	作家・作品名		金額	合計額	買戻し後の基金現金残高
現状						40
R5年度 買戻し済	9	阿部展也	(作品)	0	2	43
	13	〃	New York	0		
	17	ベン・シヤーン	ペンを持つ手	0		
	12	阿部展也	(作品)	0		
	15	〃	1969 ROMA	0		
	10	〃	ONCE UPON A PLANET	1		
R6年度 買戻し済	14	阿部展也	R-16-ROMA	1	2	46
	11	〃	ROSIGNANO SOLVAY	1		
R7年度	16	阿部展也	R-2	2	2	48
R8年度	8	〃	GOOD RY	3	3	51
R9年度	4	ジャン・デュビュッフエ	壁 パラシュートの壁	3	3	54
R10年度	6	〃	壁 壁と横たわる人	3	3	58
R11年度	5	〃	壁 髭を生やした壁	3	3	61
R12年度	7	〃	壁 壁におしっこする犬	3	3	64
R13年度	3	ジョゼフ・コーネル	レーダー天文学“シャボン玉セット”	19	19	84
R14年度	2	アルベルト・ジャコメッティ	みつめる頭部	78	78	163
R15年度	1	ルネ・マグリット	博学な樹	136	136	300

(出典：新潟市提供 予算説明資料)

	
みつめる頭部	博学な樹

(出典：新潟市美術館ホームページ)

なお、現金残高 40 百万円から 60 百万円を維持しながら基金の買戻しと美術品の購入執行のサイクルを回転させながら、基金制度を有効活用したい方針ではあるが、美術品の取得はここ数年では実施されていない。

基金は美術品の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものであり、取得した美術品は適時に一般会計にて買戻しを行うべきものである。しかし、買戻しの予算は令和 5 年度では 2.6 百万円、令和 6 年度では 2.9 百万円であり、将来的に 136 百万円的美術品を買い戻すとすると、通常予算確保では対応できないことが想定される。予算の確保ができない場合には基金制度の有効活用が困難となるため、買戻しには関連部署も含めた長期的な視点での十分な検討が必要である。

また、そもそもとして、近年は美術品の購入が行われていない。美術館としてどのような美術品を収集していくのか、基金の金額水準は 300 百万円が適切なのか、基金の取崩は行わないのか、基金制度をこのまま維持するのかといったところも含めた検討を行うことが望ましい。

意見 17

美術資料取得基金は美術品の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものであり、取得した美術品は適時に一般会計にて買戻しを行うべきものである。しかし、将来的に 136 百万円的美術品を買い戻すとすると、通常予算確保では対応できないことが想定される。予算の確保ができない場合には基金制度の有効活用が困難となる

ため、買戻しには関連部署も含めた長期的な視点での十分な検討が必要である。

② 美術資料取得基金の見直しの検討について

美術資料取得基金による美術品の取得は、令和元年を最後に行われておらず、現在において美術資料取得基金が有効に活用されているとは言い難い。

また、基金の額は3億円とされているが、その結果、上述のように一般会計による買戻しが困難となるような美術品の購入がなされている。加えて、3億円という金額は、そもそも新潟市が美術館を整備し、美術品の収集を推進していく時代に設定されたものである。

このような状況において、美術資料取得基金の有効な活用方法を再検討すると同時に、基金自体の必要性や金額設定の見直しも視野に検討することが望ましい。

意見 18

美術資料取得基金による美術品の取得は、令和元年を最後に行われておらず、現在において美術資料取得基金が有効に活用されているとは言い難い。

また、基金の額は3億円とされているが、その結果、上述のように一般会計による買戻しが困難となるような美術品の購入がなされている。そして、3億円という金額は、そもそも新潟市が過去に美術館を整備し、美術品の収集を推進していく時代に設定されたものである。

このような状況において、美術資料取得基金の有効な活用方法を再検討すると同時に、基金自体の必要性や金額設定の見直しも視野に検討することが望ましい。

③ 収蔵庫不足に対する長期的な視点での検討について

美術品は、それぞれの材質の特性に即応した保存上の対策や環境の確保が不可欠である。保存施設は、美術品を火災や地震などの自然災害や盗難・毀損事故などから守り、安全に保存するための施設である。近年では、地震などの大規模災害だけでなく、局地的な豪雨や急激な温湿度変化など、気候の変化が激しくなりつつあり、美術品を守る上で適切な環境対策を講じることの重要性が増していると考えられる。そのため、美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要があり、容易に代替できない造りとなっている。特に、温度や湿度の管理は重要であり、収蔵庫の温湿度条件は以下のとおりとなっている。

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
設定温度 (°C)	18	18	19	20	21	22	22	22	21	20	19	18
設定湿度 (%)	55											

(出典：新潟市提供資料)

現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品を購入するにしても、寄贈を受けるにしても収蔵庫の容量が必要である。一方、美術品は、保管し後世に伝えていくものであるため、基本的に減少することはないと考えられる。

美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であると考ええる。

意見 19

美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要があり、容易に代替できない。

現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であると考ええる。

④ 備品や美術品にかかる定期的な棚卸について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を添付、常に照合可能な状態にしておくことになっている。また、美術品についても物品に区分されるものは、「新潟市物品管理規則」に基づき処理することとなっている。

美術品の財産管理について（通知）

このことについて、彫刻、絵画、モニュメント等の美術品については、貴重な市の財産として管理する必要がありますが、これまで取得の経緯や支出科目の違い、あるいは公有財産と物品との明確な区分基準がないことから、公簿上の記録管理がされていない場合が見受けられましたので、今後は次により事務処理を行い、美術品の財産

管理に遺漏のないようにしてください。

記

1 美術品の公有財産と物品の区分について（通知）

別紙1のとおり

2 事務処理

x 公有財産

公有財産に属する美術品の記録管理については、新潟市公有財産規則、同公有財産台帳等取扱要領、同公有財産評価要領に基づき処理する。

（中略）

y 物品

物品に属する美術品の記録管理については、新潟市物品管理規則に基づき処理する。

（以下略）

（出典：新用第324号（平成2年4月25日）

「美術品の財産管理について（通知）」 抜粋）

（備品の整理）

第38条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

（備品の管理）

第55条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

（出典：「新潟市物品管理規則」 抜粋）

新潟市美術館では、備品や美術品については台帳を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

指摘 11

新潟市美術館では、備品や美術品については台帳を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

⑤ ホームページ更新にかかる一者随意契約について

新潟市美術館では令和6年度にホームページの更新が行われているが、ホームページの更新において、一者随意契約にて実施している。当該業者はホームページのサーバーを管理している業者であり、かつ新潟市美術館のホームページ作成、保守管理を行っている。ホームページ修正を行うにあたっては当該業者しか対応できない業務として一者随意契約としているものである。随意契約の根拠条文としては「地方自治法施行令 167 条の2 第1項第6号」であり、競争入札に付することが不利と認められるとされているが、その根拠としては既存機器の活用、システムの保守等で代替不能とされている。

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(以下略)

(出典：「地方自治法施行令」 抜粋)

新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。

4 留意すべき事項

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。あくまで、例外であることを十分認識し、法令等に基づき適正に行わなければならない。

また、法令等は相手方の選定方法について特例を定めたものであるとともに、不利な条件（割高な価格等）による契約の締結を許容したものではなく、有利な価格によって契約を締結することは、すべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

このことから、随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにしなければならない。

(2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴取し、原則として最も有利な価格で見積った者を契約の相手方に決定するが、価格の有利性よりも優先される事由がある場合は、その内容を具体的に説明しなければならない。単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない。

※随意契約は、見積書の提出が契約の申込みに当たり、市が承諾することによって契約が成立することとなる。相手方の決定においては、必ずしも価格のみによらず、他の要素を含めて、最も有利な条件を提示したものを契約の相手方として決定できるとされている。しかし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしなければならない。

(出典：新潟市「随意契約ガイドライン」 抜粋)

なお、新潟市美術館のホームページは新潟市のホームページとは別に構築されているため、改修後に近い効果が得られ、かつランニングコストの縮減が図れる新潟市のホームページへの移行と比較検討を行ったが、市ホームページへの移行は、市のホームページ管理を行っている事業者から見積を入手したところ、費用(データ移行含む)が約700万円弱と高額であったため、検討の結果、既存のホームページを改修したという経緯がある。なお、あくまで概算での見積であり、既存デザインを前提としていること、データ移行で410万円を想定しており、ホームページの要件をどうするのか、想定されているデータすべてを移行する必要があるのかなどの検討の余地はあるものと思料される。

また、仮にホームページ移行時は高額となったとしても、ランニングコストの縮減ができるのであれば、長い目で見れば有利になることも十分に考えられる。さらに、既存のホームページと事業者を維持しなければいけない特殊な理由がないのであれば、ホームページをどうするのかも含め検討を行い、事業者の比較検討をすることは必要だったのではないかと考える。

意見 20

新潟市美術館では令和6年度にホームページの更新が行われているが、ホームページの更新において、ホームページのサーバーを管理し、かつ新潟市美術館のホームページ作成、保守管理を行っている事業者と一者随意契約にて実施している。

しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。

新潟市のホームページへの移行は検討が行われているが、概算見積の入手とその金額の把握にとどまっており、ホームページ移行内容の検討を含む見積額削減の検討及びランニングコストの縮減を踏まえた検討を行うことは必要と考える。さらに、ホームページそのものをどうするのかを含めた検討と、事業者の比較検討も必要ではないかと考える。

第7 新潟市新津美術館への監査の結果及び意見

(1) 主な業務内容

主な分掌事務は以下のとおりである

- 展覧会に関する事項
- 美術資料の収集・保管・展示に関する事項
- 美術に関する普及・啓発に関する事項
- 施設等の維持管理に関する事項
- 施設等の利用に関する事項
- 庶務に関する事項

(2) 施設概要

① 新潟市新津美術館の概要

<p>■設置目的 市民の芸術に関する知識及び教養の向上並びに芸術文化の交流の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>■運営方針 市民と連携しながら、愛され親しまれる美術館</p> <p>1. 何かが見つかる美術館 美術館の持つ資源を活用して、市民に美術に対する新たな発見と感動の場を提供し、豊かな創造力を育みます。</p> <p>2. 明日へ向かう美術館 美術資料の収集・整理・保管を充実・強化するとともに、次世代に引き継ぐための活用・普及を実践します。</p> <p>3. みんなと歩む美術館 他施設との連携や来館者とのコミュニケーションを図り、市民の視点に立った取り組みを実践します。</p>
--

■収集テーマ

1. 新潟地域ゆかりの美術	新潟市新津美術館では、ふたつの収集方針に基づいて、今の新潟に暮らす私たちにとって身近に感じられる美術作品を収集、
2. 現代のマスカルチャーに通じる美術	保存している。 現在、所蔵品は800点を超え、常設コーナーでのコレクション展や企画展を通じて紹介を行っている。 秋山庄太郎、江川蒼竹、小島丹漾、笹岡了一、佐藤昭平、佐藤

	哲三郎、下村良之介、白井進、高野三三男、東松照明、富田温一郎、長井亮之、中島萬木、羽下修三、平松讓 他
--	---

② 新潟市新津美術館の建物の概要

黄色い外壁が特徴的な建築は、初代館長の横山正とアルセッド建築研究所によって設計された。鉄道の要衝として発展してきた新津に建つ当館の正面玄関は、ラッセル車（線路を除雪する機関車車両）のデザインをモチーフにしている。エントランスから広がる白い大理石の階段状のアトリウムは、ロゴマークにも用いられ、当館のシンボルとなっている。

■建物

所在地	新潟市秋葉区蒲ヶ沢 109 番地 1
敷地面積	12,018.40 m ²
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2 階建
建築面積	2,829.22 m ²
延床面積	4,455.03 m ² 1 階面積 2,580.40 m ² 2 階面積 1,874.63 m ²
外観	  

■主な施設

展示室 1	460 m ² （天井高 8.0～10.0m、フローリング）
-------	---

展示室 2	440 m ² (天井高 8.0~10.0m、床カーペット)
野外劇場	574 m ² (ステージ 314 m ² 、客席 260 m ²)
レクチャールーム	129 m ²
常設コーナー	80 m ²
市民ギャラリー	347 m ² (天井高 3.975m)
収蔵庫 1 (2 階建)	200 m ² (天井高 4.55m)
収蔵庫 2	106 m ² (天井高 4.55m)
収蔵庫 3	55 m ² (天井高 3.50m)
ミュージアムショップ	展覧会限定グッズや図録などを販売

■来館者数

年度	開館日数 (日)	利用延人員等				<備考> 実行委員会からの 分担金 (千円)
		総数 (人)	有料利用 者 (人)	無料利用者 (人)	使用料 収入額 (千円)	
2 年度	235	123,655	92,626	31,029	8,732	40,735
3 年度	231	86,028	60,057	25,971	884	24,759
4 年度	258	105,563	74,273	31,290	1,240	34,292
5 年度	241	46,579	30,199	16,380	1,246	10,185
6 年度	209	81,430	62,754	18,676	1,264	39,952

(出典：新潟市提供資料)

③ 近隣の文化施設等

新潟市新津美術館は、「花と遺跡のふるさと公園」内に立地し、新潟県立植物園や史跡古津八幡山弥生の丘展示館などと隣接している。

新潟県立植物園	新潟市新津美術館に隣接している花と緑をテーマにした植物のテーマパーク
史跡 古津八幡山 弥生の丘展示館	弥生時代の遺跡で、国指定史跡の古津八幡山遺跡を紹介する展示施設
新潟県埋蔵文化財 センター	新潟県内の埋蔵文化財に関する調査・研究、整理・保存、情報収集、出土品の展示公開や、埋蔵文化財講座などを行っている
新津フラワーランド	植物の販売や展示会・発表会なども行われる「花文化の情報発信基地」
中野邸記念館	「石油の里公園エリア」の主要な文化施設であり、各種美術作

	品の展示もされている
石油の世界館	かつて日本一の産油量を誇った新津油田、そんな石油採掘の歴史、技術をわかりやすく説明する

(3) 個別検出事項

① 建物や空調設備等の老朽化に伴う工事のロードマップ作成について

新潟市新津美術館は平成9年10月に開館し、28年が経過している。施設内は老朽化が進んでおり、令和7年6月9日から令和8年5月22日の間は休館の上、屋根防水やエレベーターの入替といった改修が行われている。

しかし、空調設備については、改修周期には達していないもののすでに故障が頻発しており、令和6年8月にも展示会の開催中に空調設備の故障による臨時休館を行うなどの影響が出ている。

美術館にとって、温度・湿度の管理は、美術品の劣化や損傷と直結しており、非常に重要である。空調設備の故障は収蔵されている美術品の品質に問題が生じるリスクがあるだけでなく、イベント等で他の美術品を展示している場合には、品質劣化に伴う損害賠償の可能性もある。そのため、空調設備の整備は美術館にとって生命線と言っても過言ではない。

設備の改修は、予算の問題やその他の施設の改修計画との兼ね合いもあると考えられるが、空調設備の不調は美術館の存在意義にすら影響を及ぼしかねない重要な課題であるため、ロードマップ等を作成の上計画的に改修を行うことが望ましい。

意見 21

新潟市新津美術館は平成9年10月に開館し、28年が経過している。施設内は老朽化が進んでおり、空調設備については、改修周期には達していないもののすでに故障が頻発している。

空調設備の不調は美術館の存在意義にすら影響を及ぼしかねない重要な課題であるため、ロードマップ等を作成の上計画的に改修を行うことが望ましい。

② 新潟市美術館と新潟市新津美術館の環境と特性を踏まえた企画・運営のあり方の検討について

新潟市新津美術館は、「花と遺跡のふるさと公園」内に立地し、新潟県立植物園や史跡古津八幡山弥生の丘展示館などと隣接している。無料駐車場も250台整備されており、新潟県立植物園無料駐車場も利用可能であるなど、車での移動についても心配がない。さらに、観客300名が収容可能な野外劇場を保有しているなど、多くの集客が可能な施設となっている。

一方、新潟市美術館は駐車場が美術館正面駐車場 25 台（うち 1 台分おもいやり駐車場）・第二駐車場（新潟市教育相談センター駐車場）21 台、あわせて 46 台の駐車スペースがある。しかしながら、展示会やイベントを開催した場合には駐車場がすべて埋まることもあり、十分なスペースがあるとは言い難い。また、過去には「新潟市美術館入口」バス停が存在していたが、バスルートの変更に伴い、最寄りのバス停から最短でも徒歩 5 分程度はかかるようになっている。

新潟市が運営する美術館として、新潟市美術館と新潟市新津美術館と 2 つあるが、新潟市美術館については、駐車場のキャパシティの問題などがあり、多くの集客を意図した企画を行うには限界がある。一方、新潟市新津美術館は「花と遺跡のふるさと公園」内に立地し、隣接する新潟県立植物園や周辺文化施設などと連携した事業を展開し、野外劇場も有するなど幅広い企画が可能である上に、駐車場も十分確保されており、多くの集客が可能である。

美術館は、美術作品やそれに関わる資料・情報を集め、保存し、研究し、公開しながら、未来の世代に伝えていくという使命をもっている。また、コレクションの展示や特別展、教育普及活動をはじめとする様々な営みを通じて、地域社会と連携し、市民と交流しながら文化創造の拠点となる役割も担っている。そのため、美術館の目的として、必ずしも集客をすることが主たる目的ではないが、集客に限界がある新潟市美術館と多くの集客が可能な新潟市新津美術館の役割分担やすみ分けを考慮し、新潟市新津美術館はより集客を意識した企画・運営を行うなどの検討の余地があるものとする。

意見 22

新潟市が運営する美術館として、新潟市美術館と新潟市新津美術館と 2 つあるが、新潟市美術館については、駐車場のキャパシティの問題などがあり、多くの集客を意図した企画を行うには限界がある。一方、新潟市新津美術館は「花と遺跡のふるさと公園」内に立地し、隣接する新潟県立植物園や周辺文化施設などと連携した事業を展開し、野外劇場も有するなど幅広い企画が可能である上に、駐車場も十分確保されており、多くの集客が可能である。

美術館の目的として、必ずしも集客をすることが主たる目的ではないが、集客に限界がある新潟市美術館と多くの集客が可能な新潟市新津美術館の役割分担やすみ分けを考慮し、新潟市新津美術館はより集客を意識した企画・運営を行うなどの検討の余地があるものとする。

③ 収蔵庫不足に対する長期的な視点での検討について

美術品は、それぞれの材質の特性に即応した保存上の対策や環境の確保が不可欠である。保存施設は、美術品を火災や地震などの自然災害や盗難・毀損事故などから守り、安全に保存するための施設である。近年では、地震などの大規模災害だけでなく、局地

的な豪雨や急激な温湿度変化など、気候の変化が激しくなりつつあり、美術品を守る上で適切な環境対策を講じることの重要性が増していると考えられる。そのため、美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要があり、容易に代替できない造りとなっている。特に、温度や湿度の管理は重要であり、収蔵庫の温湿度条件は以下のとおりとなっている。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
設定温度(°C)	18-19		20	20	21	22	23	23	22	21	20	19
設定湿度(%)	55											

(出典：新潟市提供資料)

現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品を購入するにしても、寄贈を受けるにしても収蔵庫の容量が必要である。一方、美術品は保管し後世に伝えていくものであるため、基本的に減少することはないと考えられる。

美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であると考えられる。

意見 23

美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要があり、容易に代替できない。

現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であると考えられる。

④ 備品や美術品にかかる定期的な棚卸について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を添付、常に照合可能な状態にしておくことになっている。また、美術品についても物品に区分されるものは、「新潟市物品管理規則」に基づき処理することとなっている。

美術品の財産管理について（通知）

このことについて、彫刻、絵画、モニュメント等の美術品については、貴重な市の財産として管理する必要がありますが、これまで取得の経緯や支出科目の違い、あるいは公有財産と物品との明確な区分基準がないことから、公簿上の記録管理がされていない場合が見受けられましたので、今後は次により事務処理を行い、美術品の財産管理に遺漏のないようにしてください。

記

1 美術品の公有財産と物品の区分について（通知）

別紙1のとおり

2 事務処理

x 公有財産

公有財産に属する美術品の記録管理については、新潟市公有財産規則、同公有財産台帳等取扱要領、同公有財産評価要領に基づき処理する。

（中略）

y 物品

物品に属する美術品の記録管理については、新潟市物品管理規則に基づき処理する。

（以下略）

（出典：新用第324号（平成2年4月25日）

「美術品の財産管理について（通知）」 抜粋）

（備品の整理）

第38条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

（備品の管理）

第55条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

（出典：「新潟市物品管理規則」 抜粋）

新潟市新津美術館では、備品や美術品については台帳を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

指摘 12

新潟市新津美術館では、備品や美術品については台帳を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

⑤ 美術品の運搬にかかる一者随意契約について

新潟市新津美術館企画展の美術品輸送等業務において、一者随意契約によっている。

当該業務は、美術品を取り扱うという特殊な梱包や輸送等の作業を伴うものであり、専門の作業スタッフを要する業者は新潟県内では当該業者のみとしているものである。また、同業他社は関東や関西など遠隔地の所在に限られ、遠隔地からのスタッフ派遣は、往復旅費や宿泊滞在費が自ずと上乘せになることから、見積の基本条件に大きな差が出てくるためとされている。

随意契約の根拠条文としては「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号」であり、性質、目的が入札に適さないとされている。

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(以下略)

(出典：「地方自治法施行令」 抜粋)

新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通してい

る等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。

4 留意すべき事項

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。あくまで、例外であることを十分認識し、法令等に基づき適正に行わなければならない。

また、法令等は相手方の選定方法について特例を定めたものであるとともに、不利な条件（割高な価格等）による契約の締結を許容したのではなく、有利な価格によって契約を締結することは、すべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

このことから、随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない。

（１）根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにしなければならない。

（２）有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴取し、原則として最も有利な価格で見積った者を契約の相手方に決定するが、価格の有利性よりも優先される事由がある場合は、その内容を具体的に説明しなければならない。単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない。

※随意契約は、見積書の提出が契約の申込みに当たり、市が承諾することによって契約が成立することとなる。相手方の決定においては、必ずしも価格のみによらず、他の要素を含めて、最も有利な条件を提示したものを契約の相手方として決定できるとされている。しかし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしなければならない。

（出典：新潟市「随意契約ガイドライン」 抜粋）

この点、過去に何らかの調査が行われたと考えられるが、現時点として候補となる業者がどれだけあるのか、見積がどの程度の差額が出るのかといった情報はない。一者随意契約としてしまうと、業者間の比較もないまま契約が行われてしまうため、仮に一者随意契約を行うにしても、適時に情報の収集と比較を行った上で契約締結をすることが望ましいと考える。

意見 24

新潟市新津美術館では美術品輸送等業務において、一者随意契約によっている。当

該業務は、美術品を取り扱うという特殊な梱包や輸送等の作業を伴うものであり、専門の作業スタッフを要する業者は新潟県内では当該業者のみとしているものである。

しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。

この点、過去に何らかの調査が行われたと考えられるが、現時点として候補となる業者がどれだけあるのか、見積がどの程度の差額が出るのかといった情報はない。仮に一者随意契約を行うにしても、適時に情報の収集と比較を行った上で契約締結をすることが望ましいと考える。

第8 歴史文化課への監査の結果及び意見

1 企画・文化財担当

(1) 主な分掌事務

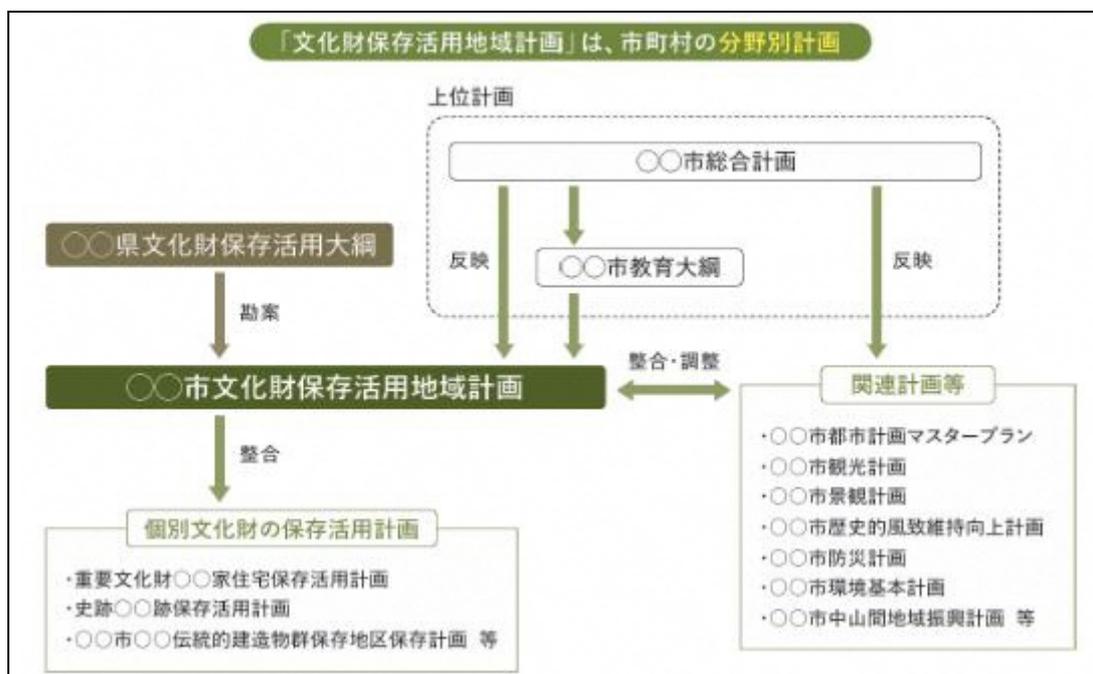
主な分掌事務は以下のとおりである

- 歴史文化施策の総合企画及び調整に関する事項
- 歴史文化施設に係る総合調整に関する事項
- 歴史文化施設の整備に関する事項
- 文化財の調査，保存及び活用に関する事項
- 文化財保護審議会に関する事項
- 歴史博物館に関する事項
- 旧新潟税関庁舎等の管理に関する事項
- 博物館の登録等に関する事項

(2) 個別検出事項

① 文化財保存活用地域計画の策定について

文化庁は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画として、文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）を策定することを推進している。地域計画は、市町村の総合計画の下に体系づけられ、都市計画マスタープランや観光計画などの分野別の計画と横並びの関係にある。



(出典：文化庁「文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック」 抜粋)

当該制度は、平成 31 年（2019 年）の文化財保護法改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用を推進するための制度として創設されたが、地域計画の策定は市町村にとって法的義務ではなく、任意となっている。すなわち、各市町村は地域の実情や行政資源を踏まえた上で、必要に応じて地域計画を策定することができるかとされており、令和 7 年 7 月時点で 210 の自治体が地域計画を策定している。

<令和 7 年 7 月時点で地域計画を策定している自治体>

政令指定都市	札幌市、横浜市、浜松市、川崎市、名古屋市、神戸市、福岡市、さいたま市、京都市、静岡市、千葉市
新潟県内	新発田市、糸魚川市、十日町市、胎内市

一方で、新潟市では令和 7 年 10 月に担当者が文化庁の地域計画策定研修を受講するなど、担当部署での情報収集、関係部署との意見交換を行っており、計画策定の必要性は認識しているが、地域計画は全市として方針が決定されていない。

地域計画は、市町村にとって文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担うものであり、地域計画を策定することにより以下のような効果が期待できる。

文化財の計画的な保存と活用の推進	文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担うものであり、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進される
地域社会全体での文化財保護体制の構築	地域計画を策定・公表することで、民間団体や地域住民の理解と協力を得やすくなり、地域ぐるみで文化財保護が可能になる。
国の支援制度の活用	地域計画が文化庁長官の認定を受けることで、国庫補助事業における優遇措置や技術的助言などの支援を受けることができる。

新潟市では、昭和 47 年に「新潟市文化財保護条例」を制定し、独自の文化財保護体制を整備してきたが、個別の文化財ごとの対応にとどまり、全体的な保存・活用のビジョンが不足しているのが現状である。

また、文化財の老朽化や管理体制の脆弱さ、地域住民の関心の低下など、さまざまな課題が顕在化してきている。

そのため、市民を巻き込んで地域社会総がかりで文化財を確実に継承するため、また、

本市の文化財行政が目指す方向や今後の取組の内容を明確にするためにも、市の上位計画も含めた他の計画と関連付けながら、文化財の保存や活用に関する総合的な計画を策定することが望ましい。

意見 25

新潟市では、文化財保存活用地域計画を策定していないが、市民を巻き込んで地域社会総がかりで文化財を確実に継承するため、また、新潟市の文化財行政が目指す方向や今後の取組の内容を明確にするためにも、新潟市の上位計画も含めた他の計画と関連付けながら、文化財の保存や活用に関する総合的な計画を策定することが望ましい。

② 文化財保護のための資金調達について

文化財保護法第1条では「文化財を保存し、その活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに世界文化の進歩に貢献すること」が掲げられており、文化財の保存と活用の両立には長期安定的に資金を確保することが不可欠である。

新潟市では、現状、行政予算で資金を確保しているが、行政予算のみで文化財を保存し活用していくことには限界があるため、民間や地域の参加を得て多様な資金源を確保していく必要があると考える。

この点、文化庁から「文化財保護のための資金調達ハンドブック」を公表しており、以下のように多様な資金確保の方策や事例が紹介されている。

指定寄付金制度	「公益法人等が行う広く一般に募集する」寄附金であって、「教育又は科学の振興、文化の向上等の公益の増進に寄与する」ための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実なものとして、財務大臣が期間及び募金総額を定めて指定したものに対する寄附金をいう。
クラウドファンディング	Crowd（群衆）×Funding（資金調達）の造語で、一般的には特定のプロジェクトの起案者がインターネット上で不特定多数からお金を集める仕組み。クラウドファンディングには、主に「寄附型」、「購入型」、「融資型」、「投資型」の4つの種類があり、資金を集める方法としては寄附する場合や何かと交換する場合、融資する場合まで様々なものがある。
助成・助成団体	自らは事業や研究などは行わず、他の者が行なうそれを資金的に援助する団体。財団法人の中でも研究、施設、出版、会議開催、研究者招請・派遣などへの助成事業や表彰事業、奨学事業などを行なう団体を指し、その多くが企業からの基金拠出による。

地域活性化ファンドからの投資	地域経済・産業の成長や新陳代謝による地域経済の活性化を目的に、株式会社企業再生支援機構を改組して、2013年に誕生した官民ファンドである。昨今、地方銀行や信用金庫と REVIC が共同で運用する地域活性化ファンドからの投資により、歴史的建造物などを観光資源として活用する取組が、各地に見られるようになり、文化財の活用が保存につながる事例として注目を集めている。
ふるさと納税	生まれ故郷や応援したい自治体（都道府県・市区町村）に寄附をすると、税金の一定額が控除され、さらに寄附先の地域からお礼の品がもらえる新しい地域応援の仕組み。都会と地方の税収格差を是正して地方創生に繋げること、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みとして導入された。自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除される。
企業支援 （企業版ふるさと納税等）	文化財保護のための企業からの支援については、寄附、企業の CSR 活動、ネーミングライツ契約による支援等、様々なものが考えられる。 このうち、「企業版ふるさと納税」は、志ある企業が、寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組み。
PFI 方式/ コンセプション	「コンセプション」とは利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式であり、民間事業者による公共が所有する施設などの安定的で自由度の高い運営を実現することにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供するものである。
その他	文化財保護のための資金調達の方策としては、上記以外にも、「指定管理者制度」、「不動産信託」、「商品開発」、「サポーター制度」など、様々な方策がある。

（出典：文化庁「文化財保護のための資金調達ハンドブック」）

文化財保存のための資金調達は、単なる修理費用の確保ではなく、地域社会全体で文化を未来へ継承するための基盤づくりであり、行政・民間・地域住民が協力し、多様な資金源を確保することが持続可能な文化財保護につながると考えられることから、行政予算以外の資金調達の方法を検討することが望ましい。

意見 26

新潟市では、現状、行政予算で資金を確保しているが、行政予算のみで文化財を保存し活用していくことには限界があるため、多様な資金源を確保することが持続可能な文化財保護につながると考えられることから、文化庁から公表されている「文化財保護のための資金調達ハンドブック」等を参考に、行政予算以外の資金調達の方法を検討することが望ましい。

③ 新潟市文化財保護調査事業費補助金の予算設定方法について

新潟市では市内に存在する文化財の保護を目的として新潟市文化財保護調査事業費補助金を設置しており、補助金の額は第6条にて予算の範囲内において各号に定める額とする旨が規定されている。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する文化財の保護を目的として交付する新潟市文化財保護調査事業費補助金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定める額とする。

- (1) 市指定文化財 補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 県指定文化財 補助対象経費の4分の1以内とする。ただし県費補助がある場合は、補助対象経費から県補助金を控除した額の2分の1以内かつ、補助対象経費の4分の1以内とする。
- (3) 国指定文化財 補助対象経費の8分の1以内とする。ただし国庫補助及び県費補助がある場合は、補助対象経費からそれらを控除した額の2分の1以内かつ、補助対象経費の8分の1以内とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(出典:「新潟市文化財保護調査事業費補助金交付要綱」 抜粋)

過去3年間の当該補助金の予算額及び執行額は以下のとおり、申請がなければ予算使用されないが、申請があった場合、当初予算のみでは必要経費をまかなうことができず、歴史文化課の他の予算を流用し、補助金を交付している状況にある。

なお、新潟市文化財保護調査事業費補助金の予算は、個別予算ではなく枠配分予算として区分されている。

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算	135,000	135,000	135,000
他予算からの流用額	21,000	—	827,000
執行額	156,000	—	962,000

(出典：新潟市提供資料)

新潟市文化財保護調査事業費補助金は、所有者等から事前相談があるためある程度事前に必要額を見込むことができる。また、年度により必要額にバラつきが生じるものと考えられることから、予算設定に際して、枠配分予算よりも個別予算のほうが馴染むものと考えられる。そのため、予算設定方法を見直すことが望ましい。

意見 27

新潟市文化財保護調査事業費補助金は、現状、個別予算ではなく枠配分予算として区分されているが、枠配分予算よりも個別予算のほうが馴染むものと考えられる。そのため、予算設定方法を見直すことが望ましい。

④ 新潟市歴史博物館に係る寄附相談記録の一元管理について

新潟市歴史博物館では市民の寄附申入れによる歴史資料等（民具等を含む）の収集を行っているが、民間や学校、その他施設から寄附の依頼や相談が多く寄せられている。

新潟市では相談件数は相当数あるが、受け入れた歴史資料は継続的に保存・管理する必要があるのに加え、保管場所にも限界があるため、寄贈資料の受け入れ基準を定め、学芸会議で決定したもののみを受け入れている。その結果、令和6年度は31件の受け入れを行っている。

相談対応は、学芸員が個別に行っているとのことであるが、寄附相談に関して一覧化された記録は作成しておらず、相談件数が何件あったのか把握できていない状況であった。

寄附相談に関しては、最終的に受け入れとならなかったものも含め、誰がいつどのような相談に対しどのような対応を行ったのか一覧表を作成することで、相談内容の傾向や過去の対応を確認することが可能となり、業務の見える化にも資する情報になると考えられる。

そのため、相談案件については相談記録を一元管理し、関係者内で共有することが望ましい。

意見 28

新潟市歴史博物館では、寄附相談に関して一覧化された記録は作成しておらず、相談件数が何件あったのか把握できていない。寄附相談に関して、最終的に受け入れとならなかったものも含め、誰がいつどのような相談に対しどのような対応を行ったのか一覧表を作成することで、相談内容の傾向や過去の対応を確認することが可能となり、業務の見える化にも資する情報になると考えられるため、相談案件については相談記録を一元管理し、関係者内で共有することが望ましい。

⑤ 新潟市歴史博物館に係る寄附受入について

上述のとおり、新潟市歴史博物館では寄附依頼について、受け入れ基準を定め、学芸会議で決定したもののみを受け入れているが、当該受け入れ基準は外部に公表していない。

収蔵品の受け入れ基準をホームページ等により公表していないため、寄附依頼者は受け入れ対象の歴史資料か判断できず、必然的に相談件数が多くなるものと推察される。寄附依頼者にとって寄附対象がどのようなものか示されていれば、明らかに受け入れ対象とならない歴史資料の依頼を抑止できると考えられることから、ホームページ等で受け入れ基準を公表することが望ましい。

意見 29

新潟市歴史博物館は、寄附受け入れ基準をホームページ等により公表していないが、明らかに受け入れ対象とならない歴史資料の寄附依頼を抑止する観点から、ホームページ等で受け入れ基準を公表することが望ましい。

また、現状受け入れ基準は明確になっているが、廃棄基準は定められていない。受け入れるのみで廃棄しなければ、歴史資料は増える一方で、保管・管理に限界を迎えることは明らかであることから、廃棄基準を定めることを検討することが望ましい。

意見 30

現状受け入れ基準は明確になっているが、廃棄基準は定められていない。受け入れるのみで廃棄しなければ、歴史資料は増える一方で、保管・管理に限界を迎えることは明らかであることから、廃棄基準を定めることを検討することが望ましい。

⑥ 新潟市歴史博物館指定管理業務に係る業務報告について

新潟市は、新潟市歴史博物館、旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の施設運営、施設管理、歴史文化事業に関する業務等を、指定管理者（（公財）新潟市芸術文

化振興財団)に委託している。

新潟市では、管理業務状況報告書(3か月毎)及び業務報告書(年報)を入手し、指定管理者の管理運営状況についてモニタリングを行っている。管理業務状況報告書(3か月毎)及び業務報告書(年報)の記載事項は、「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」(以下、「基本協定書」という。)にて以下のように規定されている。

(乙によるモニタリング、業務報告)

第27条 乙は、本業務が本協定に従い適正かつ確実に実施されているかモニタリングを行い、3か月ごとに、その期間終了後20日以内に、本業務に関し次の各項に示す事項を記載した管理業務状況報告書(3か月毎)を甲に提出しなければならない。

- (1) 本施設の利用状況に関する事項
- (2) 本施設の管理状況に関する事項
- (3) 観覧料等収入の実績及び管理経費等の収支状況に関する事項
- (4) その他甲が指示する事項

2 乙は、年度終了後速やかに、1年間を通じての本業務に関する管理運営状況についてモニタリングを行い次の各項に示す事項を記載した業務報告書(年報)を甲に提出しなければならない。

- (1) 本施設の利用状況に関する事項
- (2) 本施設の管理状況に関する事項
- (3) 使用料収入の実績に関する事項
- (4) 管理経費等の収支決算に関する事項
- (5) 自己評価に関する事項
- (6) その他甲が指示する事項

以下、略

(出典:「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」 抜粋)

しかし、業務報告書(年報)には、基本協定書第27条第2項(5)自己評価に関する事項の記載がなかった。市に確認したところ、指定管理者は基本協定書第26条で要求される自己評価は実施しているが、市ではその報告も受けていないとのことである。

(事業遂行の記録等)

第26条 乙は、日常又は定期的に行う施設の清掃、機器点検、安全対策、施設の利用状況、利用料金の収納状況等について、日報、月報等に記載し、併せて自己評価を行わなければならない。

(出典：「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」 抜粋)

業務報告書にて報告を求めている事項は、市が施設の管理運営が適切に行われたかを確認するために必要な情報であり、その報告がなされなければ適切なモニタリングはできないものと考えられる。そのため、業務報告書を確認する際、報告事項に漏れがないか確認し、漏れや不足がある場合、事業者に業務報告書の再提出を求めるべきである。

指摘 13

基本協定書第 27 条の 2 で要求される報告事項が業務報告書に記載されていなかった。業務報告書を確認する際、報告事項に漏れがないか確認し、漏れや不足がある場合、事業者に業務報告書の再提出を求めるべきである。

2 埋蔵文化財担当

(1) 主な業務内容

- 史跡等の保存、整備及び活用に関する事項
- 開発事業等に伴う埋蔵文化財保護に係る協議、調整及び指示に関する事項

(2) 個別検出事項

① ほ場整備関連平面図作成業務に係る一者随意契約について

新潟市では、ほ場整備関連遺跡調査計画平面図作成業務を一者随意契約にて、(株)オリスに業務委託を行っている。

一者随意契約の理由としては、本業務を履行するのに必須となる埋蔵文化財包蔵地関係のデータベースを構築しており、他社に委託した場合よりも著しく短期かつ低廉な経費で実施できることが見込まれ、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当するとしている。

(随意契約)

第六百六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八～ (略)

(出典：「地方自治法施行令」 抜粋)

新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号により契約締結を行うときは、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定する旨が記載されている。

(7) 施行令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

【共通】

○一般的に品質、性能等が他と比較して問題なく、かつ予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できるとき。「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定すること

(出典：新潟市「随意契約ガイドライン」 抜粋)

確かに、同社が専用のデータベースを構築していることにより、同社が低廉な経費で業務を実施することができることは推察されるが、同社が低廉な見積額を市に提示するとは限らない。ガイドラインに記載されているように他社から見積書を入手する等の市場調査を行った上で、随意契約を締結すべきである。

指摘 14

ほ場整備関連遺跡調査計画平面図作成業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当するとして一者随意契約を行っているが、市場調査等を行われていない。「時価に比して著しく有利な価格」であることを確かめるために、他社から見積書を入手する等の市場調査を行った上で、随意契約を締結すべきである。

3 新潟市新津鉄道資料館

(1) 主な業務内容

- 資料の収集、整理、保存、調査及び研究を行うこと。
- 資料の展示及び公開を行うこと。
- 鉄道に関する文化の普及及び啓発に関すること。
- 鉄道に関する講演会、講座、体験学習その他の催物を開催すること。
- 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(2) 施設概要

① 設置目的

新潟市新津鉄道資料館は、鉄道に関する資料（以下「資料」という。）を保存し、及び公開することにより、新潟市と鉄道との関わりについての市民の認識を深めるとともに、市民文化の向上に資するために設置された。

② 施設の概要

施設の概要は以下のとおりである。

施設名	新潟市新津鉄道資料館
所管部・課	文化スポーツ部歴史文化課
所在地	新潟市秋葉区新津東町2丁目5番6号
設置条例	新潟市新津鉄道資料館条例
施設概要	構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：1,764 m ² 展示品：約800点 施設：常設展示室、企画展示室、パノラマ展示室、多目的スペース、屋外展示コーナー 特色：北側エリア：200系新幹線、C57形蒸気機関車の並列展示 南側エリア：485系特急形電車、DD14形ディーゼル機関車、E4系新幹線、115系電車、GA-100形式 新幹線確認車の並列展示及び鉄道運転シミュレータ、ミニSLの常設・運行（4月～10月）など



(出典：新潟市提供資料)

③ 入館者数の推移

入館者数の推移は以下のとおりである。

(単位：日・人)

年度	開館日数	利用者数				
		総数	有料利用者		無料利用者	
			大人	小人	大人	小人
令和2年度	291	34,445	18,583	1,095	3,261	11,506
令和3年度	296	40,791	21,621	1,318	3,626	14,226
令和4年度	308	43,670	24,113	1,145	4,010	14,402
令和5年度	309	44,221	23,888	1,243	3,849	15,241
令和6年度	307	43,550	23,843	1,307	4,095	14,305

(出典：新潟市提供資料)

(3) 個別検出事項

① 新潟市新津鉄道資料館運営協議会の未開催について

「新潟市新津鉄道資料館運営協議会要綱」にて、新潟市新津鉄道資料館の管理・運営等に関し、有識者から意見を聴取することを目的として、新潟市新津鉄道資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を開催することが規定されている。

協議会の開催状況は以下のとおりである。

<新潟市新津鉄道資料館運営協議会の開催日>

年度	開催日	備考
令和元年度	令和元年6月24日 令和元年12月20日	
令和2年度	令和2年11月9日	
令和3年度	令和3年3月31日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での開催は中止し、書面開催
令和4年度	令和4年10月19日 令和5年3月22日	
令和5年度	令和5年6月27日	
令和6年度	未開催	

(出典：包括外部監査人が作成)

協議会の開催頻度については、「新潟市新津鉄道資料館運営協議会要綱」に明記されていないが、事業計画や予算執行の単位である1年であることから少なくとも年1回の開催が適切であると考えられる。

しかし、令和6年度においては協議会が開催されていなかった。その要因として、以下の事務作業に追われたことが挙げられる。

- 電車運転シミュレータの導入に関する準備
- 令和7年4月1日からの使用料改訂に伴う条例・規則改訂業務

協議会が未開催となることで、有識者からの意見聴取の機会が失われ、資料館の運営に対する透明性・客観性が低下する恐れがある。また、年度ごとの事業計画や予算執行に関する議論が十分に行われない可能性があることから、協議会は少なくとも年1回開催することが望ましい。

なお、開催時期を年度初めまたは年度末に固定するなど、開催の定例化を検討することが有効と考える。

意見 31

令和6年度においては新潟市新津鉄道資料館運営協議会が開催されていなかった。協議会が未開催となることで、有識者からの意見聴取の機会が失われ、資料館の運営に対する透明性・客観性が低下する恐れがある。また、年度ごとの事業計画や予算執行に関する議論が十分に行われない可能性があることから、協議会は少なくとも年1回開催することが望ましい。

② 新潟市新津鉄道資料館に係るアンケート結果の活用について

新潟市新津鉄道資料館では、館内受付にアンケート用紙を設置し、来館者からアンケートを収集しており、当該アンケートは年に1度集計され、協議会にて報告資料として添付している。

しかし、上述のとおり令和6年度は協議会が開催されておらず、アンケートの集計も行われていなかった。

アンケートは、利用者の声を事業運営に反映させる重要な手段であるため、協議会の開催の有無にかかわらず、適時・適切に集計され、新潟市新津鉄道資料館の事業運営に役立てることが望ましい。

意見 32

新潟市新津鉄道資料館では、館内受付にアンケート用紙を設置し、来館者からアンケートを収集しているが、令和6年度においてアンケートの集計が行われていなかった。

アンケートは、利用者の声を事業運営に反映させる重要な手段であるため、適時・適切に集計し、事業運営に役立てることが望ましい。

また、新潟市新津鉄道資料館のアンケートは年間600～800件程度あり、その集計作業は例年、年に1度纏めて実施しているが、集計作業を月次単位で実施することで、作業の平準化、アンケート内容のタイムリーな把握が可能となるため、集計作業の実施タイミングの見直しも合わせて検討することが望ましい。

意見 33

新潟市新津鉄道資料館のアンケート集計作業は例年、年に1度纏めて実施しているが、集計作業を月次単位で実施することで、作業の平準化、アンケート内容のタイムリーな把握が可能となるため、集計作業の実施タイミングの見直しも合わせて検討することが望ましい。

③ 新潟市新津鉄道資料館におけるミッションの再定義について

新潟市新津鉄道資料館は、平成 26 年 7 月のリニューアルオープンに先立ち、新津鉄道資料館活性化検討委員会において、新潟市新津鉄道資料館の現状を分析した上で、今後のあり方が検討され、新潟市新津鉄道資料館の 3 つのミッションとそれを実現するための運営方針が示された。

	ミッション	運営方針
1	交流人口の拡大と地域の活性化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適に過ごせる施設づくりを行う ● 新津駅から魅力ある交通アクセスの向上を図る ● 鉄道文化に関心を持つ人々を新たに獲得していく
2	鉄道文化の発信拠点にする	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道の”記憶”をたどる ● 魅力的なコンテンツづくりと展示を行う ● 鉄道技術の紹介を行う ● 鉄道文化の情報発信を行う ● 効率的なマネジメントを行う
3	人づくりと地域の連携による事業を展開する	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道文化を学ぶ学校教育を支援する ● 地域・市民・企業・鉄道文化施設などとの連携を強化する ● 鉄道文化と地域文化を担う人づくりを行う

(出典：新潟市新津鉄道資料館ホームページより抜粋)

現在、新潟市新津鉄道資料館が設置されている新潟市新津地域学園の施設は老朽化が進行しており、中長期的な視点で鉄道資料館のあり方を検討する時期に来ている。また、新津鉄道資料館活性化検討委員会にて、新潟市新津鉄道資料館の 3 つのミッションとそれを実現するための運営方針が示されてから 10 年以上経過しており、社会情勢や地域ニーズの変化を踏まえた見直しの必要性が高まっている。そのため、これまでの事業運営の成果を評価し、新潟市新津鉄道資料館の今後の在り方、ミッション及び運営方針の見直しの要否を検討することが望ましい。

意見 34

新津鉄道資料館活性化検討委員会にて、新潟市新津鉄道資料館の 3 つのミッションとそれを実現するための運営方針が示されてから 10 年以上経過していることから、これまでの事業運営の成果を評価し、新潟市新津鉄道資料館の今後の在り方、ミッション及び運営方針の見直しの要否を検討することが望ましい。

④ 固定資産台帳の計上漏れについて

新潟市新津鉄道資料館には電車の運転を体験できる電車運転シミュレータが設置されており、令和6年度に既存の電車運転シミュレータから県内5路線の運転を体験できる新たな電車運転シミュレータに更新が行われている。当該シミュレータは1年を超えて保有されることが想定されている資産であるため、新潟市の資産として固定資産台帳に登録する必要があるが、固定資産台帳に電車運転シミュレータは登録されていなかった。

固定資産台帳に登録されていない理由は、当該契約は業務委託契約のため資産を購入したという認識がなかったためであるとのことである。

この点、当該更新業務は「新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務委託」として、委託契約の形態をとっているが、契約内容が請負契約（民法第632条）に該当し、その成果物が固定資産である場合、成果物を市の資産として固定資産台帳に登録する必要がある。

5 業務内容

実車仕様のマスコンハンドルを使用し、簡易型電車運転シミュレータを新規製作し、常設展示内の旧来のシミュレータと入れ替え、稼働できるようにする。なお、体験できる車種及び運転区間は次のとおりとする。

- E129系電車・・・信越本線（新潟→直江津）、越後線（新潟→吉田）
白新線（村上→新潟）
- GV-E400系気動車・・・羽越本線（新津→酒田）、磐越西線（新潟→会津若松）

（出典：「新潟市新津鉄道資料館電車運転更新シミュレータ更新業務委託仕様書」
抜粋）

本件の委託内容は、「簡易型電車運転シミュレータを新規製作し、常設展示内の旧来のシミュレータと入れ替え、稼働できるようにする」ことを委託しているものであり、固定資産（成果物）の納品を伴う請負契約である。よって、本件は、成果物を伴う請負契約に基づく資産取得であるため、当該シミュレータを新潟市の固定資産として、固定資産台帳に適切に登録すべきである。

意見 35

新潟市では「新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務委託」に基づき、電車運転シミュレータを取得しているが、固定資産台帳に登録されていなかった。

業務委託契約のため資産を購入したという認識がなかったとのことであるが、本件は成果物を伴う請負契約に基づく資産取得であるため、当該シミュレータを新潟市の固定資産として、固定資産台帳に適切に登録すべきである。

⑤ 展示車両に係る固定資産台帳の償却区分について

新潟市新津鉄道資料館には屋外に 6 台の実車が常設展示されている。

<p>200 系新幹線先頭車両</p> 	<p>DD14 形式液体式ディーゼル機関車 332 号機</p> 
<p>C57 形式蒸気機関車 19 号機</p> 	<p>E4 系新幹線先頭車両</p> 
<p>485 系電車先頭車両</p> 	<p>国鉄 115 系近郊形直流電車</p> 

(出典：新潟市新津鉄道資料館ホームページより抜粋)

上記 6 台の実車のうち、「C57 形式蒸気機関車 19 号機」「DD14 形式液体式ディーゼル機関車 332 号機」の 2 台は寄贈された資産であるため、備品管理システムには登録しているが、固定資産台帳には登録されていない。

固定資産台帳に登録されている 4 台の登録状況は以下のとおりである。

名称	取得日	償却年数	備考
200 系新幹線	2013 年 5 月 27 日	10 年	
485 系特急	2015 年 7 月 10 日	10 年	
E4 系新幹線	2017 年 7 月 4 日	非償却	展示品のため、美術品同様に耐用年数は入力せず
国鉄 115 系近郊型	2017 年 7 月 4 日	非償却	展示品のため、美術品同様に耐用年数は入力せず

名称	取得日	償却年数	備考
直流電車			に耐用年数は入力せず

(出典：新潟市「固定資産台帳」より抜粋)

同様の展示車両であるが、2台(200系、485系)は備品として減価償却が行われているのに対し、2台(E4系、115系)は美術品と同様に非償却とされており、固定資産台帳上の取り扱いが異なっており、不整合が生じている。

展示車両を減価償却すべきか否かについて、展示車両の位置付け、性質等を検討し、同一種類、同一性質の資産については同様の処理を行うべきである。

なお、美術品が非償却とされる理由は、時の経過によりその価値が減少しないことが多いため、原則として減価償却の対象外とされているが、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは減価償却することとされている。展示車両は金属製のため、長期間保管すると錆が発生し劣化が進み、物理的に減価が進行することも勘案のうえ、検討することが必要である。

指摘 15

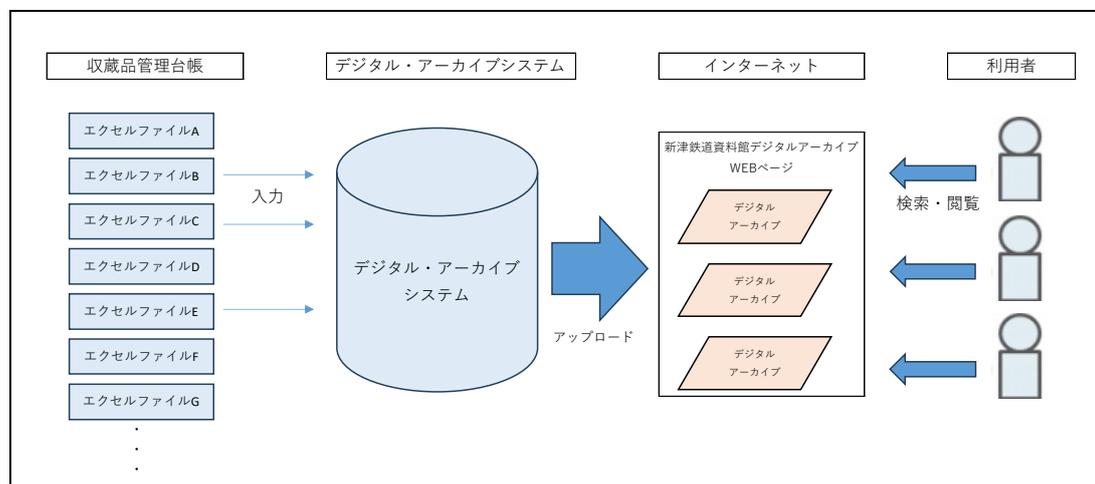
展示車両に係る固定資産台帳における減価償却の取り扱いが異なっており、不整合が生じている。展示車両を減価償却すべきか否かについて、展示車両の位置付け、性質等を検討し、同一種類、同一性質の資産については同様の処理を行うべきである。

⑥ 収蔵品の管理について

新潟市新津鉄道資料館が管理している収蔵品は5万点以上あり、収蔵品管理台帳（エクセルファイル）とデジタルアーカイブシステムを利用し、以下のように管理を行っている。

- ・ 収蔵品管理台帳に文字情報（品名、内容、登録日、保管場所等）を登録（収蔵品管理台帳は、取得単位、寄附単位で作成されているためファイル数は多数存在する）
- ・ 収蔵品管理台帳に登録された収蔵品のうち、画像情報の準備が整ったものをデジタルアーカイブシステムに登録する
- ・ デジタルアーカイブシステムに登録された収蔵品のうち、WEB ページにアップロードされた資料がデジタルアーカイブとして閲覧可能となる

<イメージ図>



(出典：包括外部監査人が作成)

<収蔵品の登録点数及びデジタル情報の有無>

名称	概要	登録点数	デジタル情報
収蔵品管理台帳	エクセル（多数のエクセルファイルで構成）	約5万点以上	×
デジタルアーカイブシステム	独自開発したシステム	約1万点	○
デジタルアーカイブ（WEBで公開）	デジタルアーカイブシステムの一機能	約50点	○

(出典：包括外部監査人が作成)

新潟市新津鉄道資料館の収蔵品の管理という観点で、収蔵品管理台帳（エクセルファイル）は複数のエクセルファイルで構成されるため一元的な管理になっておらず、デジタルアーカイブシステムは画像情報の準備が整ったもののみが登録されているため、網羅的に登録されていない。すなわち、新潟市新津鉄道資料館の収蔵品が一元管理されて

いないため、収蔵品を検索することや、保管場所を容易に確認することができない状態となっている。

現状、デジタルアーカイブシステムには画像情報の準備が整ったもののみを登録しているが、画像情報の有無に関わらず、収蔵品管理台帳（エクセルファイル）の情報を全てデジタルアーカイブシステムに登録することで、収蔵品を一元管理することが可能になることから、デジタルアーカイブシステムに文字情報を集約し、一元管理できる台帳として活用することが望ましい。

意見 36

新潟市新津鉄道資料館の収蔵品が一元管理されていないため、収蔵品を検索することや、保管場所を容易に確認することができない状態となっている。現状、デジタルアーカイブシステムには画像情報の準備が整ったもののみを登録しているが、画像情報の有無に関わらず、収蔵品管理台帳（エクセルファイル）の情報を全てデジタルアーカイブシステムに登録することで、収蔵品を一元管理することが可能になることから、デジタルアーカイブシステムに文字情報を集約し、一元管理できる台帳として活用することが望ましい。

また、現状、収蔵品管理台帳やデジタルアーカイブシステムについて、収蔵品の重要度に応じた区分は設けておらず、全て同レベルでの管理となっているが、重要度に応じた区分（ABC区分）を設けてメリハリのある管理方法を検討することが望ましい。

意見 37

新潟市新津鉄道資料館における収蔵品の管理について、収蔵品の重要度に応じた区分は設けておらず、全て同レベルでの管理となっているが、重要度に応じた区分（ABC区分）を設けてメリハリのある管理方法を検討することが望ましい。

⑦ 新潟市新津鉄道資料館デジタルアーカイブ事業に係る実績報告の入手について

新潟鉄道資料館では 2015 年（平成 27 年）にデジタルアーカイブシステムを導入し、所蔵資料の一部をデジタル化して公開している。これらのデジタルアーカイブは新潟市新津鉄道資料館のホームページにて閲覧可能となっており、2025 年 11 月末時点で 50 の資料を掲載している。

<https://www.ncnrm.com/archives/>

掲載資料の一覧

○ 鉄道の技術と新潟・新津

■ 蒸気機関車～新幹線関係の資料

- ▶ 中間引張棒
- ▶ 水圖計
- ▶ 単独ブレーキ弁
- ▶ 自動ブレーキ弁
- ▶ ディーゼル車 車両銘板 キハ35-507
- ▶ MT54形主電動機
- ▶ ひかり前頭覆い
- ▶ E1系新幹線前頭覆い

■ 駅関係の資料

- ▶ 新津駅大時計
- ▶ 自動連結器（開放装置付）（貨車用）
- ▶ 新津駅配線略図
- ▶ 手小荷物取扱所・案内所
- ▶ 乗車券箱
- ▶ 台秤（カンカン秤）

■ 旅客サービス関係の資料

- ▶ 表示板（一等）
- ▶ 表示板（特別B寝台）
- ▶ 表示板（グリーン車）
- ▶ 新幹線運転席座席
- ▶ グリーン車マーク（200系新幹線 側板）
- ▶ 東北・山形・秋田・上越・長野新幹線時刻表（新幹線車内用）
- ▶ 車内設備案内（新幹線車内用）

○ 収蔵展示

- ▶ 合図灯（カーバイド灯 昭和初期）
- ▶ 手提瓦斯ランプ（検査用）
- ▶ 列車停止標識

○ 新潟・新津の人々と鉄道

■ シンボル展示

- ▶ 懐中時計

■ お召し列車

- ▶ お召列車停止目標 蒸気機関車用
- ▶ お召列車停止目標 電気機関車用
- ▶ 車両銘板（C57 1）
- ▶ 車両銘板（D51 1107）
- ▶ C57形蒸気機関車1号機模型

■ 新潟・新津を通った優等列車優等列車

- ▶ ヘッドマーク（出羽、鳥海）

■ 上越線と上越新幹線

- ▶ 山ハネ石（大清水トンネル）
- ▶ 三清水トンネル断面模型
- ▶ スプリングラー

■ 保線

- ▶ 気象告知板

■ 雪との戦い

- ▶ ラッセル車模型キ204（形式キ100）
- ▶ ラッセル車模型キ583（形式キ500）
- ▶ ジョルダン式雪かき車模型キ711（形式キ700）
- ▶ マックレー式雪かき車模型キ908（形式キ900）
- ▶ ローター式雪かき車模型キ610（形式キ600）
- ▶ スノーローダー模型キ950（形式キ950）

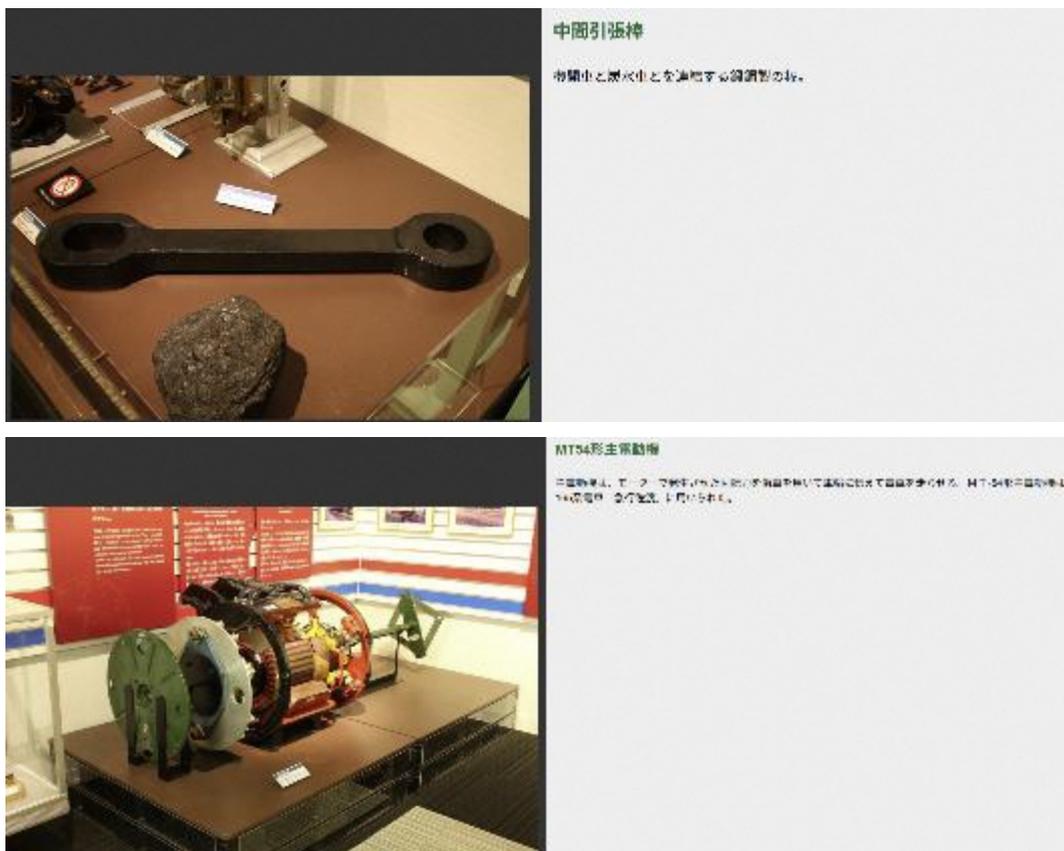
■ SLばんえつ物語号

- ▶ ヘッドマーク X'mas トレイン 2000
- ▶ ヘッドマーク SLばんえつ物語 2000

■ 役割を終えた路線

- ▶ 乗車券受箱
- ▶ 駅名標（ホーム柱用）
- ▶ 運賃表（白山前駅自動券売機用 白山前～燕）
- ▶ 丸型ヘッドマーク 長い間御苦労様 加茂～村松
- ▶ 赤谷駅平面図
- ▶ 記念切符（新潟交通電車線）
- ▶ 赤谷線東赤谷駅継電制御盤

掲載資料（一部抜粋）



（出典：新潟市新津鉄道資料館ホームページより抜粋）

新潟市は、デジタルアーカイブシステム及び新潟市新津鉄道資料館ウェブサイトのサーバー管理・運用業務を外部に委託しており、令和6年度の委託金額は1,061千円である。

すなわち、新潟市新津鉄道資料館のデジタルアーカイブの運用のために、年間約100万円規模の支出が継続的に発生しているが、ウェブサイトのアクセス数等の利用状況の把握が行われておらず、デジタルアーカイブ事業に係る効果測定や事業評価が適切に実施できていない状況にある。そのため、ウェブサイトへのアクセス数や利用者の動向に関するデータを収集し、事業評価を適切に実施することが望ましい。

なお、ウェブサイトへのアクセス数や利用者の動向に関するデータを収集する方法として以下のような方法が考えられる。

- 委託先からアクセス数や利用者属性を取り纏めた実績報告を入手
- アクセス解析ツール（Google Analytics等の無料ツールもある）の活用
- ウェブサイト上で利用者アンケートを実施

意見 38

新潟市新津鉄道資料館ではデジタルアーカイブ事業の運用に、年間約 100 万円規模の支出が継続的に行われているが、ウェブサイトのアクセス数等の利用状況の把握が行われておらず、デジタルアーカイブ事業に係る効果測定や事業評価が適切に実施できていない状況にある。そのため、ウェブサイトへのアクセス数や利用者の動向に関するデータを収集し、事業評価を適切に実施することが望ましい。

⑧ 新潟市新津鉄道資料館デジタルアーカイブ事業に係る「情報セキュリティに関する遵守状況報告書」の未入手について

新潟市新津鉄道資料館では、デジタルアーカイブ事業等に係るサーバー運用業務を外部事業者へ委託しており、当該業務に関する委託契約書には、別記「情報セキュリティに関する要求事項」が定められており、以下のように情報セキュリティに係る遵守状況の報告書を提出することが明記されている。

別記 情報セキュリティに関する要求事項

(報告書・記録等の提出)

第 19 条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

(出典：「業務委託契約書」から抜粋)

しかし、新潟市新津鉄道資料館では、委託業者から当該報告書を入手しておらず、情報セキュリティに係る遵守状況が確認できない状況であった。

情報セキュリティの確保と契約履行の観点から、委託業者に情報セキュリティに係る遵守状況報告書の提出を求め、提出された報告書の内容を確認し、情報セキュリティに関する要求事項が遵守されていることを検証すべきである。

指摘 16

新潟市新津鉄道資料館では、デジタルアーカイブ事業に係る情報セキュリティに関する遵守状況報告書を入手していなかった。情報セキュリティの確保と契約履行の観点から、委託業者に情報セキュリティに係る遵守状況報告書の提出を求め、提出された報告書の内容を確認し、情報セキュリティに関する要求事項が遵守されていることを検証すべきである。

⑨ 電車運転シミュレータ更新業務に係る先日付の履行届について

新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務に係る委託契約について、事業者が提出した履行届をもとに新潟市は検査を行うことになっている。

(検査)	
第 10 条	甲は、履行届を受理したときは、業務の成果について、その日から起算して 10 日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

(出典：「業務委託契約書」より抜粋)

そのため、検査調書の検査日は、履行届に記載された履行日よりも後又は同日とならずであるが、以下のとおり日付が逆転しており、履行完了前に検査が終了しているという外観となっていた。

業務名	新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務委託
契約金額	15,686,000 円
提出日	令和 7 年 3 月 31 日
履行期間	令和 6 年 10 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日
履行年月日	令和 7 年 3 月 31 日

(出典：「履行届」より抜粋)

業務名	新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務委託
契約金額	15,686,000 円
業務期間	令和 6 年 10 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日
着手日	令和 6 年 10 月 31 日
履行日	令和 7 年 3 月 31 日
検査日	令和 7 年 3 月 13 日

(出典：「委託検査調書」より抜粋)

当該契約の契約期間は令和 6 年 10 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日までであるが、仕様書において「令和 7 年 3 月 20 日（木）から稼働できるようにすること」という指定があったため、委託業者から令和 7 年 3 月 13 日に履行届が提出され、その日に検査を行ったとのことである。そのため、履行届に記載された履行日は、委託業者が実際に履行完了した日ではなく、契約期間の最終日を記載し提出したものと推察される。

事業者から提出された履行届が先日付で提出された場合、文書の信頼性やコンプライ

アンス上の問題があるため、実際に履行した日付で再提出するように指導すべきである。

指摘 17

新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務に係る履行届の日付が先日付で提出されていた。委託業者から提出された履行届が先日付で提出された場合、文書の信頼性やコンプライアンス上の問題があるため、実際に履行した日付で再提出するように指導すべきである。

⑩ 電車運転シミュレータの広報について

電車運転シミュレータは 15,686 千円をかけて更新した重要な事業である。新潟市新津鉄道資料館では、電車運転シミュレータのプロモーションとして、SNS やお知らせなどでの周知は行っていたが、ホームページの展示物紹介には掲示されていなかった。そのため、ホームページの展示物紹介に掲載し PR することが望ましい。

意見 39

新潟市新津鉄道資料館では、電車運転シミュレータのプロモーションとして、SNS やお知らせなどでの周知は行っていたが、ホームページの展示物紹介には掲示されていなかった。そのため、ホームページの展示物紹介に掲載し PR することが望ましい。

なお、現在、ホームページが改修され掲示物紹介に掲載されている。



(出典：新潟市新津鉄道資料館ホームページより抜粋)

第9 新潟市文化財センターへの監査の結果及び意見

(1) 主な業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- 埋蔵文化財の調査及び研究に関する事項（歴史文化課の所管するものを除く）
- 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存、展示及び活用に関する事項
- 埋蔵文化財保護の啓発に関する事項
- 旧武田家住宅及び畜動舎の管理運営に関する事項
- 各種講座、講演会、研究会等の開催に関する事項
- 施設及び設備の利用の許可に関する事項
- 施設及び設備の維持管理に関する事項
- 有形民俗文化財の保存及び活用に関する事項

(2) 施設概要

① 設置目的

新潟市文化財センターは、埋蔵文化財及び有形民俗文化財を保存し、これらの活用を図ることにより、市民の関心及び理解を深め、もって市民文化の向上に資するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 30 条の規定に基づき、設置された教育機関である。

新潟市文化財センターは、上記目的を達成するため、各種開発事業や史跡整備等に伴う発掘調査を行い、出土遺物の調査研究・収蔵保管・展示活用を進めていくために設置された。

また、新潟市文化財センターには、民俗資料収蔵庫も併設されており、併せて市指定有形民俗文化財の旧武田家住宅を移築復元している。

② 施設の概要

施設の概要は以下のとおりである。

施設名	新潟市文化財センター 他 1 施設
所管部・課	文化スポーツ部歴史文化課
所在地	新潟市西区木場 2 7 4 8 番地 1 他
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、文化財保護法
設置条例	新潟市文化財センター条例、新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場条例
施設概要	<p>【新潟市文化財センター施設概要：敷地面積 9,916 m²】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財センター本館：RC 造 地上 3 階 建築面積 2,559.25 m² 延床面積 4,494.83 m² ・旧武田家住宅：木造 地上 2 階 建築面積 167.7 m² 延床面積 208.19 m²

	<ul style="list-style-type: none"> ・畜動舎：木造 地上1階 建築面積 34.92 m² 延床面積 34.92 m² ・物置小屋：木造 地上1階 建築面積 26.48 m² 延床面積 26.48 m² <p>【弥生の丘展示館施設概要：敷地面積 2469.51 m²】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥生の丘展示館：RC造 地上1階 建築面積 468.12 m² 延床面積 429.93 m²
外観	

(出典：新潟市提供資料)

③ 入館者数の推移

入館者数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	5,893	7,496	6,666	5,646	6,060

(出典：新潟市提供資料)

④ 本発掘調査件数の推移

本発掘調査件数の推移は以下のとおりである。

(単位：件)

種別	年度																				小計
	平成														令和						
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5		
民間	2	5	3	1	0	0	1	0	1	0	1	0	3	2	0	2	0	0	0	21	
県地域 振興局 (県農地)	2	2	2	2	2	1	3	5	3	1	2	1	1	0	0	0	0	2	1	30	
県土木	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
新潟市	1	1	5	7	2	3	1	3	2	2	0	2	2	3	2	3	2	0	1	42	
合計	7	9	10	10	4	4	5	8	6	3	3	3	6	5	2	5	2	2	2	96	

(出典：新潟市提供資料)

(3) 個別検出事項

① 新潟市文化財センター運営協議会の開催日の周知について

新潟市文化財センター運営協議会（以下、「協議会」という。）は、「新潟市文化財センター運営協議会開催要綱」第1条に基づき、新潟市文化財センターの運営について、市民、学校教育関係者、学識経験者から幅広い意見を聴取することを目的として設置されている。また、協議会は公開形式で開催され、希望者は傍聴可能とされている（「新潟市文化財センター運営協議会開催要綱」第6条第3項）。

そのため、協議会の開催日を市民に広く周知することが重要であり、周知が十分でなければ、傍聴希望者が情報を得られず、参加機会が失われる可能性がある。

この点、新潟市では、文化財センターや各出先機関に案内文書を掲示することにより周知しているとのことであるが、新潟市文化財センターのホームページに掲載するなど、インターネットを利用した周知は行われていない。

過去4年（R2年度以降）に開催された協議会の傍聴者数はゼロであり、潜在的な傍聴希望者に情報が届いていない可能性もあるため、新潟市文化財センターのホームページに掲載するなど、インターネットを活用した周知を行うことで、市民参加の機会を拡充することが望ましい。

意見 40

新潟市文化財センター運営協議会は、市民参加を前提とした公開の場であるにもかかわらず、周知方法が限定的であるため、潜在的な傍聴希望者に情報が届いていない可能性がある。今後は、ホームページやインターネットを活用した広範な周知を行うことで、市民参加の機会を拡充することが望ましい。

② 新潟市文化財センター運営協議会の会議資料及び議事録の公表について

新潟市文化財センター運営協議会の会議次第、会議概要は新潟市文化財センターのホームページにて公表されている。

実際に公表されている会議概要は以下のとおりである。

令和6年度 新潟市文化財センター運営協議会 会議概要	
日時	令和6年5月27日(月) 午後1時半～午後3時半
場所	新潟市文化財センター 1階 研修室(新潟市西区木場2748番地1)
出席委員 (敬称略) (五十音順)	稲葉 康宣(新潟市立黒崎中学校校長) 大谷 一男(木場地区連合自治会長) 川上 真紀子(文化財保存全国協議会全国委員・新潟日報カルチャースクール講師) 坂井 秀弥(新潟市歴史博物館館長・奈良大学名誉教授・大阪府文化財センター理事長) 清水 美和(新潟大学旭町学術展示資料館学芸員) 高橋 郁子(新潟県民俗学会常任理事) 林 なおみ(新潟市立黒崎南小学校校長) 山崎 正美(新潟市文化財センターボランティア)
傍聴者	なし
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 文化財センター発掘調査事業について ・令和5年度 普及活用事業について ・資料貸出・特別利用について ・令和6年度 文化財センター発掘調査事業について ・令和6年度 普及活用事業について ・開館時間変更(試行実施)の延長について
会議要旨	<p>令和5年度実施した発掘調査事業、普及活用事業及び資料貸出・特別利用について報告するとともに、今年度の発掘調査事業、普及活用事業及び文化財センターの土日祝日に開館時間変更について説明し、意見交換を行いました。</p> <p>委員からは発掘調査現地説明会等の広報、団体利用者の推移、図書室の利用状況、民俗資料の活用についての意見や質問が出されました。</p>

(出典：新潟市ホームページより)

会議概要には、会議内容及び会議要旨が記載されているが、項目及び概要のみにとどまっているため、第三者が閲覧してもどのような資料に基づき、どのような議論がなされたのかを把握することは困難である。

運営協議会が公開である趣旨（市民参加・透明性の確保）に照らすと、現状の情報公開では十分ではないと考えられる。運営協議会の協議内容をより明確に伝えるため、議事要旨を詳細に公表することが望ましい。併せて協議会で使用された会議資料を公開することで、議論の背景や根拠を市民が理解できるようにすることが重要である。

意見 41

新潟市文化財センター運営協議会の会議次第、会議内容及び会議要旨が記載されているが、項目及び概要のみにとどまっており、市民への情報公開として十分ではないと考えられる。運営協議会の協議内容をより明確に伝えるため、議事要旨を詳細に公表することが望ましい。併せて協議会で使用された会議資料を公開することで、議論の背景や根拠を市民が理解できるようにすることが重要である。

③ 埋蔵文化財管理システム（GISのサブシステム）の活用について

発掘された出土品については新潟県における「出土品の取扱い基準」に基づき選別され、「保管するとした出土品」は、以下のとおり収蔵保管するよう努めるものとされている。

区分		収蔵保管方法
報告書掲載出土品		個々の遺物が台帳などで検索可能な状態で収蔵する。
報告書未掲載出土品	活用の度合いが高いと思われるもの	遺跡名、遺構、出土地点、層位、出土品の種類などが検索可能な状態で収蔵する。
	活用の度合いが低いと思われるもの	遺跡名、遺構、出土地点、層位、出土品の種類などがある程度検索可能な状態で効率的に収蔵する。

（出典：新潟県「出土品の取扱い基準」より抜粋）

新潟市では保管するとした出土品を管理するシステムとして埋蔵文化財管理システム（GISのサブシステム）があるが、全ての出土品は登録されていないため台帳としては機能していない。そのため、保管するとした出土品は、発掘報告書単位で作成しているエクセルの台帳で管理しており、ファイル数は約130程度にのぼっている。

本来は、エクセル台帳の情報を埋蔵文化財管理システム（GISのサブシステム）に適時適切に登録することが想定されていたが、エクセル台帳と埋蔵文化財管理システムに互換性がなく、手入力で入力する必要があるため、当初想定していた利用には至っていない。

ない状況にある。

現状の管理では、報告書名（遺跡名）を起点として、遺構、出土地点、層位、出土品の種類、保管場所等を検索することは可能であるが、出土品の種類等からどの遺跡から出土されているか等を検索できる状態ではないため、エクセル台帳の情報を埋蔵文化財管理システムに登録し、台帳として一元管理することが望ましい。

なお、埋蔵文化財管理システムはインポート機能があるため、エクセル台帳と埋蔵文化財管理システムとの互換性を図り、当該機能を利用することが効率的と考える。

意見 42

新潟市では出土品を管理するシステムとして埋蔵文化財管理システム（GIS のサブシステム）を導入しているが、全ての出土品は登録されていないため台帳としては機能していない。埋蔵文化財管理システムに全ての情報を登録し、台帳として一元管理することが望ましい。

④ 考古資料の貸出の管理について

新潟市文化財センター考古資料の貸出については、「新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則」に基づき、以下のようにルールとなっている。

- i. 申請者は考古資料貸出許可申請書を提出
- ii. 教育委員会は考古資料貸出許可書を申請者に通知
- iii. 借用書と引き換えに考古資料の貸出
- iv. 考古資料の返還と引換に借用書を返却

新潟市文化財センターでは上記に従い、各申請書等をファイリングしているが、管理表を作成していないため、考古資料がいつ貸し出され、返還されたのか、期限を超過しているものはないか等、一覧で確認できるものがない。

考古資料の貸出状況（資料名、点数、遺跡名、借用目的、借用期間、貸出日、返却日等）がわかる管理表を作成し、貸出・返却の履歴を一覧化することで、効率的かつ透明性の高い管理体制を構築することが望ましい。

意見 43

現状の管理方法では、考古資料の貸出状況を体系的に把握することが困難であるため、貸出状況がわかる管理表を作成し、貸出・返却の履歴を一覧化することで、効率的かつ透明性の高い管理体制を構築することが望ましい。

⑤ 固定資産の実査について

新潟市文化財センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われているものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが存在する。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというものは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが望ましい。

意見 44

新潟市文化財センターでは、備品管理システム上の台帳と現物の照合は近年行われていない。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが望ましい。

第10 新潟市文書館への監査の結果及び意見

(1) 主な業務内容

- 特定歴史公文書を保存及び一般の利用等に関する事項
- 本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究に関する事項
- 本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信に関する事項
- 所蔵資料の公開、活用及び市民等の調査研究支援に関する事項
- 歴史資料に関する各種講座、講演会、研究会等の開催に関する事項
- 講座室の利用の許可に関する事項
- 文書館の維持管理に関する事項

(2) 施設概要

① 設置目的

新潟市文書館は、新潟市公文書管理条例の趣旨にのっとり、特定歴史公文書を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、歴史に関する情報を発信するため、公文書館法第5条第1項の規定に基づき設置された。

新潟市文書館は、平成30年に閉校となった旧太田小学校の校舎を活用して、令和4年1月に開館した。

なお、新潟市では令和3年に公文書の管理に関する基本的事項を定めた「新潟市公文書管理条例」を制定し、市政を検証するために後世に残すべき重要な公文書のうち、保存期間が満了した行政文書や、個人の方などから寄贈を受けた資料などを「特定歴史公文書」と位置付けている。

② 施設の概要

施設の概要は以下のとおりである。

施設名	新潟市文書館
所管部・課	文化スポーツ部歴史文化課
所在地	新潟市北区太田 862 番地 1
根拠法令	公文書館法
設置条例	新潟市文書館条例
施設概要	・平成30年3月に閉校した旧太田小学校の校舎を活用した施設 <構造> 鉄筋コンクリート造 3階建 <延床面積> 2410.8㎡ <主な施設> 収蔵庫(769㎡) 閲覧室(99㎡) 講座室(73㎡) 資料公開室(131㎡) 事務室・作業室(258㎡)



(出典：新潟市提供資料)

③ 入館者数の推移

入館者数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	—	359	1,013	942	1,051

(出典：新潟市提供資料)

(3) 個別検出事項

① 新潟市文書館におけるデジタル保管への移行の推進について

新潟市では令和3年に公文書の管理に関する基本的事項を定めた「新潟市公文書管理条例」を制定し、市政を検証するために後世に残すべき重要な公文書のうち、保存期間が満了した行政文書や、個人の方などから寄贈を受けた資料などを「特定歴史公文書」と位置付けている。特定歴史公文書となった文書は原則として永久保存となる。

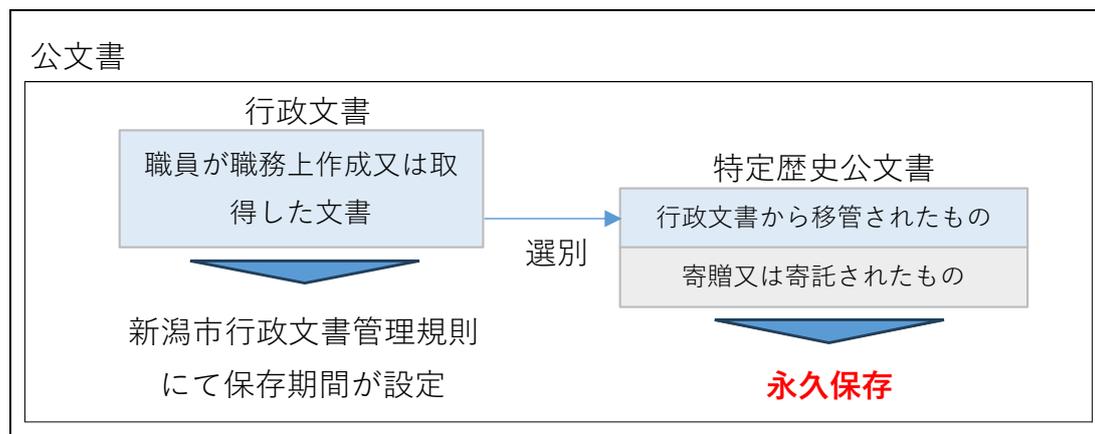
<新潟市公文書管理条例>

(特定歴史公文書の保存等)

第10条 市長は、特定歴史公文書を、第21条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 特定歴史公文書は、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

<公文書、行政文書、特定歴史公文書の関係イメージ図>



(出典：包括外部監査人が作成)

特定歴史公文書は原則として永久保存とされているため、年々新たな文書が追加されることにより、保存対象は継続的に増加することになる。新潟市における特定歴史公文書は新潟市文書館に7割程度、残り3割は、江南区役所横越出張所、新潟市新津地域学園の書庫に保管・管理されており、保管スペースの容量上の課題がすでに顕在化している。

一方、新潟市における特定歴史公文書としての引継ぎ件数は以下のとおりであり、全体として、電子文書としての引継ぎ比率が高くなっているが、依然として紙文書としての引継ぎも一定数存在する。

<特定歴史公文書としての引継ぎ件数>

(単位：点)

	紙文書	電子文書	合計	電子文書比率
令和6年度	78	228	306	74.5%
令和5年度	36	198	234	84.6%
令和4年度	7	49	56	87.5%

(出典：新潟市提供資料)

そのため、可能な限り紙媒体での保管ではなく、デジタル保管への移行を検討することが望ましい。

なお、他の自治体では、紙媒体の文書は原則としてスキャンして電子データへ変換し、電子データを正本として文書管理システム上で管理している自治体もある。

○電子的管理の取組
<ul style="list-style-type: none">・文書管理に関する規則・規程で文書管理システムによる電子決裁を原則と定めている。(神奈川県横浜市、石川県野々市市、滋賀県近江八幡市、宮崎県小林市等)・ルールにおいて、紙である収受文書について、原則として電子文書に変換するものとするとの規定を置いている。(大阪府吹田市、大阪府豊中市等)・紙媒体の文書は原則としてスキャンして電子データへ変換し、電子データを正本として文書管理システム上で管理。(東京都武蔵野市)・公印申請のあった紙起案文書のうち電子起案に切り替えられそうなものは、電子起案を促している。(東京都町田市)・東日本大震災により被災した公文書を復旧したものを電子化してシステム上で管理。(岩手県陸前高田市)・文書管理システムと電子決裁システムの連携により、紙媒体の電子化を推進。(茨城県美浦村)

(出典：内閣府「地方公共団体における公文書管理の取組調査」)

意見 45

特定歴史公文書は原則として永久保存とされているため、年々新たな文書が追加されることにより、保存対象は継続的に増加する。文書館の保管スペースには限りがあるため、可能な限り紙媒体での保管ではなく、デジタル保管への移行を検討することが望ましい。

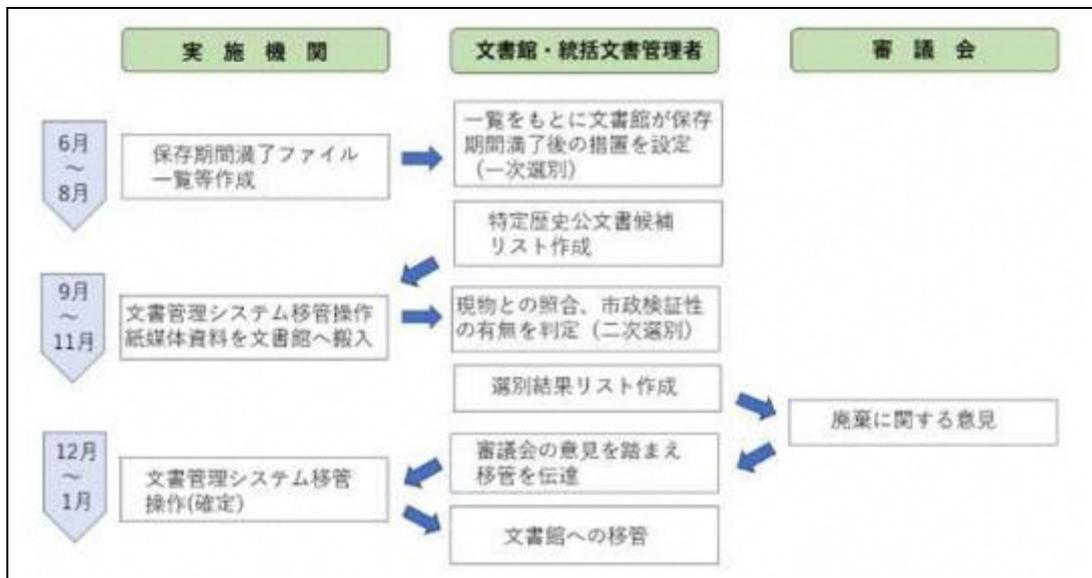
② 特定歴史公文書の選別に係る基準の明確化について

前述のとおり、新潟市行政文書管理規則にて、行政文書の保存期間及び保存期間満了時の措置が規定されており、保存期間満了時に「移管」されるものが特定歴史公文書となる。

移管する行政文書の選別は実施機関で保存期間満了ファイルのリストを作成し、一覧をもとに文書館が一次選別し、特定歴史公文書候補を実施機関に通知し、特定歴史公文書候補を文書館に搬入、文書館では現物を確認しながら市政検証性の有無を判定し、二

次選別を行っている。

<選別作業のフロー図>



(出典：新潟市提供資料)

選別の判断基準について、新潟市行政文書管理規則に、以下のように移管する文書の大枠は示されているが、区分が大きすぎるため関連する文書を全て移管すると量が膨大になってしまうため現実的ではない。

<新潟市行政文書管理規則 別表より抜粋>

1 保存期間を30年に設定する行政文書			2 保存期間を10年に設定する行政文書		
種類		保存期間満了時の措置	種別		保存期間満了時の措置
1	市政の基本計画、基本方針に関する文書	移管	1	事務事業の計画及び実施に関する文書で重要なもの	移管
2	事務事業の計画及び実施に関する文書で特に重要なもの	移管	2	通達及び要領の制定及び改廃に関する文書で重要なもの	移管
3	市、町及び字の区域並びにこれらの名称の変更に関する文書	移管	3	市議会に関する文書で重要なもの	移管
4	条例、規則、訓令並びに特に重要な通達及び要領の制定及び改廃に関する文書	移管	4	訓令、要領及び要項に関する文書で重要なもの	移管
5	市議会に提出する議案に関する文書	移管	5	訴訟及び不服申立てに関する文書で重要なもの	移管
6	請願、陳情及び要領に関する文書で特に重要なもの	移管	6	許可、免許、承認、取消しその他の行政処分に関する文書で重要なもの	移管
7	訴訟及び不服申立てに関する文書で特に重要なもの	移管	7	予算及び決算に関する文書で重要なもの	移管
8	許可、免許、承認、取消しその他の行政処分に関する文書で特に重要なもの	移管	8	公有財産の取得、管理及び処分に関する文書で重要なもの	移管
9	予算及び決算に関する文書で特に重要なもの	移管	9	契約及び協定に関する文書で重要なもの	移管
10	公有財産の取得、管理及び処分に関する文書で特に重要なもの	移管	10	調査研究及び統計に関する文書で重要なもの	移管
11	契約及び協定に関する文書で特に重要なもの	移管	11	損失補償及び損害賠償に関する文書	移管
12	調査研究及び統計に関する文書で特に重要なもの	移管	12	盗人記録、表目録簿、盗入予算引簿、盗出予算引簿、現金引納簿及び固定資産引簿	廃棄
13	職員の任免及び賞罰に関する文書	移管	13	1の項から12の項までに掲げる文書に準ずる文書	廃棄(社会、文化、世相を反映した文書など歴史的観点から将来の市民に伝えることが有意義であると認められるものについては、移管)
14	文書の移管又は廃棄の状況を記録した帳簿	移管			
15	1の項から14の項までに掲げる文書に準ずる文書	移管			

3 保存期間を5年に設定する行政文書			4 保存期間を3年に設定する行政文書		
種類		保存期間満了時の措置	種類		保存期間満了時の措置
1	事務事業の計画及び実施に関する文書	廃棄	1	事務事業及び許可、免許、承認、取消しその他の行政処分に関する文書で軽易なもの	廃棄
2	通達及び要綱の制定及び改訂に関する文書	廃棄	2	告示及び公告に関する文書	廃棄
3	市議会に関する文書	移管	3	通知、依頼、申請、報告、届出、照会及び回答に関する文書	廃棄
4	請願、陳情及び要望に関する文書	廃棄	4	1の項から3の項までに掲げる文書に準ずる文書	廃棄(社会、文化、世相を反映した文書など歴史的観点から将来の市民に伝えることが有意義であると認められるものについては、移管)
5	訴訟及び不服申立てに関する文書	移管			
6	許可、免許、承認、取消しその他の行政処分に関する文書	移管			
7	通知、依頼、申請、報告、届出、照会及び回答に関する文書で重要なもの	廃棄			
8	予算及び決算に関する文書	廃棄			
9	公有財産の取得、管理及び処分に関する文書	廃棄			
10	契約及び協定に関する文書	廃棄			
11	負担金、補助金及び交付金に関する文書	廃棄			
12	審議会及び協議会に関する文書	移管			
13	調査研究及び統計に関する文書	廃棄			
14	領収済通知書、徴収書、納品書、納入原簿、払込報告書、経費執行何書及び経費執行何兼支出命令書	廃棄			
15	還附納金受付、充当整理簿、納入通知書、払込書等領収済通知書及び経費執行(支出)何書	廃棄			
16	1の項から15の項までに掲げる文書に準ずる文書	廃棄(社会、文化、世相を反映した文書など歴史的観点から将来の市民に伝えることが有意義であると認められるものについては、移管)			

5 保存期間を1年に設定する行政文書		
種類		保存期間満了時の措置
1	部又は区の内部における検討又は事務連絡に関する文書	廃棄
2	市議会に関する文書で軽易なもの	廃棄
3	庶務に関する文書	廃棄
4	通知、依頼、申請、報告、届出、照会及び回答に関する文書で軽易なもの	廃棄
5	1の項から4の項までに掲げる文書に準ずる文書	廃棄

また、新潟市公文書管理条例では「歴史公文書等」とは、市政を検証するために後世に残すべき重要な文書と定義されているが、選別のための具体的な判断基準(選別基準)は設定されていない。そのため、現状は、選別に係る判断は二次選別担当者の判断に依存している状況にあるため、選別基準や具体例等を示すことが望ましい。

なお、選別基準を設けるには他の地方公共団体の取組を参考にすることが有用と考える。

○歴史公文書についての取組

- ・歴史公文書の定義は、地方公共団体によって様々だが、以下のような例が挙げられる。
 - 歴史的・文化的価値を有すると認める文書(宮城県塩竈市、石川県加賀市等)
 - 市史や町史の資料となる重要な文書(福井県南越前町、広島県大竹市等)
 - 条例等の例規や議会会議録等(兵庫県加西市等)
 - 東日本大震災関連文書又は東日本大震災関連を含む文書(岩手県宮古市、宮城県仙台市等)
 - 新型コロナウイルス感染症に関連する文書(東京都西東京市、兵庫県芦屋市等)
 - 町村合併前や合併に関する文書(宮城県栗原市、熊本県阿蘇市等)
- ・福岡県では、県と市町村(北九州市・福岡市以外)が公文書館を共同運営し、管内の全市町村で歴史公文書を永久保存するようにしている。
- ・文書管理規則内に定めた保存期間に準じて歴史公文書の選別を行っている地方公共団体がある一方、神奈川県逗子市では、文書管理規則とは別に歴史公文書の具体的な選別基準を定め、選別を行っている。

(出典：内閣府「地方公共団体における公文書管理の取組調査」 抜粋)

意見 46

特定歴史公文書の選別に係る具体的な選別基準がないため、選別基準や具体例等を示すことが望ましい。

第11 スポーツ振興課への監査の結果及び意見

1 管理グループ

(1) 主な分掌事務

主な分掌事務は以下のとおりである

- 体育施設の設置に関する事項
- 体育施設及び都市公園体育施設の総括に関する事項
- スポーツ推進審議会に関する事項
- 公益財団法人新潟市スポーツ協会に関する事項
- アイスアリーナに関する事項
- 陸上競技場に関する事項
- 新潟市体育館に関する事項

(2) 個別検出事項

① (公財)新潟市スポーツ協会の自主財源確保に対する積極的な関与について

(公財)新潟市スポーツ協会が担うスポーツ振興事業の役割は、新潟市としても重要であると考えており、その機能について強化されることが期待されている。一方、新潟市として予算確保にも制限がある中で、令和4年度から事業費補助金が補助対象外とされるなど、(公財)新潟市スポーツ協会への補助金は減額する方向性となっている。

このような中、新潟市としては(公財)新潟市スポーツ協会自らが自主財源の確保を行い、そのための活動の活性化を期待しており、新潟市の外郭団体評価の中でも改善指示事項として取り上げている。

しかしながら、(公財)新潟市スポーツ協会は、民間の法人ではあるが、公益財団法人という事業に制限がある法人であるとともに、新潟市の機能の一部が法人化されたという過去の経緯から、新潟市と両輪で事業を行ってきたという経緯がある。

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

(中略)

七 公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(以下略)

(出典：「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 抜粋)

また、事務局員も5名であり、業務の拡大にあたって十分な余力があるとは言い難い体制となっている。

さらに、他の地域におけるスポーツ協会においては、地方自治体からの指定管理業務や指定管理業務の中での自主事業、地方自治体からの事業の業務委託等により、財源を確保しているケースが多いと考えられる。

そのため、(公財)新潟市スポーツ協会が自主財源を確保していくことは重要な課題であるものの、その解決には新潟市の積極的な関与も重要であると考えられ、(公財)新潟市スポーツ協会の自助努力はもちろんのこと、新潟市としてもアイデア出しや指導機能を発揮していくことが望ましい。

意見 47

新潟市としては(公財)新潟市スポーツ協会自らが自主財源の確保を行い、そのための活動の活性化が望ましいと考えており、新潟市の外郭団体評価の中でも改善事項として取り上げている。しかし、(公財)新潟市スポーツ協会は、民間の法人ではあるが、公益財団法人という事業に制限がある法人であるとともに、事務局員の体制も十分とは言い難い。また、他の地域におけるスポーツ協会においては、地方自治体からの指定管理業務や指定管理業務の中での自主事業、地方自治体からの事業の業務委託等により、財源を確保しているケースが多いと考えられる。

そのため、(公財)新潟市スポーツ協会が自主財源を確保していくことは重要な課題であるものの、その解決には新潟市の積極的な関与も重要であると考えられ、(公財)新潟市スポーツ協会の自助努力はもちろんのこと、新潟市としてもアイデア出しや指導機能を発揮していくことが望ましい。

② (公財)新潟市スポーツ協会の組織・体制のあり方と市の支援について

令和4年度から事業費補助金が補助対象外となったことにもない、(公財)新潟市スポーツ協会の自主財源確保が重要課題となっている。一方で、具体的な収益拡大策を容易に見い出せないとともに、事務局員のマンパワー的にも抜本的な動きができていない状況となっている。そのような中、自主財源確保とマンパワー確保のため、合併により組織・体制の見直しを行うという案も出ている。

組織・体制の見直しの中で他団体との合併を検討する場合、相手先によっては、収益拡大やマンパワー不測の解消、関連性のある事業があれば効率化などのメリットが期待できる。

一方で、(公財)新潟市スポーツ協会は新潟市が出捐している外郭団体であり、新潟市のスポーツ振興を担う公益財団法人として公益事業を行う法人であることから、合併相

手については限定され、(公財)新潟市スポーツ協会同様に新潟市と関連のある組織や団体、親和性のある事業を行っている組織や団体などが考えられる。

以上からすると、(公財)新潟市スポーツ協会が組織・体制の見直しを行うにあたっては、新潟市としても影響が大きいと考えられることから、可能な範囲で手段の検討や実行日について支援することが望ましい。

意見 48

(公財)新潟市スポーツ協会の自主財源確保が重要課題となっている中、自主財源確保とマンパワー確保のため、合併により組織・体制の見直しを行うという案も出ている。

(公財)新潟市スポーツ協会が組織・体制の見直しを行うにあたっては、新潟市としても影響が大きいと考えられることから、可能な範囲で手段の検討や実行日について支援することが望ましい。

③ 新潟市スポーツ推進計画の目標に対する弾力的な対応について

新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランが策定されており、その前期実施計画は令和5年度から令和8年度までとされている。令和6年度の実績では多くの項目が目標を達成できており、おおむね堅調に推移しているものと考えられる。

基本方針		施策指標		R5 年度 実績	R6 年度 目標	R6年度 実績 (前年度比)	評価
生涯スポーツ 社会の 実現	(1) 誰もが参 加できる スポーツ の機会創 出	1	卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う児童の割合(小5)	87.5%	87.7%	88.5% (+1.0%)	達成
		2	卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う生徒の割合(中2)	80.7%	84.7%	84.4% (+3.7%)	未達成
		3	週1日以上スポーツをする30・40代の市民の割合	38.9%	49.3%	39.3% (+0.4%)	未達成
		4	週1日以上スポーツをする65歳以上の市民の割合	58.1%	58.2%	54.4% (△3.7%)	未達成
	(2)	5	スポーツ施設利用者数	325万	288万	351万人	達成

	スポーツを支える環境づくり	6	スポーツに関する情報発信が足りないと感じる市民の割合	32.4%	36.3%	(+26万人) 32.5% (+0.1%)	達成
競技力の向上、人材育成の推進	(1) 選手・指導者の育成	7	市内小中高生への全国大会等出場激励金支給件数	125件	103件	133件 (+8件)	達成
		8	スポーツ指導者研修会参加者数	131人	100人	83人 (△48人)	未達成
		9	障がい者スポーツ全国大会等参加激励金支給件数	20件	6件	23件 (+3件)	達成
スポーツを活かしたまちづくり	(1) スポーツを通じた交流の推進	10	主要スポーツイベント参加者数(新潟シティ馬拉ソン、新潟シティライド、新潟ヒルクライムのエントリー数)	11,333人	13,750人	12,037人 (+704人)	未達成
		11	主要スポーツイベント観戦者数(ホームタウンチームのホーム戦※の1試合あたり観戦者数) ※サッカーアルビレックス新潟、アルビレックス新潟レディース	22,501人	17,500人	24,192人 (+1,691人)	達成
			12	主要スポーツイベント参加者数(新潟シティ馬拉ソン、新潟シティライド、新潟ヒルクライムのエントリー数)	11,333人	13,750人	12,037人 (+704人)

(出典：第3次「スポ柳都にいがた」プラン前期実施計画令和6年度 進行管理調書)

計画がおおむね堅調に推移していることは歓迎すべきことではあるが、計画策定がコロナ禍であったことから目標値がやや控えめに設定されてしまい、実績が目標値よりもかなり超過している項目もある。

計画は長期のものであり、単年ごとに計画を修正するような性質のものではないが、

達成状況に応じて力の入れ方を見直すことは可能であると考えられるため、計画と実績を踏まえた弾力的な実施計画の運用が望ましい。

意見 49

新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランが策定されているが、令和6年度の実績では多くの項目が目標を達成できており、おおむね堅調に推移しているものと考えられる。計画がおおむね堅調に推移していることは歓迎すべきことではあるが、計画策定がコロナ禍であったことから目標値がやや控えめに設定されてしまい、実績が目標値よりもかなり超過している項目もある。

計画は長期のものであり、単年ごとに計画を修正するような性質のものではないが、達成状況に応じて力の入れ方を見直すことは可能であると考えられるため、計画と実績を踏まえた弾力的な実施計画の運用が望ましい。

④ 新潟市が有する体育施設等のあるべき体制の策定について

令和4年3月に新潟市財産経営推進計画が公表され、併せて新潟市公共施設再編案が策定されている。このような中、新潟市が有する体育施設等についても再編案が示されているが、現状スポーツ振興課として具体的な施設の体制についての方針は定められていない。

【基本方針】

1. 公共施設

総量削減

- 人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ、公共施設の更新費用や管理・運営費用の削減を目指します。
- 人口動態や施設の利用状況などを踏まえ、需要に見合った施設規模で更新などを行います。
- 必要に応じて、集約化や統廃合などを検討し、施設の見直しを進めていきます。

サービス機能の維持

- 単一目的の施設から多機能化・複合化施設などへの転換を図り、施設規模は縮小しても、同一スペースを様々な用途に活用することなどにより、サービス機能をできるだけ維持するように努めます。
- 施設サービスを継続的に提供するために、市民の誰もがより使いやすく、安全にサービスを受けられるよう、施設を整備します。

2. インフラ資産

メンテナンスサイクルに基づく計画的・効率的な維持管理・更新

- 定期的な点検・診断により、施設の状態を的確に把握し、必要な対策を講じ、記録を残すメンテナンスサイクルを構築します。

既存施設の長寿命化

- 利用者や第三者への安全性を確保しつつ、ライフサイクルコストの最小化と事業費の平準化を考慮しながら、既存施設の長寿命化を図り、将来にわたり良好な状態で維持継承します。

技術力の向上

- インフラ資産の維持管理に関わる本市職員の技術力向上に努めます。

(出典：「新潟市財産経営推進計画（基本方針編）」 抜粋)

■スポーツ施設一覧（令和7年4月1日現在）

NO	施設名	施設所在地	所管	再編案 廃止時期
1	水の公園福島潟遊水館	北区前新田乙 311 番地	北区役所 産業振興課	
2	豊栄総合体育館	北区嘉山 488 番地 3		
3	豊栄木崎野球場	北区木崎 491 番地		
4	豊栄武道館	北区川西 3 丁目 5202 番地 3		短期
5	豊栄南運動公園	北区嘉山 493 番地		
6	阿賀野川公園	北区高森新田 4504 番地 2		
7	北地区スポーツセンター	北区名目所 3 丁目 1125 番地 1		
8	阿賀野川ふれあい公園	北区濁川 2833 番地先		
9	濁川運動広場	北区濁川 3947 番地 1		短期 (野球場のみ)
10	南浜運動広場	北区島見町 2 番地 244		短期
11	太夫浜運動公園球技場	北区太夫浜 3900 番地 2		
12	東総合スポーツセンター	東区はなみずき 3-4-1	東区地域	

NO	施設名	施設所在地	所管	再編案 廃止時 期
13	阿賀野川河川公園	東区本所地先	課	
14	新潟市庭球場	東区江口 114-1		
15	下山スポーツセンター	東区下山 1-121		
16	津島屋公園運動広場	東区津島屋 6-5-1		
17	中地区運動広場	東区下山 1-93-1		
18	市陸上競技場	中央区一番堀通町 3-1	スポーツ	
19	新潟市体育館	中央区一番堀通町 3-1	振興課	短期
20	鳥屋野総合体育館	中央区神道寺南 2-3-46	中央区地 域課	
21	西海岸公園	中央区関屋 1-93		
22	鳥屋野運動公園	中央区女池南 3-6-4		
23	山ニツ運動広場	中央区山ニツ 5-12-1		短期
24	MGC三菱ガス化学 ア イスアリーナ	中央区鐘木 257-17	興課 ス ポ ー ツ 振	
25	横越総合体育館	江南区いぶき野 1-1-1	江南区産 業振興課	
26	亀田総合体育館	江南区茅野山 3-1-13		
27	亀田運動広場	江南区亀田緑町 1-810-3		短期
28	かわね公園多目的グラウ ンド	江南区亀田工業団地 1-2528-17		
29	横越体育センター	江南区二本木 3-2-50	総務課 江 南 区 地 域	短期
30	新津金屋運動広場	秋葉区金屋 260-1	秋葉区地 域総務課	
31	阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新 594-13 地先		
32	秋葉区総合体育館	秋葉区程島 2009		
33	新津武道館	秋葉区程島 2009		短期
34	新津地域学園	秋葉区新津東町 2-5-6		
35	新津東町庭球場	秋葉区新津東町 1-246-1		短期
36	新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開 13		廃止
37	新津 B&G 海洋センター	秋葉区七日町 2186-9		
38	新津七日町運動広場	秋葉区七日町 2186-11		短期

NO	施設名	施設所在地	所管	再編案 廃止時 期
39	小須戸武道館	秋葉区横川浜 239-1		中 長 期
40	小須戸体育館	秋葉区横川浜 526-2		短期
41	雁巻緑地公園	秋葉区小須戸 3793-5 地先		
42	小須戸運動広場	秋葉区矢代田 1		
43	市之瀬運動広場	秋葉区市之瀬 746-1		短期
44	白根野球場	南区真木 1302 番地	南区地域 総務課	
45	白根総合公園白根カルチャーセンター	南区上下諏訪木 1775 番地 1		
46	白根総合公園	南区上下諏訪木 1775 番地 1		
47	味方体育館	南区西白根 2676 番地		短期
48	味方野球場	南区七穂 25-1		
49	味方テニスコート	南区七穂 32-1		短期
50	味方 B&G 海洋センター プール	南区七穂 32-7		
51	味方ゲートボール場	南区西白根 2675 番地 1		短期
52	月潟野球場	南区西萱場 1115		短期
53	月潟テニス場	南区西萱場 1115		短期
54	月潟ゲートボール場	南区西萱場 1109	短期	
55	西総合スポーツセンター	西区五十嵐 1-6368-48	西区地域 課	
56	黒埼地区総合体育館	西区金巻 746-1		
57	流通公園庭球場	西区流通センター5丁目1番地		
58	善久河川敷公園庭球場	西区善久河川敷		短期
59	寺地河川敷公園庭球場	西区寺地字山田島 2073		
60	山田高架下ゲートボール場	西区山田 2307-316		
61	みどりと森の運動公園	西区板井 1018-1		
62	黒埼地区野球場	西区木場 630-1		
63	西川総合体育館	西蒲区善光寺 369 番地 1	西蒲区地 域総務課	
64	岩室体育館	西蒲区西中 860 番地		
65	岩室野球場	西蒲区西中 889 番地		

NO	施設名	施設所在地	所管	再編案 廃止時 期
66	岩室緑地広場テニスコート	西蒲区石瀬 3332 番地 1		短期
67	わなみ運動広場	西蒲区和納 2 丁目 21 番 50 号		短期
68	西川野球場	西蒲区升瀉 917 番地		
69	スポーツパーク西川	西蒲区升瀉 836 番地		短期 (グラントの み)
70	西川体育センター	西蒲区川崎 1 番地 1		短期
71	潟東サルビアサッカー場	西蒲区横戸 1953 番地		
72	中之口体育館	西蒲区中之口 298 番地		
73	中之口野球場	西蒲区中之口 316 番地		
74	中之口テニスコート	西蒲区中之口 295 番地		短期
75	中之口 B&G 海洋センタープール	西蒲区中之口 335 番地 1		
76	城山運動公園	西蒲区峰岡 580 番地		
77	巻体育館	西蒲区巻甲 647 番地		短期
78	漆山体育館	西蒲区漆山 3299 番地 3		短期
79	漆山グラウンド	西蒲区漆山 3299 番地 3		廃止

(出典：新潟市提供資料を監査人加工)

施設が多ければ市民の利便性は高まるが、その維持管理にはコストもかかる。

新潟市財産経営推進計画によれば、公共施設については、本市の市民 1 人あたりの保有面積（公営住宅除く）が、政令市最大であり、昭和 50 年代（1975 年から 1984 年）に整備された施設が多いことから、今後は、耐用年数の超過や老朽化により維持修繕・更新費用の増加が見込まれている。さらに、少子高齢化の進展による社会保障費の増大や労働人口の減少などに伴い、今後も厳しい財政状況が予想され、既存の施設を現状の規模で維持修繕・更新することは困難な状況とされている。

当該状況を踏まえ、スポーツ振興課としても所管するスポーツ施設について施設としてのランク（開催可能な競技など）、人口や利用者の人数に対する数、地域性などを考慮の上、あるべき施設体系の検討を行い、再編案との調整を行いながら計画的に進めることが望ましい。

意見 50

令和4年3月に新潟市財産経営推進計画が公表され、併せて新潟市公共施設再編案が策定されている。このような中、新潟市が有する体育施設等についても再編案が示されているが、現状スポーツ振興課として具体的な施設のあるべき体制についての方針は定められていない。

スポーツ振興課としても所管するスポーツ施設について施設としてのランク（開催可能な競技など）、人口や利用者の人数に対する数、地域性などを考慮の上、あるべき施設体系の検討を行い、再編案との調整を行いながら計画的に進めることが望ましい。

⑤ 新潟市体育館にかかる対応について

新潟市財産経営推進計画に併せて公表された新潟市公共施設再編案では、新潟市体育館は短期（10年を目途）廃止の方針とされている。また、新潟市体育館は、昭和39年の新潟国体を期に建設された歴史ある体育施設ではあるが、施設が老朽化しており、体育室床下に接続している床下換気用ダクトに地下水が浸水し、湿度の関係から床板の剥離が発生する恐れがあるため、令和8年4月1日より当面の間休館することが決まっている。

休館および新規予約の停止について

新潟市体育館は、令和8年4月1日より当面の間休館します。
利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

休館期間

令和8年4月1日（水曜）より当面の間

休館理由

体育室床下に接続している床下換気用ダクトに地下水が浸水しており、湿度の関係から床板の剥離が発生する恐れがあるため。

令和7年度の利用について

令和7年6月26日（木曜）より予約受付を停止します

令和7年6月25日（水曜）までに予約を受け付けたものは利用できます。

ただし、今後安全確保が困難な場合は、速やかに利用を停止します。この場合、代替施設の手配は行いませんので、あらかじめご了承ください。

（出典：新潟市ホームページ）

現状、休館することは決定したものの、その後、どのような対応とするかは具体的に決まっていない。老朽化が進んでおり、対症療法的な修繕では、結果として多額の修繕

コストが発生する可能性もある。また、新潟市財産経営推進計画では廃止の方向性で案が公表されているものの、新潟市のフラッグシップとなる施設でもあり、廃止の結論には至っていない。

施設の老朽化は止まらない一方で、どのような方向性になるとしても短期的に対応できるものではないことから、方向性を決めた上で、ロードマップを作成するなど計画的に対応していくことが望ましい。

意見 51

新潟市財産経営推進計画に併せて公表された新潟市公共施設再編案では、新潟市体育館は短期（10年を目標）廃止の方針とされている。一方で、その後どのような対応とするかは具体的に決まっていない。

施設の老朽化は止まらない一方で、廃止や大規模修繕、建て替えといった方向性になるとしても短期的に対応できるものではないことから、方向性を決めた上で、ロードマップを作成するなど計画的に対応していくことが望ましい。

⑥ スポーツ施設にかかる指定管理業者の現金取り扱い事務に対するモニタリングについて

指定管理によるスポーツ施設において、利用料金の徴収など現金を扱うことがある。現金の取り扱いは不正が多いことから、厳格な管理が求められる。

新潟市は、現金の管理状況について指定管理者との契約書や協定書による指示、報告書の提出等によりモニタリングを行っている。また、定期的に立ち入り検査を行い事務管理状況のチェックも行っているが、現金実査や証票等との照合といったところまでは行っていない。

指定管理者の立ち入り検査の際には、現金実査の上、券売機についても券売機のレシート等の証票と照合を行うなど、より踏み込んだチェックを行うことでけん制効果も期待できる。

このように、立ち入り検査時のチェック項目に現金実査等を加えることにより、より効果的なモニタリングになると考えられ、現金に関するモニタリング方法について改めて検討することが望ましい。

意見 52

スポーツ施設において、利用料金の徴収など現金を扱うこともある。新潟市は、現金の管理状況について指定管理者の事務管理状況のチェックも行っているが、現金実査や証票等との照合といったところまでは行っていない。

立ち入り検査時のチェック項目に現金実査等を加えることにより、より効果的なモニタリングになると考えられ、現金に関するモニタリング方法について改めて検討す

ることが望ましい。

⑦ スポーツ施設の備品の棚卸について

備品については、台帳を整備の上管理している。新たに取得したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な棚卸を行った上で台帳と現物との突き合わせは行っていない。

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を添付、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

(備品の整理)

第 38 条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

(備品の管理)

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

(出典：「新潟市物品管理規則」 抜粋)

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

意見 53

備品については、台帳を整備の上管理している。新たに取得したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な棚卸を行った上で台帳と現物との突き合わせは行っていない。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

⑧ 公の施設目標管理型評価書（陸上競技場、新潟市体育館）の令和5年度評価結果未掲載について

新潟市では、目標管理型評価制度導入施設（指定管理者）について、市ホームページにて各施設の指定管理者選定過程とともに目標管理型評価書を公表している。

しかし、新潟市体育館、新潟市陸上競技場の指定管理者について、包括外部監査時において開示されているべき令和5年度の評価結果が未掲載となっていた。

単純な事務ミスと考えられるが、指定管理者の評価状況を把握できる重要な情報開示と考えられるため、適時適切に開示することが必要である。

指摘 18

新潟市では、目標管理型評価制度導入施設（指定管理者）について、市ホームページにて各施設の指定管理者選定過程とともに目標管理型評価書を公表しているが、新潟市体育館、新潟市陸上競技場の指定管理者について、包括外部監査時において開示されているべき令和5年度の評価結果が未掲載となっていた。

指定管理者の評価状況を把握できる重要な情報開示と考えられるため、適時適切に開示することが必要である。

⑨ 指定管理者の施設目標管理型評価書が継続的に「C」となっている事項への対応について

指定管理者の施設目標管理型評価書において、継続的に評価が「C」評価となっている項目がある。全体的な取組に関するコメントなどは見られるが、「C」評価となっている項目について個別の改善策や改善状況は見えづらい状況である。

■新潟市陸上競技場

視点	評価項目	評価指標	評価		
			R4	R5	R6
市民	本市施策に合致したサービス提供	<ul style="list-style-type: none"> 本市施策に合致した自主事業（スポーツ教室等）実施 事業参加者 	C	C	C

（出典：新潟市ホームページ「公の施設目標管理型評価書」より監査人加工）

■新潟市体育館

視点	評価項目	評価指標	評価
----	------	------	----

			R4	R5	R6
市民	基準利用者数の達成	利用者数	C	C	C
財務	利用者一人当たりのコスト削減額	利用者1人当たりコスト（人件費及び工事費を除く）	C	C	C
	管理運営経費削減への取り組み	管理運営経費（工事費除く）	C	C	C
	市の歳入の増加	使用料（但し、免除の状況を考慮し評価する）	C	C	C

（出典：新潟市ホームページ「公の施設目標管理型評価書」より監査人加工）

■新潟市アイスアリーナ

視点	評価項目	評価指標	評価		
			R4	R5	R6
市民	広報の充実	ホームページアクセス数	C	C	C
	基準利用者数の達成	施設利用者数	C	C	C
		氷上スポーツ教室申込者数	C	C	C
		校外活動利用数	C	C	C
		団体利用数	C	C	C

（出典：新潟市ホームページ「公の施設目標管理型評価書」より監査人加工）

「新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」において、施設の所管課は指定管理者から提出された報告書の確認及び施設への立ち入り等により業務の実施状況等を把握するとともに、必要に応じて改善を指導する旨が定められている。また、提出された事業報告書等により、指定管理者の業務及び当該施設を利用して行った自主事業について評価を行い、次年度以降の管理業務に反映するものとされている。

6 指定管理者制度導入後の対応

（1）モニタリング

指定管理者は協定で定めた業務の実施状況等について記録を行い、自己の業務につい

て点検・評価し、報告書を作成して施設の所管課に提出する。
 施設の所管課は指定管理者から提出された報告書の確認及び施設への立ち入り等により業務の実施状況等を把握するとともに、必要に応じて改善を指導する。ただし、指定管理業務従事者に対し直接的な指揮命令は行わず、指導等を行う場合は必ず書面により行うこと。

(2) 事業報告書の提出及び評価

指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を作成し市に提出しなければならない。(地方自治法第244条の2第7項)

※記載事項：管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績や管理経費等の収支状況、当該施設を利用して実施した自主事業の実施状況、利用者の意見等

また、施設の所管課は、提出された事業報告書等により、指定管理者の業務及び当該施設を利用して行った自主事業について評価を行い、次年度以降の管理業務に反映するものとする。指定管理者の業務について評価を行うときは、外部の意見も聴取することも検討するものとする。

(出典：「新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」抜粋)

以上からすれば、「C」評価となっている項目については、指定管理者が提出する事業計画書に改善策を追加させるように指導するなど、適切な指導を行うことが望ましい。

意見 54

指定管理者の施設目標管理型評価書において、継続的に評価が「C」評価となっている項目があり、個別の改善策や改善状況は見えづらい状況である。
 「C」評価となっている項目については、指定管理者が提出する事業計画書に改善策を追加させるように指導するなど、適切な指導を行うことが望ましい。

⑩ 新潟市アイスアリーナの指定管理業務について、継続的に収支がマイナスとなっていることに対する指導機能の発揮について

新潟市アイスアリーナの指定管理者による収支報告書によると、令和4年度から指定管理料収支状況は継続してマイナスとなっている。令和4年度と令和5年度においては、自主事業による収支も加味すれば全体でプラスとなるが、令和6年度においては自主事業による収支を加味してもマイナスとなっている。

(単位：千円)

報告書	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-----	----	-------	-------	-------

指定管理料 収支報告書	収入合計	118,234	116,351	101,094
	支出合計	120,071	120,871	114,649
	収支差額	△1,836	△4,519	△13,554
自主事業 収支報告書	収入合計	12,198	10,820	12,739
	支出合計	4,705	4,116	4,810
	収支差額	7,493	6,704	7,929
収支差額合計		5,657	2,185	△5,624

(出典：新潟市ホームページ 新潟市アイスアリーナ「収支報告書」を監査人加工)

収支がマイナスとなると、継続的な事業運営が困難となるとともに、必要以上に経費節約などが行われることでサービスの低下を招くリスクがあると考えられる。また、施設の老朽化に伴い、修繕等の整備費用は増加していくことが考えられることから、収支についてはプラスであればよいということではなく、ある程度余裕をもった状況が望ましい。

指定管理者が提出している最新の収支計画書でも、状況は大きく改善する見込みはないと考えられることから、新潟市は収入増加策や費用削減策について指導監督を行うほか、利用料金の見直しといった抜本的な改善策も視野に検討を行うことが望ましい。

なお、令和7年9月の市議会において、物価変動等の影響を反映した料金改定が決議され、令和8年4月1日から利用料金が改定されることとなった。

意見 55

新潟市アイスアリーナの指定管理者による収支報告書によると、令和4年度から指定管理料収支状況は継続してマイナスとなっている。収支がマイナスとなると、継続的な事業運営が困難となるとともに、必要以上に経費節約などが行われることでサービスの低下を招くリスクがあると考えられる。また、施設の老朽化に伴い、修繕等の整備費用は増加していくことが考えられる。

新潟市は収入増加策や費用削減策について指導監督を行うほか、利用料金の見直しといった抜本的な改善策も視野に検討を行うことが望ましい。

なお、令和7年9月の市議会において、物価変動等の影響を反映した料金改定が決議され、令和8年4月1日から利用料金が改定されることとなった。

⑪ スポーツ施設にかかる指定管理者の公募についての検討について

新潟市アイスアリーナに関する指定管理者の公募については、応募者が1者となっている。

応募者が1者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な施設運営へとつながらない可能性がある。新潟市アイスアリーナの運営は多くのノウハウ等が必要であり、容易に参入することはできないかもしれないが、応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。

意見 56

新潟市アイスアリーナに関する指定管理者の公募については、応募者が1者となっている。

応募者が1者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な施設運営へとつながらない可能性がある。応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。

2 事業グループ

(1) 主な業務内容

主な分掌事務は以下のとおりである

- スポーツ振興施策の企画及び調整に関する事項
- スポーツ事業の企画及び実施並びにスポーツ団体及び指導者の育成に関する事項
- 障がい者の競技スポーツの振興に関する事項
- スポーツ推進委員に関する事項
- スポーツ振興会に関する事項

(2) 個別検出事項

① 指導者育成にかかる事業の見直しについて

新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランの基本方針2として、競技力の向上、人材育成の推進が掲げられており、指導者の育成・資質向上も目標とされている。その施策として新潟市「スポ柳都にいがた」指導員養成研修会が実施され、一定の参加者数を確保するなどの成果をあげている。一方、(公財)新潟市スポーツ協会が行っているスポーツ指導者研修会も指導者の育成・資質向上の施策とされている。

基本方針		施策指標		R5年度 実績	R6年度 目標	R6年度 実績 (前年度比)
競技力の 向上、人 材育成の 推進	(1) 選手・指導者 の育成	8	スポーツ指導者研修 会参加者数	131人	100人	83人 (△48人)

(出典：第3次「スポ柳都にいがた」プラン前期実施計画令和6年度 進行管理調書)

主催	研修内容	開催数
新潟市	新潟市「スポ柳都にいがた」指導員養成研修会 「無限なる挑戦～これからの時代に期待される指導者とは～」	1回
新潟市ス ポーツ協 会	指導者の役割/ハラスメントの防止 ・スポーツ指導における倫理観	5回
	安全管理 ・心疾患 ・脳振盪	
	ジュニア期の発達/トレーニング方法	

	・ジュニア期の発達とトレーニングの進め方	
	ケガや病気 ・捻挫の応急処置と予防法	
	栄養と水分補給 ・トレーニングと食事 ・水分補給の重要性と補給方法/熱中症	

(出典：新潟市提供資料)

スポーツ指導者に求められる資質は、トレーニング科学やスポーツ医・科学の知識・技能を身に付けていることはもとより、モラルやハラスメント、コミュニケーションといった人間力も備える必要があるなど、幅広く求められると考える。

新潟市「スポ柳都にいがた」指導員養成研修会では、テーマを決めて実施しており、一定の参加者もいるものの、指導者の育成に十分な研修が行われているとは言い難い。

また、(公財)新潟市スポーツ協会が実施している指導者研修会もあることから、それぞれの研修会の位置づけや方針を定め、より実効性の上がる研修体系を構築するか、統合することで一貫通貫的な研修体系とするなども考えられる。外郭団体を含めた新潟市全体としての指導者育成事業の推進方法について見直しの余地があると考えられる。

意見 57

新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランの基本方針2として、競技力の向上、人材育成の推進が掲げられており、指導者の育成・資質向上も目標とされている。その施策として新潟市「スポ柳都にいがた」指導員養成研修会が実施されている一方、(公財)新潟市スポーツ協会が行っているスポーツ指導者研修会も指導者の育成・資質向上の施策とされている。

それぞれの研修会の位置づけや方針を定めより実効性の上がる研修体系を構築するか、統合することで一貫通貫的な研修体系とするなども考えられる。外郭団体を含めた新潟市全体としての指導者育成事業の推進方法について見直しの余地があると考えられる。

② スポーツ観戦招待事業にかかる配分の見直しについて

新潟市の事業として、スポーツを観る機会・交流機会の拡大を意図したスポーツ観戦招待事業がある。当該事業は、小中学生とその保護者を試合の観戦に招待する事業であり、予算の状況は以下のとおりである。

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
----	-------	-------	-------

サッカー（男子）観戦招待	11,000 千円	11,000 千円	10,000 千円
サッカー（女子）観戦招待	300 千円	300 千円	600 千円
野球観戦招待	200 千円	200 千円	600 千円
バスケットボール（男子）観戦招待	210 千円	210 千円	400 千円
バスケットボール（女子）観戦招待	90 千円	90 千円	200 千円
合計	11,800 千円	11,800 千円	11,800 千円

（出典：新潟市提供資料）

予算額の見直しはされているものの、対象となるスポーツは変化していない。トップレベルのスポーツを観る機会を提供することで、夢と感動を共有し、青少年の心身の健全育成とスポーツ文化の醸成を図る事業ではあるが、現状はサッカー（男子）にかなり傾斜した配分となっている。

事業の趣旨からすれば、サッカー（男子）以外のスポーツを観る機会を増やすことにも意義があると考えられるとともに、現状対象となっているスポーツ以外のスポーツについても観る機会を提供することも検討の余地があるものと考えられる。

当該事業の趣旨に照らし合わせて、対象となるスポーツの選定、予算の配分について検討することが望ましい。

意見 58

新潟市の事業として、スポーツを観る機会・交流機会の拡大を意図したスポーツ観戦招待事業がある。当該事業は、小中学生とその保護者を試合の観戦に招待する事業であるが、予算額の見直しはされているものの、対象となるスポーツは変化していない。

事業の趣旨からすれば、サッカー（男子）以外のスポーツを観る機会を増やすことにも意義があると考えられるとともに、現状対象となっているスポーツ以外のスポーツについても観る機会を提供することも検討の余地があるものと考えられる。

当該事業の趣旨に照らし合わせて、対象となるスポーツの選定、予算の配分について検討することが望ましい。

③ 事業遂行における効果を図る指標としての情報収集について

新潟市として様々なスポーツ振興施策を実施しているが、施策の検討にあたっては様々な要素を考慮しており、施策の効果については参加者数や実施回数といった指標により判断している。しかしながら、各スポーツの競技人口がどの程度なのかといった情報については詳細な情報を持っていない。

施策を検討するにあたって、その競技人口がどれほどいるのかといった情報は、施策

の効果や期待値を図るにあたって有用な情報と考えられる。効果的かつ効率的な施策を実施するために、競技人口も含めどのような情報が必要かを改めて見直した上で、情報収集することが望ましい。

意見 59

新潟市として様々なスポーツ振興施策を実施しているが、施策の検討にあたっては様々な要素を考慮しており、施策の効果については参加者数や実施回数といった指標により判断している。しかしながら、各スポーツの競技人口がどの程度なのかといった情報については詳細な情報を持っていない。

効果的かつ効率的な施策を実施するために、競技人口も含めどのような情報が必要かを改めて見直した上で、情報収集することが望ましい。

④ 国際・全国大会等誘致に向けた合宿受入れ事業における効果拡大策の検討について

国際・全国大会等誘致に向けた合宿受入れ事業は、ナショナルチームをはじめとしたトップチームの合宿を誘致し、市内における合宿実績を積み上げることにより、新潟市の知名度の向上、スポーツを通じた交流やスポーツツーリズムの推進と地域経済の活性化を図る事業である。

当該事業の成果として、合宿の誘致は行われているものの、ショートトラックスピードスケートを除けば必ずしも継続的な合宿の実施や対象競技の拡大には繋がっていない。

■合宿誘致実績

年度	実施日	競技	国	会場
H30	※H30.6.29～7.3	女子硬式野球	日本	HARDOFFECO スタジアム新潟
	※H30.6.30～7.1	女子硬式野球 (U-18)	日本	HARDOFFECO スタジアム新潟
R元	R元.6.9～6.22	ショートトラックスピードスケート	日本	MGC 三菱ガス化学アイスアリーナ
R2	R2.6～【中止】	ショートトラックスピードスケート	日本	MGC 三菱ガス化学アイスアリーナ
R3	※R3.7～【中止】	ロシア新体操	ロシア	東総合スポーツセンター
	R3.5.1～5.4	FID バスケ	日本	新潟市体育館
	※R3.7.27～8.3	フランス空手	フラン	亀田総合体育館武道場

年度	実施日	競技	国	会場
			ス	
	R3.1115～11.30	アイスホッケー女子	日本	MGC 三菱ガス化学アイスアリーナ
	R4.2.25～2.27	ユニバーシティゲームズ卓球	日本	西総合スポーツセンター
R4	R4.4.30～5.2	FID バスケット	日本	黒埼地区総合体育館・市立明鏡高等学校
	R5.2.17～2.19	ユニバーシティゲームズ卓球	日本	亀田総合体育館
R5	実績なし	-	-	-
R6	R6.7.13～20	ショートトラックスピードスケート	日本	MGC 三菱ガス化学アイスアリーナ
	※R6.9.26～30	陸上	韓国	新潟市陸上競技場ほか

R2 年度ショートトラック合宿、R3 年度ロシア新体操合宿は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

※合宿補助金支給なし

(出典：新潟市提供資料)

誘致を行い、その時に交流や地域経済の活性化が行われることも重要であるが、新潟市を知ってもらい「選ばれる都市」となることで、継続的な効果をもたらすことがより重要であると考え。その結果として、さらなる合宿実績の積み上げや、今後の国際・全国大会の誘致・開催につながることを期待できる。

しかしながら、現状は継続的に誘致されている先は少なく、効果が上がっている状況とは言い難い。継続しない要因分析やより選ばれる都市となるための施策分析を行うことで、事業の効果を上げるための検討を行うことが望ましい。

意見 60

国際・全国大会等誘致に向けた合宿受入れ事業は、合宿の誘致は行われているものの、ショートトラックスピードスケートを除けば必ずしも継続的な合宿の実施や対象競技の拡大には繋がっていないと考えられる。

継続しない要因分析やより選ばれる都市となるための施策分析を行うことで、事業の効果を上げるための検討を行うことが望ましい。

⑤ スポーツ推進委員の体制見直しについて

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき市長が委嘱する非常勤職員として、地

域のスポーツ団体や学校、PTA、自治会などと密接な連携を保ちながら、スポーツ振興会の中心的役割を担い、地域のスポーツ・レクリエーションに関する行事の企画・運営及び指導を行っている。

■スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者です。事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体との円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されています。

- ・スポーツ基本法（抜粋）
（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

(出典：スポーツ庁ホームページ)

新潟市では、令和 5 年 4 月現在では 249 名であり、年齢構成としては 24 歳から 85 歳までおり、平均年齢としては 58.6 歳となる。報酬としては、年間 1 人当たり 42,000 円を支払っている。

スポーツ推進委員は実技指導のみならず、地域住民と行政、スポーツ団体との間を円滑に取り持つ連絡調整役として、地域のスポーツ振興に貢献している。また、部活動の地域移行が進められる中、その役割期待は今まで以上に高くなっていると考えられる。一方で、新潟市でも委員数は減少傾向であり、委員の中には高齢者も含まれている。

■スポーツ推進委員人数推移

H29.4 月	H29.4 月	H29.4 月	R2.4 月	R3.4 月	R4.4 月	R5.4 月	R6.4 月
277 人	268 人	272 人	261 人	257 人	247 人	249 人	238 人

(出典：新潟市提供資料)

役割期待が大きくなっているなか委員が減少しているため、スポーツ推進委員の役割とその役割を担うために必要な人数や体制を、改めて見直すことが必要な状況になっているものと考えられる。スポーツ推進委員の役割期待を踏まえたあるべき人数・報酬といった体制の見直しをすることが望ましい。

意見 61

スポーツ推進委員は実技指導のみならず、地域住民と行政、スポーツ団体との間を円滑に取り持つ連絡調整役として、地域のスポーツ振興に貢献している。また、部活動の地域移行が進められる中、その役割期待は今まで以上に高くなっていると考えられる。一方で、新潟市でも委員数は減少傾向であり、委員の中には高齢者も含まれている。

役割期待が大きくなっているなか委員が減少しているため、スポーツ推進委員の役割とその役割を担うために必要な人数や体制を、改めて見直すことが必要な状況になっているものと考えられる。スポーツ推進委員の役割期待を踏まえたあるべき人数・報酬といった体制の見直しをすることが望ましい。

⑥ スポーツ推進委員の周知の必要性について

スポーツ推進委員は実技指導のみならず、地域住民と行政、スポーツ団体との間を円滑に取り持つ連絡調整役として、地域のスポーツ振興に貢献している。また、部活動の地域移行が進められる中、その役割期待は今まで以上に大きくなっている。一方で、新潟市でも委員数は減少傾向である。

スポーツ推進委員の地域スポーツ振興における役割期待が大きくなっていることから、スポーツの指導者側としてもスポーツを実施する側としても、その認知度を高めることが重要であり、スポーツ推進委員について、より積極的な周知活動を行うことが望ましい。

意見 62

スポーツ推進委員の地域スポーツ振興における役割期待が大きくなっていることから、スポーツの指導者側としてもスポーツを実施する側としても、その認知度を高めることが重要であり、スポーツ推進委員について、より積極的な周知活動を行うことが望ましい。

⑦ 新潟シティマラソン運営業者の公募の見直しについて

新潟シティマラソンの企画・準備・運営についての委託事業者は公募しているものの、近年は1者しか応募がない状況が続いている。

応募者が1者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な大会の開催へとつながらない可能性がある。シティマラソンの企画・準備・運営は多くのノウハウ等が必要であり、容易に参入はできないかもしれないが、応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。

意見 63

新潟シティマラソンの企画・準備・運営についての委託事業者は公募しているものの、近年は1者しか応募がない状況が続いている。

応募者が1者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な大会の開催へとつながらない可能性がある。応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。

⑧ 新潟シティマラソンの観光事業との連携強化について

新潟シティマラソンは、多くの意義・役割を持っているが、新潟市在住者以外の、外国人も含めた参加者の来訪による効果に対する期待も大きい。近年は佐渡トキマラソンとの連携や、募集要領の英語版の作成など、参加者の増加に対する施策を行っている。

新潟シティマラソンは、スポーツ振興にかかる企画ではあるが、新潟市在住以外の多くの参加者来訪や、来訪に伴う経済活性化、新潟市の魅力発信を考慮すれば、新潟市の観光施策とも関連が強い。(公財)新潟観光コンベンション協会との連携も行われているが、関係各所や団体との連携強化を進め、より効果的な大会とすることが望ましい。

意見 64

新潟シティマラソンは、多くの意義・役割を持っているが、新潟市在住者以外の、外国人も含めた参加者の来訪による効果に対する期待も大きい。

新潟シティマラソンは、スポーツ振興にかかる企画ではあるが、新潟市在住以外の多くの参加者来訪や、来訪に伴う経済活性化、新潟市の魅力発信を考慮すれば、新潟市の観光施策とも関連が強い。(公財)新潟観光コンベンション協会との連携も行われているが、関係各所や団体との連携強化を進め、より効果的な大会とすることが望ましい。

第12 (公財)新潟市スポーツ協会への監査の結果及び意見

(1) 外郭団体の概要

団体名	公益財団法人新潟市スポーツ協会				
所在地	新潟市中央区一番堀通町3-1				
設立年月日	昭和42年9月1日	代表者			
基本財産	494,500千円	市出資金等	494,500千円	市出資割合	100%
設立目的	新潟市及びその周辺の地域におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、市民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことに寄与することを目的とする。				

令和6年度 主要事業	事業名	事業内容	予算額
	講習会・研修会 事業	市民の健康増進および体力向上を図るため、講習会を開催し、スポーツ参加を促進する。また、指導者の資質向上を図るため研修会を開催する。 ・スポーツ指導者研修会 ・はじめてのフルマラソンセミナー	700千円
	主催・共催事業	市民の健康増進や競技力向上を図るため、当協会および新潟市・加盟団体・各実行委員会が主催・共催となり、各種スポーツ大会・イベントを開催する。 ・市民綱引き大会 ・スポーツ体験フェスタ2024 ・市民サッカー大会 ・市民総合体育祭 など	3,974千円
	強化事業	本市の競技力向上を図るため、加盟団体と連携を図りながらジュニア選手の育成に取り組む。 ・ジュニア強化事業 ・にいがたスーパージュニア育成事業／医科学サポート事業	11,200千円
	スポーツ少年 団事業	青少年の健全育成を目的とする日本スポーツ少年団の普及・育成のため、登録業務や各種大会の開催を行う。	590千円

	助成事業	スポーツの普及・振興を図るため、加盟団体が主催・主管する新規大会について、開催経費の一部を助成する（最長3年）。	50千円
	表彰事業	スポーツに関する功績をたたえ、スポーツ振興と競技力向上に資することを目的に、表彰を行う。 ・ジュニア優秀競技者表彰（高校生以下） ・スポーツグランプリ表彰 ・賛助会員 感謝状・功労賞	600千円
	国際交流事業	諸外国との友好親善や競技力向上を目的に、国際交流大会を市と共催するほか、加盟団体が実施する国際交流大会・イベントに対して支援を行う。	100千円
	広報活動事業	市民のスポーツ参加を促すため、本市のスポーツトピックスや本会の活動をホームページや広報誌において情報発信する。 ・機関紙「躍動」	900千円
	区スポーツ協会支援事業	地域に根差したスポーツ振興を推進するため、各区スポーツ協会の運営に要する経費について事業内容に適した補助金を交付する。	4,340千円

(2) 市の財政的、人的支援の概要

① 市からの財政支出等の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金	29,036千円	28,603千円	27,991千円
事業費補助金	—	—	—
運営費補助金	29,036千円	28,603千円	27,991千円
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—

交付金	—	—	—
委託料	—	—	—
指定管理料（公募）	—	—	—
指定管理料（非公募）	—	—	—
業務委託（随契）	—	—	—
業務委託（その他）	—	—	—
貸付金（期中借入額）	—	—	—
合計	29,036 千円	28,603 千円	27,991 千円
貸付残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
損失補償限度額	—	—	—
その他	—	—	—
財政支出等の必要性についての市の見解	公共性の高い事業を実施する当該協会においては、補助金なしでの運営は困難である。また、本市が策定するスポーツ推進計画における子どものスポーツ推進やジュニアを主体とした競技力の向上、指導者の育成などの役割を担っていることから財政支出が必要不可欠である。なお、令和4年度から事業費補助金が停止されており、事業実施にあたって財源が不足した場合は、基本財産を取り崩すこととしている。		

② 市からの人的関与の状況

令和6年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	0	1	0	1人	5	2	18	25人	26人
職員数	0	0	2	2人	0	1	2	3人	5人

(3) 財務諸表の推移

	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸	流動資産	4,237 千円	4,187 千円	6,101 千円
	固定資産	500,500 千円	494,500 千円	488,500 千円
	資産合計	504,737 千円	498,687 千円	494,601 千円

	流動負債	524 千円	2,349 千円	5,040 千円
	(うち短期借入金)	—	—	—
	固定負債	—	—	—
	(うち長期借入金)	—	—	—
	指定正味財産	500,500 千円	494,500 千円	488,500 千円
	一般正味財産	3,713 千円	1,837 千円	1,061 千円
	正味財産合計	504,213 千円	498,687 千円	489,561 千円
正味財産増減計算書	経常収益	39,895 千円	49,285 千円	46,796 千円
	経常費用	50,424 千円	51,161 千円	47,565 千円
	評価損益等	—	—	△6 千円
	当期経常増減額	△10,528 千円	△1,875 千円	△775 千円
	経常外収益	—	—	—
	経常外費用	—	—	—
	当期経常外増減額	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	△10,601 千円	△1,875 千円	△775 千円

(4) 個別検出事項

① (公財)新潟市スポーツ協会と新潟市との関係の明確化について

(公財)新潟市スポーツ協会は、新潟市の担当部署から分離して設立されており、派遣などの人員の行き来なども継続的に行われてきたという経緯がある。そのため、新潟市が担っていたスポーツ振興にかかる業務を、(公財)新潟市スポーツ協会が継続的に実施しているものが多くあるが、近年においては人員の移動もほとんどなくなり、また、令和4年度から事業費補助金が停止されており、自主財源での事業運営が求められるようになるなど、従来とは大きく環境が異なっている。

過去の経緯もあり、新潟市と(公財)新潟市スポーツ協会とは、相互補完的に新潟市のスポーツ振興に寄与してきている。しかしながら、人員についても新潟市からの派遣や新潟市OBなどは減少してきており、財政的にも運営補助金は残っているものの、事業費補助金は令和4年度から停止されており、新潟市としては、民間の法人として(公財)新潟市スポーツ協会の独立性を期待する方向性となっている。

しかしながら、(公財)新潟市スポーツ協会が行っている事業は、市が行うスポーツ振興施策と無関係ではなく、独立性を高めることと新潟市の施策に矛盾が生じる可能性がある。新潟市が令和5年3月に策定した新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランにおいても、(公財)新潟市スポーツ協会が担当とされている事業は以下のとおりである。

基本方針	基本施策	事業名	事業概要
基本方針 1	生涯スポーツ社会の実現		
(1) 誰もが参加できるスポーツの機会創出	①子どものスポーツ推進	体験会等推進事業	スポーツの普及振興を目的に、多くの子どもたちからスポーツに親しんでもらうため、気軽に参加できる体験教室等を通じて、子どもやその保護者に身体を動かす楽しさを伝えることにより、スポーツの裾野を広げることを目的に、加盟団体が実施する事業に対して経費の一部を補助します。
	②働き盛り・子育て世代のスポーツ推進	広報活動事業(再掲)	(公財)新潟市スポーツ協会及び協会加盟団体等の取り組みや活動内容について、スポーツの普及・振興ならびに市民から関心や理解を得るために、広報誌の発行やホームページによる情報発信を行います。
	⑤スポーツイベント・教室の充実開催	スポーツ大会等開催事業	「市民総合体育祭」、「市民サッカー大会」、「市民綱引き大会」、「市民親善ゴルフ大会」、「スポーツ体験フェスタ」を開催し、市民の健康増進、参加者相互の親睦、スポーツの裾野拡大を図ります。
(2) スポーツを支える環境づくり	①スポーツを支える組織(スポーツ推進委員・スポーツ振興会・スポーツ少年団・スポーツボランティア等)の育成・支援	スポーツ少年団育成	スポーツ少年団の普及育成及び活性化を図り、青少年の健全育成に資するため、登録業務や大会等の事業を実施します。
	②市民から愛される指導者の養成	スポーツ指導者研修会(再掲)	本市の競技力の向上を図るため、ジュニア強化に携わる指導者や関係者など市民を対象とした講習会を開催します。
	④気軽にスポ	広報活動事業	(公財)新潟市スポーツ協会及び協会加

	ーツに取り 組める情報 を発信	(再掲)	盟団体等の取り組みや活動内容について、スポーツの普及・振興ならびに市民から関心や理解を得るために、広報誌の発行やホームページによる情報発信を行います。
	⑥医科学など 関連分野と の連携	目指せオリン ピック！ 医科学サポ ート事業	にいがたスーパージュニア育成事業（柔道・ボクシング・バドミントン）の実施にあわせて強化現場にスポーツトレーナー等を派遣し、傷害予防やコンディショニング調整、効果的なトレーニング指導を行うことで、選手のスポーツ活動を強化、サポートします。
基本方針2 競技力の向上、人材育成の推進			
(1) 選手・指 導者の育 成	①ジュニアを 主体とした 競技力向上 施策の推進	ジュニア強化 事業	市内ジュニア選手の競技力向上を目的に、加盟競技団体と連携を図りながら将来有望な選手の育成に取り組みます。
		にいがたスー パージュニア 育成事業	オリンピックや国際大会等で活躍する輩出に向け、全国トップレベルで活躍している選手、コーチ等を「にいがたスペシャルコーチ」として委嘱し、より一層のジュニア強化を図ります。
	②指導者の育 成、資質向 上の取り組 み	スポーツ指導 者研修会	本市の競技力の向上を図るため、ジュニア強化に携わる指導者や関係者など市民を対象とした講習会を開催します。

(出典：「スポ柳都前期実施計画 R6 進行管理調書」を監査人が加工)

そのため、新潟市と（公財）新潟市スポーツ協会の関係を役割と財源のあり方も含めて改めて整理することで、明確化を行うことが望ましい。

意見 65

新潟市と（公財）新潟市スポーツ協会とは、相互補完的に新潟市のスポーツ振興に寄与してきている。しかしながら、人員についても新潟市からの派遣や新潟市OBなどは減少してきており、財政的にも運営補助金は残っているものの、事業費補助金は令和4年度からカットされており、新潟市としては、民間の法人として（公財）新潟市スポーツ協会の独立性を期待する方向性となっている。

しかしながら、(公財)新潟市スポーツ協会が行っている事業は、市が行うスポーツ振興施策と無関係ではなく、独立性を高めることと新潟市の施策に矛盾が生じる可能性がある。そのため、新潟市と(公財)新潟市スポーツ協会の関係を役割と財源のあり方も含めて改めて整理することで、明確化を行うことが望ましい。

② (公財)新潟市スポーツ協会の自主財源について

(公財)新潟市スポーツ協会は公益財団法人として独立した法人であり、新潟市としても独立した法人としての自主的な運営を期待している。

一方、(公財)新潟市スポーツ協会は新潟市の出捐を受けている外郭団体であり、過去の経緯から新潟市が担っていたスポーツ施策の多くを引きついで事業を行っている。また、公益財団法人という非営利法人であり、収益事業については公益目的事業に支障を及ぼさない範囲に限られる。

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

(中略)

七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(以下略)

(出典：「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 抜粋)

このような中、(公財)新潟市スポーツ協会への事業補助金が打ち切れ自主財源での運営が求められているため、(公財)スポーツ協会としては収益獲得のための施策検討が必要となっており、新潟市の外郭団体評価の中においても自主財源の確保が経営課題として識別されている。さらに、財源確保目的も含めた他の団体との組織再編の必要性といった議論も行われている。

以上の状況を踏まえ、(公財)新潟市スポーツ協会の設立目的である、新潟市及びその周辺の地域におけるスポーツの普及振興を行うためには、(公財)新潟市スポーツ協会として自主財源を確保する努力を行わなければならない状況下にある。

他方で、他の地域におけるスポーツ協会においては、地方自治体からの指定管理業務や指定管理業務の中での自主事業、地方自治体からの事業の業務委託等を行い、財源を確保しているケースが多いと考えられることから、新潟市も自主財源の確保の検討に関

与することが望ましいと考える。

また、組織再編についても、その対象が外郭団体といった地方公共団体等が関与している組織となる場合、関与している地方公共団体等の方針が重要となる。さらに、その対象がその他の民間企業の場合、公益目的やスポーツ施策の目的に照らし合わせて適切かといった論点が生じ、(公財)新潟市スポーツ協会独自の判断で自由に行うことについては困難であることが想定される。

組織再編を含む組織のあり方をどうするのかということについては、新潟市のスポーツ施策にも大きな影響を与えると考えられるため、新潟市とスポーツ協会とでしっかりとした協議を行うとともに、新潟市としても積極的な関与を行うことが望ましい。

意見 66

(公財)新潟市スポーツ協会への事業補助金が打ち切れ自主財源での運営が求められており、(公財)新潟市スポーツ協会としては収益獲得のための施策検討が必要となっている。他方で、(公財)新潟市スポーツ協会は新潟市の出捐を受けている外郭団体であり、過去の経緯から新潟市が担っていたスポーツ施策の多くを引きついで事業を行っている。また、公益財団法人という非営利法人であり、収益事業については公益目的事業に支障を及ぼさない範囲に限られることから、新潟市も自主財源の確保の検討に関与することが望ましいと考える。

また、財源確保目的も含めた他の団体との組織再編の必要性といった議論も行われているが、新潟市のスポーツ施策にも大きな影響を与えると考えられるため、新潟市と(公財)新潟市スポーツ協会とでしっかりとした協議を行うとともに、新潟市としても積極的な関与を行うことが望ましい。

③ 主要事業の見直しについて

(公財)新潟市スポーツ協会では、過去の経緯から、市が担っていたスポーツ振興にかかる業務を継続的に実施しているものが多く、大きく見直しがなされないまま現状に至っている。

■令和6年度 事業実績

事業		金額
1 講習会・研修会事業	(1) スポーツ指導者研修会	93,991 円
	(2) 初めてのフルマラソンセミナー	312,241 円
2 主催・共催事業(スポーツ大会等)	(1) 第 60 回市民総合体育祭	1,090,708 円
	(2) 新潟フレンドリーカップ第 23 回市民サッカー大会	175,365 円

事業		金額
	(3) 新潟しんきんカップ第36回市民綱引き大会	400,000 円
	(4) スポーツ体験フェスタ 2024	407,437 円
	(5) 共催事業等 大会の円滑な運営に向けて、実行委員会への参画など事業協力	
3 強化事業	(1) ジュニア強化事業	6,917,152 円
	(2) にいがたスーパージュニア育成事業／目指せオリンピック！医科学サポート事業	3,899,984 円
4 スポーツ少年団事業	(1) スポーツ少年団育成	418,793 円
5 助成事業	加盟団体が主催する大会（新規）に対して助成を行う	該当なし
6 表彰事業	(1) ジュニア優秀競技者表彰	271,480 円
	(2) スポーツグランプリ表彰	
	(3) 賛助会員表彰	
7 国際交流事業	スポーツによる国際交流事業（1件）に対して、後援	0 円
8 広報活動事業	(1) 広報誌「躍動」	866,250 円
9 区スポーツ協会支援事業	各区のスポーツ普及・振興を目的に、区スポーツ協会の事業運営に要する経費に 補助金を交付し支援	4,340,000 円

（出典：新潟市スポーツ協会ホームページより監査人加工）

しかし、新潟市からの事業補助金が停止されるなど財源の状況も変わってきている中、限られた財源の中で、(公財)新潟市スポーツ協会として何を実施すべきなのか何を実施していくのかについて、見直しが必要な状況となっている。

少しずつ事業の見直しは行われてきているが、抜本的な変更は行われていない。財源の状況も変わってきており、優先度と重要度をふまえて法人としての方針を定め、より効果的な事業運営が望ましい。

意見 67

(公財)新潟市スポーツ協会は限られた財源の中で、(公財)新潟市スポーツ協会として何を実施すべきなのか何を実施していくのかについて、見直しが必要な状況となっている。

財源の状況も変わってきており、優先度と重要度をふまえて法人としての方針を定め、より効果的な事業運営が望ましい。

④ 区スポーツ協会支援事業の在り方について

(公財)新潟市スポーツ協会は新潟市各区のスポーツ協会に対して、支援事業として補助金を支払っている。ただし、各区のスポーツ協会は独自に事業を行っており、(公財)新潟市スポーツ協会は直接的には関与していない。

■各区補助金 (令和6年度)

区	補助金額	事業内容
北	700,000 円	エンジョイスポーツ in 北区 ほか
東	386,000 円	ジュニア表彰式、技術講習会 ほか
中央	367,000 円	ミニバス交流大会、フットサル交流大会 ほか
江南	500,000 円	ソフトボール大会、スポーツ表彰式 ほか
秋葉	350,000 円	スポーツ振興大会 (表彰・講演) ほか
南	500,000 円	白根ハーフマラソン、表彰式 ほか
西	367,000 円	会長杯少年野球大会、ジュニア育成 ほか
西蒲	1,170,000 円	Nishikan スポーツフェスティバル大会 ほか
合計	4,340,000 円	

(出典：新潟市スポーツ協会ホームページ)

これは、新潟市が各区のスポーツ協会の活動を支援するための事業と考えられ、過去の経緯から (公財)新潟市スポーツ協会がその事務を担っていたものと考えられるが、前述のとおり、事業補助金が停止され、(公財)新潟市スポーツ協会として財源確保と事業の実施を検討しなければならない状況となっている中、各区のスポーツ協会の活動支援のための負担のみが (公財)新潟市スポーツ協会に残っている状況となっている。本来、各区のスポーツ協会の活動支援をするのはどこなのかを整理した上で、これら支援事業のあり方についても見直しが必要と考えられる。

意見 68

(公財)新潟市スポーツ協会は新潟市各区のスポーツ協会に対して、支援事業として補助金を支払っている。ただし、各区のスポーツ協会は独自に事業を行っており、(公財)新潟市スポーツ協会は直接的には関与していない。

本来、各区のスポーツ協会の活動支援をするのはどこなのかを整理した上で、これら支援事業のあり方についても見直しが必要と考えられる。

⑤ 新潟市における各区スポーツ協会の事務負担について

新潟市と各区スポーツ協会との連携において、北区、江南区、秋葉区、南区、西蒲区については各区役所と連携し各区スポーツ協会がスポーツ振興事業を行っている。一方、東区、中央区、西区については、新潟市スポーツ協会が事務局を担っている状況である。

これは、新潟市と各区スポーツ協会との連携の現在の在り方は、過去の市町村合併の影響を受けたものと考えられるが、その後見直しが図られないまま現在に至っており、新潟市と各区スポーツ協会との連携状況が統一されていない。そのため、各区のスポーツ振興に対する市役所、区役所、新潟市スポーツ協会、区スポーツ協会の役割とあり方が曖昧な状況となっていると考えられる。

各区のスポーツ振興について、区行政事務を担う区役所と区スポーツ協会にて事業を行うのか、新潟市スポーツ協会が各区スポーツ協会を統括するのか、市役所・区役所・新潟市スポーツ協会・区スポーツ協会それぞれの役割とあり方について、見直すことが望ましい。

意見 69

新潟市と各区スポーツ協会との連携の現在の在り方は、過去の市町村合併の影響を受けたものと考えられるが、その後見直しが図られないまま現在に至っており、新潟市と各区スポーツ協会との連携状況が統一されていない。

各区のスポーツ振興について、区行政事務を担う区役所と区スポーツ協会にて事業を行うのか、(公財)新潟市スポーツ協会が各区スポーツ協会を統括するのか、市役所・区役所・(公財)新潟市スポーツ協会・区スポーツ協会それぞれの役割とあり方について、見直すことが望ましい。

⑥ 適時適切な登記事務について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、役員等の氏名は登記事項となっており、登記事項の変更が生じた場合には、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされている。

第二款 主たる事務所の所在地における登記

(一般社団法人の設立の登記)

第三百一条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

(中略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(中略)

五 理事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

八 監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

九 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

(以下略)

(一般財団法人の設立の登記)

第三百二条 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行わなければならない。

(中略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(中略)

五 評議員、理事及び監事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

(以下略)

(変更の登記)

第三百三条 一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記を行わなければならない。

(出典：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」 抜粋)

しかし、(公財)新潟市スポーツ協会では現状は事務の遅れにより2週間以内に間に合っていない。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類(就任承諾書等)の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配付し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

指摘 19

登記事項の変更が生じた場合には、2週間以内に、その主たる事務所の所在地にお

いて、変更登記をすることが必要とされている。しかし、(公財)新潟市スポーツ協会では現状は事務の遅れにより2週間以内に間に合っていない。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類(就任承諾書等)の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配付し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

⑦ 役員改選における欠格事由の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律では、役員に欠格事由に該当するものがある場合、公益認定が取り消されることになっている。

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項(第四号を除く。)又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団・財団法人法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)

(以下略)

(公益認定の取消し)

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

(以下略)

(出典：「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 抜粋)

(公財)新潟市スポーツ協会では、役員就任時には欠格事由の有無を確認しているが、改選時には、改めて確認するという事は行われていない。

公益認定の取り消しは、法人にとって大きな影響を与えることから、何が欠格事由に該当するのか、該当する事象があるのかの確認は非常に重要である。法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書等を入手することが望ましい。

意見 70

(公財)新潟市スポーツ協会では、役員就任時には欠格事由の有無を確認しているが、改選時には、改めて確認するという事は行われていない。

公益認定の取り消しは、法人にとって大きな影響を与えることから、何が欠格事由に該当するのか、該当する事象があるのかの確認は非常に重要である。法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書等を入手することが望ましい。

⑧ 役員人数の見直しについて

(公財)新潟市スポーツ協会では、現状、役員的人数が非常に大人数となっている。そのため、日程調整等が煩雑であり、適時の開催が難しい状況になっている。

■公益財団法人新潟市スポーツ協会役員（令和7年6月1日現在）

役職名	氏名	所属機関・団体役職名	備考
会長	中原 八一	新潟市長	代表理事
副会長	山内 春夫	新潟大学名誉教授	

副会長	荻 莊 誠	新潟市江南区スポーツ協会会長	
副会長	坂 上 昭	新潟市バドミントン協会副会長	
副会長	大 森 豪	新潟医療福祉大学教授	
副会長	高 田 章 子	新潟市文化スポーツ部長	
専務理事	阿 部 眞 也	新潟市スポーツ協会専務理事	業務執行理事
常務理事	大 坂 一 男	新潟市スポーツ振興課長	
理 事	梅 津 雅 史	新潟市中学校体育連盟事務局長	以下五十音順
〃	金 子 政 信	新潟市ダンススポーツ連盟会長	
〃	小 池 功	新潟市相撲連盟副理事長	
〃	齋 藤 喜 慶	新潟市レスリング協会会長	
〃	鈴 木 厚	新潟市バスケットボール協会会長	
〃	関 原 一 成	新潟市ラグビーフットボール協会副会長	
〃	田村利恵子	新潟市陸上競技協会理事	
〃	徳 田 絵 美	新潟市馬術協会理事	
〃	中 倉 一 浩	新潟市柔道連盟会長	
〃	東村里恵子	新潟市秋葉区スポーツ協会副理事長	
〃	松 木 保	新潟水泳協会副会長	
〃	丸 山 英 人	新潟市少林寺拳法協会理事長	
〃	若 林 功	新潟市ソフトテニス協会副会長	
〃	渡 辺 浩 司	新潟市サッカー協会会長	
〃	和 田 良 夫	新潟市卓球連盟会長	
監 事	平 澤 徹	新潟市野球連盟副理事長	
〃	曾根千恵子	新潟市開発公社スポーツプロモーション課長	

(出典：(公財)新潟市スポーツ協会提供資料)

なお、定款では、役員が理事 15 名以上 25 名以内、監事が 3 名以内とされている。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とすることができる。

- 3 会長以外の理事のうち、6名以内を副会長とすることができる。
- 4 前2項以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
- 5 前3項以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 6 第2項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事、第4項の専務理事を同法上の業務執行理事とする。

(出典：「公益財団法人新潟市スポーツ協会 定款」 抜粋)

(公財)新潟市スポーツ協会は新潟市のスポーツ振興に関する事業を行っており、多くの利害関係者がいることから、各種団体やスポーツ代表者の意見を反映させることは重要である一方、役員が大人数であることは柔軟な意思決定が困難となることや適時適切な開催と決議ができないリスクが考えられる。この点、各利害関係者の意見を反映させるということについては、意見交換会の開催といった運用の仕方も考えられる。

適切な役員会運営のために、適切な役員人数について見直すことが望ましい。

意見 71

- (公財)新潟市スポーツ協会では、現状、役員の人数が非常に大人数となっている。そのため、日程調整等が煩雑であり、適時の開催が難しい状況になっている。
- 適切な役員会運営のために、適切な役員人数について見直すことが望ましい。

⑨ 会長と専務理事の職務執行報告にかかる議事録整備について

(公財)新潟市スポーツ協会では、定款第23条において、会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない旨が定められており、理事会において報告がなされているものの、理事会議事録上は、報告されていることが明確に記載されていない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、その職務を執行する。
 - 5 常務理事は専務理事を補佐し、その職務を執行する。
 - 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(出典：「公益財団法人新潟市スポーツ協会 定款」 抜粋)

議事録に何をどこまで記載するのは法人ごとの実情に合わせた記載が許容できるものと考えられるが、定款等において必要とされている事項については、適切に実施されていることがわかるように議事録に記載することが望ましい。

意見 72

(公財)新潟市スポーツ協会では、会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないが、理事会議事録上は、報告されていることが明確に記載されていない。
適切に実施されていることがわかるように議事録に記載することが望ましい。

⑩ 加盟団体の提出書類について

(公財)新潟市スポーツ協会の加盟団体は、毎年4月末までに事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書を本会会長に提出しなければならない。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、本協会及び本協会の加盟団体並びにその他関係団体との連携を密にし、新潟市のスポーツ振興に努めるものとする。

2 加盟団体は、次の事業を実施しなければならない。

- (1) 市民を対象とした競技会又は集会等の事業
- (2) 講習会、研修会等の普及事業
- (3) 市民総合体育祭への参加事業

3 加盟団体は、毎年4月末までに事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書を本会会長に提出しなければならない。

(出典：(公財)新潟市スポーツ協会「加盟団体に関する規定」 抜粋)

しかしながら、加盟団体の事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書の提出状況を検証したところ、往査時点にて適切に提出されていない団体が散見された。

新潟市スポーツ協会としては、加盟団体が(公財)新潟市スポーツ協会及び(公財)新潟市スポーツ協会の加盟団体並びにその他関係団体との連携を密にし、新潟市のスポーツ振興に努めているのか、適切な事業を行っているのかのモニタリングをするために資料を提出させていると考えられるため、規程に基づき適切に資料を入手すべきである。

指摘 20

(公財)新潟市スポーツ協会の加盟団体は、毎年4月末までに事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書を本会会長に提出しなければならないが、加盟団体の事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書が、往査時点にて適切に提出されていない団体が散見された。

規程に基づき適切に資料を入手すべきである。

⑪ 競技人口の把握について

(公財)新潟市スポーツ協会では様々なスポーツ振興事業を行っており、その関連スポーツは多岐にわたるが、各スポーツ施策を行うにあたって、その目的や影響、効果を検討するにはそもそもの各競技における競技人口は重要な要素と考えられる。しかしながら、現状では競技人口については大雑把にしか把握ができていない。

各施策の目的や影響、効果を検討するにあたって、競技人口等の情報把握の精度を向上させることが望ましい。

意見 73

各スポーツ施策を行うにあたって、その目的や影響、効果を検討するにはそもそもの各競技における競技人口は重要な要素と考えられる。しかしながら、現状では競技人口については大雑把にしか把握ができていない。

各施策の目的や影響、効果を検討するにあたって、競技人口等の情報把握の精度を向上させることが望ましい。

⑫ ジュニア強化補助金の事務について

(公財)新潟市スポーツ協会が行っている補助金等の交付にかかる事業について、「補助金等交付規則」では、提出書類の審査を経て交付することになっている。

(交付の申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に係る収支予算書
- (2) 補助事業に係る事業計画書
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 補助事業の目的及び内容により、会長が特に認めた場合は、前項に規定する書類の全部又は一部を省略することができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 会長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付するか否かを決定するものとする。この場合において、会長は、当該申請をした者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合は、補助金等の不交付の決定をすることができる。

2 前項の規定により、補助金等の交付を決定したときはその決定の内容(交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件)を、補助金等の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金等交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(出典：(公財)新潟市スポーツ協会「補助金等交付規則」 抜粋)

しかし、ジュニア強化事業の補助金について、交付決定は令和6年4月1日となっているものの、提出された収支予算書が令和6年7月12日と事後入手となっている事例があった。これは、従来の実務として、補助事業に係る事業計画書の提出がなされれば、交付の決定が行われるという運用となっていたためである。

補助金等の交付にあたっては、適切に審査を行うべきであり、適切な審査のためには必要書類を適切に入手する必要がある。規程に基づき、必要書類を適切に入手し、その審査を経た上で補助金を出すという事務を徹底すべきである。

指摘 21

(公財)新潟市スポーツ協会が行っている補助金等の交付にかかる事業について、「補助金等交付規則」では、提出書類の審査を経て交付することになっている。しかし、ジュニア強化事業の補助金について、交付決定は令和6年4月1日となっているものの、提出された収支予算書が令和6年7月12日と事後入手となっている事例があった。

規程に基づき、必要書類を適切に入手し、その審査を経た上で補助金を出すという事務を徹底すべきである。

⑬ ジュニアの支援方針について

(公財)新潟市スポーツ協会では、ジュニアの強化に関する事業を行っており、その中には「にいがたスーパージュニア育成事業」「目指せオリンピック！医科学サポート事業」として、柔道、ボクシング、バドミントン、卓球という4団体についてジュニア強化の事業が行われている。

なお、平成28年度から始まった事業ではあるが、当初、柔道、ボクシングの2団体

だったものから直近では4団体へと増加はしているものの、対象となるスポーツの見直しや入れ換え等は行われておらず、事業の成果も見えにくい状況である。

■にいがたスーパージュニア育成事業

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
ボクシング	750	750	750
柔道	750	868	692
バトミントン	750	750	750
卓球		700	700
合計	2,250	3,068	2,892

(出典：(公財)新潟市スポーツ協会提供資料)

■目指せオリンピック！医科学サポート事業

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
ボクシング	250	250	43
柔道	250	0	250
バトミントン	250	32	149
卓球		300	300
合計	750	582	743

(出典：(公財)新潟市スポーツ協会提供資料)

事業の設立当初は、個別の事情を踏まえて開始されたと考えられるが、スポーツに関しては年々外部環境も変化し、スポーツ選手も入れ替わるため、状況に応じた支援を行う必要があると考えられる。

ジュニアの支援を行うにあたっては、実効性が上がるように、支援対象を団体にするのか個人を対象にするのか、どのような競技を対象にするのか等、支援のあり方について見直しをすることが望ましい。

意見 74

(公財)新潟市スポーツ協会では、ジュニアの強化に関する事業を行っており、その中には「にいがたスーパージュニア育成事業」「目指せオリンピック！医科学サポート事業」として、4団体についてジュニア強化の事業が行われているが、対象となるスポーツの見直しや入れ換え等は行われておらず、事業の成果も見えにくい状況である。

ジュニアの支援を行うにあたっては、実効性が上がるように、支援対象を団体にす

るのか個人を対象にするのか、どのような競技を対象にするのか等、支援のあり方について見直しをすることが望ましい。

⑭ 指導者育成事業の在り方について

(公財)新潟市スポーツ協会は、スポーツ指導者の育成について指導者研修会を開催している。スポーツ指導者については、単なる各競技の技術的なことのみならず、精神、身体的なことやハラスメント等幅広い知識経験が求められるところ、(公財)新潟市スポーツ協会でも幅広い研修が行えるようにカリキュラムを組んでいる。

新潟市でもスポーツ指導者の育成を目標として事業を行っており、目的としては重複するところがある。新潟市の事業と(公財)新潟市スポーツ協会の事業とで調整を行い、必要に応じて委託をすることで、より効果的・効率的に実施できると考えられる。

意見 75

(公財)新潟市スポーツ協会は、スポーツ指導者の育成について指導者研修会を開催している。

新潟市でもスポーツ指導者の育成を目標として事業を行っており、目的としては重複するところがある。新潟市の事業と(公財)新潟市スポーツ協会の事業とで調整を行い、必要に応じて委託をすることで、より効果的・効率的に実施できると考えられる。

⑮ 補助金等の交付にかかる情報開示について

(公財)新潟市スポーツ協会における「補助金等交付規則」の第5条において補助金に関する情報開示の定めがあり、補助金の交付に関しては、(公財)新潟市スポーツ協会、補助事業者ともに一定の情報開示が求められている。

(取扱基準の設定)

第4条 会長は、次の事項について補助金等ごとに取扱基準を定めるものとする。

- (1) 補助事業の目標
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助額及びその算定方法又は補助率
- (4) 補助事業の評価の時期等
- (5) 補助事業の終期
- (6) 情報の公表の方法等
- (7) その他必要と認める事項

(情報の公表)

第5条 会長は、補助金等の交付に関する情報を公表するものとする。
2 補助事業者は、当該補助事業に関する情報を前条の取扱基準に基づき公表するものとする。

(出典：新潟市スポーツ協会「補助金等交付規則」 抜粋)

ただし、現状において補助金の交付に関する情報については、公表されていないものも存在しており、規定を順守していない状況となるため不適切である。

しかしながら、補助金については補助事業者が公表するのが現実的ではない場合もあり、規定と実態とで整合していない。また、必ずしも会長、補助事業者双方が情報を開示する必要がないことも想定される。

補助金等の交付にかかる情報開示については、実態に即して規定を見直すことが必要と考える。

指摘 22

(公財)新潟市スポーツ協会における「補助金等交付規則」の第5条において補助金に関する情報開示の定めがあり、補助金の交付に関しては、(公財)新潟市スポーツ協会、補助事業者ともに一定の情報開示が求められている。
しかしながら、現状において補助金の交付に関する情報については、公表されていないものも存在しており、規定を順守していない状況となるため不適切である。
補助金等の交付にかかる情報開示については、実態に即して規定を見直すことが必要と考える。

⑯ 備品の管理について

(公財)新潟市スポーツ協会では、備品の管理については「経理規程」の固定資産の管理にかかる定めによっており、取得価額が20万未満の備品については台帳に記載しない方針となっている。現状において、備品台帳に記載されているものはない。

第5章 固定資産

(固定資産の範囲)

第19条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産及びその他固定資産に区別する。

(1)基本財産

有価証券、銀行預金等

(2)その他固定資産

耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上の資産

(中略)

(固定資産の管理)

第 23 条 固定資産の管理者は、事務局次長とし固定資産台帳を設けて、固定資産を管理しなければならない。

(中略)

(現物の照合)

第 24 条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て帳簿の整備を行なわなければならない。

(出典：新潟市スポーツ協会「経理規程」 抜粋)

しかしながら、PC や机、ロッカーといった備品そのものは業務上使用されている。規程に基づく運用とはなっているが、業務上使用されている備品等がある以上は、備品の管理対象を見直した上で、定期的な現物確認を行うような運用へと見直すことが望ましい。

意見 76

(公財)新潟市スポーツ協会では、備品の管理については「経理規程」の固定資産の管理にかかる定めによっており、取得価額が 20 万未満の備品については台帳に記載しない方針となっている。

しかしながら、PC や机、ロッカーといった業務上使用されている備品等がある以上は、備品の管理対象を見直した上で、定期的な現物確認を行うような運用へと見直すことが望ましい。

⑰ 退職金制度の整備について

(公財)新潟市スポーツ協会では、退職金について新潟市職員の規程を参考に支給する方針で考えているが、根拠となる規程は検討中という状況である。

退職金については、支給の根拠となる規程を明確に整備することが必要である。なお、退職金について規程を整備し、制度上明確になった場合には、会計上、退職給付引当金の計上が求められるため留意が必要である。

意見 77

(公財)新潟市スポーツ協会では、退職金について支給する方針で考えているが、根拠となる規程は検討中という状況である。

退職金については、支給の根拠となる規程を明確に整備することが必要である。なお、退職金について規程を整備し、制度上明確になった場合には、会計上、退職給付

引当金の計上が求められるため留意が必要である。

以上